

第43回

# 全国保育集会

議案・資料集

● 2023年7月29日～30日



主催：全日本自治団体労働組合

## 全国保育集会開催地一覧

回数	年	開催地	回数	年	開催地
第1回	1980年	長野県 松本市	第23回	2002年	三重県 伊勢市 鳥羽市
第2回	1981年	長野県 松本市	第24回	2003年	愛媛県 松山市
第3回	1982年	長野県 松本市	第25回	2004年	兵庫県 神戸市
第4回	1983年	長野県 松本市	第26回	2005年	神奈川県 横浜市
第5回	1984年	長野県 松本市	第27回	2006年	鳥取県 鳥取市
第6回	1985年	島根県 松江市	第28回	2007年	北海道 札幌市
第7回	1986年	石川県 金沢市	第29回	2008年	山形県 上山市
第8回	1987年	大分県 大分市	第30回	2009年	鹿児島県 鹿児島市
第9回	1988年	香川県 高松市	第31回	2010年	和歌山県 和歌山市
第10回	1989年	長野県 松本市	第32回	2011年	富山県 富山市
第11回	1990年	福島県 福島市	第33回	2012年	高知県 高知市
第12回	1991年	福岡県 福岡市	第34回	2013年	大分県 大分市
第13回	1992年	山口県 山口市	第35回	2014年	埼玉県 さいたま市
第14回	1993年	徳島県 徳島市	第36回	2015年	山口県 山口市
第15回	1994年	群馬県 前橋市	第37回	2016年	新潟県 新潟市
第16回	1995年	福井県 福井市	第38回	2017年	愛知県 名古屋市
第17回	1996年	大阪府 大阪市	第39回	2018年	大阪府 大阪市
第18回	1997年	北海道 札幌市	第40回	2019年	長崎県 佐世保市
第19回	1998年	東京都	第41回	2021年	WEB会議
第20回	1999年	長野県 長野市	第42回	2022年	東京都 / WEB併用
第21回	2000年	熊本県 熊本市	第43回	2023年	東京都 / WEB併用
第22回	2001年	千葉県			

# 全 体 集 会 日 程

2023年7月29日（土）14：00～17：00  
東京・ニッショーホール

13：00～ 受付開始

14：00～ 開 会

開会あいさつ

評議会あいさつ 古 林 明 郎 社会福祉評議会議長

主催者あいさつ 青 木 真理子 自治労本部副中央執行委員長

来賓あいさつ 岸 真紀子 自治労組織内参議院議員

14：15～ 幼児教育・保育を取り巻く情勢について

門 崎 正 樹 自治労本部社会福祉局長

14：35～ 基調提起

「幼児教育・保育の現状と課題」

自治労社会福祉評議会 保育部会 部会長 徳 田 武 史

15：00～ 休 憩

※エファジャパンの紹介動画を放映します

15：15～ リフレッシュヨガ

花 崎 晶 ワークショップファシリテーター・ヨーガ講師

15：25～ 記念講演

「みんな違っていい。こども真ん中。こどもたちの多様性を認める社会の実現  
に向けて」【動画配信】

星 山 麻 木 明星大学教育学部教育学科教授

16：45～ 質 疑【WEB】

17：00 閉 会

★ トロル、エファジャパンの物販は、ニッショーホール（7/29）と日本教育会館（7/30）  
で実施します。

## 分 科 会 日 程

2023年7月30日（日）10：00～13：00  
東京・日本教育会館、自治労会館

### <第1分科会 保育> ハイブリッド形式 日本教育会館 8階「第1会議室」

9：30～ 接続開始・対面受付開始

10：00～ 開 会

講演テーマ：教育・保育現場における医療的ケアの現状と課題

講師：栗原 亜紀 東京都立府中療育センター小児科医長

13：00 閉 会

### <第2分科会 児童館・放課後児童クラブ（学童保育）>

対面のみ 日本教育会館 7階「中会議室」

9：30～ 対面受付開始

10：00～ 開 会

講演テーマ：学童保育の集団とあそび

講師：代田 盛一郎 大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科 教授

13：00 閉 会

### <第3分科会 幼稚園・認定こども園>

対面のみ 日本教育会館 8階「第2会議室」

9：30～ 対面受付開始

10：00～ 開 会

講演テーマ：幼稚園・認定こども園を取り巻く現状について

講師：門崎 正樹 社会福祉評議会事務局長（自治労本部社会福祉局長）

講演テーマ：幼稚園・認定こども園の現状と期待

講師：山口 和浩 社会福祉法人カメラリア 大村椿の森学園

理事・法人統括事務長

事例報告①北海道本部 橋端 純恵さん（厚沢部町職員組合）

事例報告②香川県本部 今井 智代子さん（香川県本部特別執行委員）

12：30 閉 会

＜第4分科会 保育現業＞ 対面のみ 自治労会館 6階ホール

9：30～ 対面受付開始

10：00～ 開 会

講演テーマ：保育現業の現状と課題

講師：吉 村 秀 則 自治労本部現業局長

講演テーマ：防災食の実践体験～自治体で取り組むときのポイント～

講師：辻 由起子 ほくせつ親子防災部代表、こども家庭庁参与

12：45 閉 会

※ 第4分科会では、防災食の実演と試食を行います。味が濃いと感ずる場合もあるため、飲み物を各自でご用意お願いします（自治労会館内には、自動販売機も設置されています）。

●ニッショーホール

〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル

最寄り駅：新橋駅、汐留駅

<http://nissho-hall.jp/accesmap.html>

●日本教育会館

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2

最寄り駅：神保町駅

<https://www.jec.or.jp/access.html>

●自治労会館6階ホール

〒102-8464 東京都千代田区六番町1

最寄り駅：麴町駅、市ヶ谷駅、四谷駅

<https://www.jichiro.gr.jp/access/>

## 第43回保育集会 ウェブURL等

日程		7月29日（土）		
午前	内容	全体集会		
	時間	14：00～17：00		
	形式	ハイブリッド形式		
	会場	東京・ニッショーホール		
	ZOOM	URL <a href="https://us02web.zoom.us/j/87058488693">https://us02web.zoom.us/j/87058488693</a>		
		ミーティングID: 870 5848 8693 パスコード: 856655		
	YouTube	<a href="https://youtube.com/live/On66RGH5_s4?feature=share">https://youtube.com/live/On66RGH5_s4?feature=share</a>		
講師	星山 麻木 明星大学教育学部教育学科教授			
日程		7月30日（日）		
午前	内容	保育	学童保育	
	分科会	第1分科会	第2分科会	
	時間	10：00～13：00	10：00～13：00	
	形式	ハイブリッド形式	対面形式	
	会場	日本教育会館8階「第1会議室」	日本教育会館7階「中会議室」	
	URL	<a href="https://us02web.zoom.us/j/87058488693">https://us02web.zoom.us/j/87058488693</a>	—	
	ZOOM	ID: 870 5848 8693 パスコード: 856655	—	
	YouTube	—	—	
	講師	栗原 亜紀 東京都立府中療育センター小児科医長	代田 盛一郎 大阪健康福祉短期大学子ども福祉学科教授	
	日程	9：30～	受付・接続開始	9：30～ 受付開始
		10：00～	開会	10：00 開会
13：00		閉会	13：00 閉会	
午後	内容	幼稚園・認定こども園	保育現業	
	分科会	第3分科会	第4分科会	
	時間	10：00～12：30	10：00～12：45	
	形式	対面形式	対面形式	
	会場	日本教育会館8階「第2会議室」	自治労会館 6階ホール	
	ZOOM	—	—	
	YouTube	—	—	
	講師	門崎 正樹 自治労本部社会福祉局長	吉村 秀則 自治労本部現業局長	
		山口 和浩 大村椿の森学園理事	辻 由起子 ほくせつ親子防災部代表	
	日程	9：30～	受付開始	9：30～ 受付開始
10：00～		開会	10：00～ 開会	
12：30		閉会	12：45 閉会	



# 目 次

## I 基調提起

1. 基調提起「幼児教育・保育を取り巻く情勢について」  
門 崎 正 樹 自治労本部総合政治政策局社会福祉局長 …………… 11
2. 基調提起「幼児教育・保育の現状と課題」  
徳 田 武 史 自治労社会福祉評議会保育部会部会長 …………… 17

## II 全体集会（7月29日）

1. リフレッシュヨガ  
花 崎 晶 ワークショップファシリテーター ヨーガ講師 …………… 25
2. 記念講演「みんな違っていい。こども真ん中。こどもたちの多様性を認める  
社会の実現に向けて」  
星 山 麻 木 明星大学教育学部教育学科 教授 …………… 26

## III 分科会

1. 第1分科会 <保育>
  - ① 分科会企画書 …………… 35
  - ② 講演「教育・保育現場における医療的ケアの現状と課題」  
栗 原 亜 紀 東京都立府中療育センター 小児科医長 …………… 36
2. 第2分科会 <児童館・放課後児童クラブ（学童保育）>
  - ① 分科会企画書 …………… 48
  - ② 講演「学童保育の集団とあそび」  
代 田 盛一郎 大阪健康福祉短期大学子ども福祉学科 教授 …………… 49
3. 第3分科会 <幼稚園・認定こども園>
  - ① 分科会企画書 …………… 54
  - ② 講演「幼稚園・認定こども園を取り巻く現状について」  
門 崎 正 樹 自治労本部総合政治政策局社会福祉局長 …………… 55
  - ③ 講演「幼稚園・認定こども園の現状と期待～社会福祉法人カメラアの取組みを通して～」  
山 口 和 浩 社会福祉法人カメラア 大村椿の森学園  
理事・法人統括事務長 …………… 82
  - ④ 事例報告「民営化問題を乗り越え町立こども園としての現在」  
北海道本部厚沢部町職員組合 橋 端 純 恵 さん …………… 95

- ⑤ 事例報告「香川県本部幼稚園部会及び保育所部会の取り組み」  
香川県本部特別執行委員 今井 智代子 さん …………… 98
- ⑥ まとめ「幼稚園・認定こども園の現状、課題、これから」  
本 田 恵美子 社会福祉評議会子ども・子育てPT …………… 106

#### 4. 第4分科会 <保育現業>

- ① 分科会企画書 …………… 111
- ② 講演①「保育現業の現状と課題」  
吉 村 秀 則 自治労本部総合組織局現業局長 …………… 112
- ③ 講演②「防災食の実践体験～自治体で取り組むときのポイント～」  
辻 由起子 ほくせつ親子防災部代表、こども家庭庁参与 …… <別冊>

### IV 取り組み報告

- 1. 「保育を取り巻く環境について」  
宮城県本部・塩釜市職労 宮 島 正 稔 …………… 119
- 2. 「保育現場におけるICT化について」  
千葉県本部・自治労松戸市職員組合 黒 江 美 幸 …………… 121
- 3. 「尾道市の保育所職場における取り組みについて」  
広島県本部・尾道市職員労働組合 保育所分会 高 本 貴 章 …………… 124
- 4. 「土佐市社会福祉事業団の今後の課題や取り組みについて」  
高知県本部・土佐市社会福祉事業団保育部 …………… 126
- 5. 「民営化についての取り組み」  
福岡県本部・中間市職労 中間市立さくら保育園 保育士 平 良 美佐子 …… 128
- 6. 「基山町立基山保育園の取り組みについて」  
佐賀県本部・基山町職労 …………… 131
- 7. 「別府市公立保育所の給食の取り組み」  
大分県本部・別府市職労 別府市立内籠保育所 豊 島 仁 美 …………… 132
- 8. 「公立保育所と地域とのかかわり」  
宮崎県本部・日向市職労 岸 本 紘 弥 …………… 135
- 9. 「阿蘇市職員連合労働組合における保育士等処遇改善の取り組みについて」  
熊本県本部・阿蘇市職員連合労働組合 …………… 138
- 10. 「国における保育士の配置基準の改善と『誰でも通園制度』開始における今後の課題」  
鹿児島県本部・徳之島町職員組合 住 真 吾 …………… 141

### V 参考資料

- 1. 保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組み報告（第1次） …………… 145
- 2. 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択の取り組みについて …… 150

3. 2023年度保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査報告（未定稿）	164
4. 参考資料	181

# I 基調提起



## 幼児教育・保育を取り巻く情勢について

自治労社会福祉評議会  
事務局長 門崎正樹

### 1. はじめに ～新型コロナウイルスの5類移行後の状況～

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に見直されてから、2か月が経過しました。

マスクの着用は個人の判断を基本とし、外来医療費や検査は他の疾病と同様に自己負担が発生することになりました。感染後の療養期間も、季節性インフルエンザと同様に「発症後5日」となっています。なお、自治体には総務省から、新型コロナウイルスにかかる特別休暇やワクチン接種を受ける場合等の職務専念義務の免除、感染防止にむけた職場における対応等に関するこれまでの通知等を廃止する旨の通知が発出されました。このことについては、本人の感染等で、職場から出勤停止を求められる場合は、常勤・非常勤を問わず職務専念義務免除あるいは有給の特別休暇を引き続き要求することが求められます。

また、感染者数の把握・公表も、国が毎日取りまとめて公表する「全数把握」から季節性インフルエンザと同様に指定した医療機関に週1回報告を受ける「定点把握」に変更され、社会経済活動も対面で行う数々のイベント、国内旅行やインバウンドなどが回復し、平時の勢いを見せつつあります。

しかし、定点把握による9日までの1週間では、45の都道府県で前の週より増加し、1つの医療機関当たりの平均の患者数が14週連続して増加を続けており、全国約5000の医療機関から報告された新型コロナの患者数は前週から9,361人増えて4万5,108人となり、5類移行直後の5月14日の定点把握と比べると3.48倍となっています。

そのような中、幼児教育・保育の現場では、ヘルパンギーナやRSウイルスなど他の感染症を含めた感染防止対策に取り組んでいますが、国は個々の現場の判断に資するような情報の提供を行うとして、5月に一部改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」を基本的な感染症対策の考え方として示すに止まっています。職員自らが感染源となる訳にはいかないという意識やその姿勢が求められる精神的ストレスがまだまだ少なくない中、現場では手探りで、試行錯誤しながら感染防止対策を行っています。新たな固定業務となった消毒作業等の感染防止対策の負担増に見合った人員確保・増員や必要な対応を求める必要があります。

また、幼児教育・保育の現場が、緊急事態宣言下といった非常時の状況でも、社会生活の維持のため対応を求められてきたことは周知の事実です。国から2023年4月1日付で省令の改正により児童福祉施設等に業務継続計画（BCP）の策定と定期的な見直しが努力義務として定められた旨通知されましたが、これまでの教訓を生かし、第9波や新たな感染症に備えた、個々の現場状況をふまえたBCPの策

定が求められます。

## 2. こども家庭庁のスタート

2023年4月から子ども家庭庁がスタートしました。こどもの最善の利益のため、こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現にむけ、これまで各省にまたがっていたこども関連の政策をひとつにまとめ、専一に取り組む、担当大臣を持つ独立した行政組織となります。

任務としては、同じく4月から施行され、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する基本理念や責務を定めた総合的な法律である「こども基本法」を根拠に、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務、関連する内閣の重要政策に関する補助事務を行い、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会をめざすとしています。

組織としては、トップに子ども家庭庁長官を置き、定員は施設等機関80人を含む430人を確保し、内部部局には、大綱の策定や少子化対策、こどもの意見聴取の政策反映等の企画立案・総合調整を所管する「長官官房」、妊娠から就学前のすべての子ども育ちの保障やこどもの居場所づくりなどを所管する「成育局」、困難な問題を抱えるこどもや家庭に対する包括的支援、児童虐待防止やこどもの貧困、障害児支援を所管する「支援局」の3局体制となっています。

幼児教育・保育については、内閣府と厚生労働省に所管が分かれていた保育所、認定こども園等の複雑化した保育施策は一本化されました。また、未就園児の幼稚園は「こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携」として文部科学省に残り、こども家庭庁の総合調整権限に基づく勧告権や幼稚園教育要領・保育所保育指針を共同策定などが打ち出されましたが、事実上「幼保一元化」とはなりません。

このことは、国会でも指摘され、設置法成立時の付帯決議に、①特にこどもの教育に関して、こども家庭庁と文部科学省との緊密な連携の確保を図ること、②施行後5年を目途として行われる検討で、文部科学省の幼稚園関連の事務を含む行政組織の連携、あり方を検討し、必要な措置を講ずることとされています。また、やはり問題となった子ども・子育ての財源についても、予算確保と安定財源の確保の検討に早期に着手することが決議されています。

現在、こども家庭庁では、こども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、中長期的なこども施策を盛り込んだ「こども大綱」の策定について、秋頃の閣議決定にむけ議論が進められています。大綱案の作成にあたっては、「こども政策推進会議」の会長である内閣総理大臣が、こどもや若者・子育て当事者・学識経験者・支援団体等を委員とする「こども家庭審議会」を諮問し、意見反映しながら検討を行っています。また、こども施策の重要事項の審議や実施を推進するため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針」、「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定について、同様に秋ごろの閣議決定にむけ、議論を進めています。

そのほかにも、2024年4月に施行される改正児童福祉法にむけた準備、こどもの意見聴取と政策への反映、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの導入検討、こどもの安全対策の推進（こどもバス送迎・安全徹底プランのフォローアップ等）、児童相談所や市町村の体制強化の新たなプランの推進など各種検討会や準備作業が進められています。

また、こども家庭庁の予算は、一般会計と特別会計を合わせ、4兆8,104億円が計上されています。「こどもまんなか社会の実現」にむけたスタートとなる今回の予算案は2022年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて、わずか2.6%（1,233億円）の増額にとどまっており、防衛関係費の26%増に比べ、あまりに不十分と言わざるを得ない状況です。全体をみると一般会計の総額は、11年連続で過去最大を更新し、当初予算として初めて110兆円を超え、114兆3,812億円となりました。特筆すべきは、前述のとおり、防衛関係費が6兆7,880億円と過去最大になり、さらに防衛力強化資金に3兆3,806億円が計上されました。また、コロナ、物価対策、ウクライナ危機対策に備えた予備費5兆円が確保されています。2023年度予算は、防衛関係費の目を疑うような増大、国会の事前協議の例外である予備費計上の常態化をはじめとする過去最大となる歳出、3割以上を新規国債の発行に頼らざるを得ない歳入など、財政規律の形骸化と安易な国債依存による将来世代への負担のつけ回しが露呈しており、決して容認できるものではありません。財政の健全化に向け、弛緩した財政規律の強化と歳出構造の見直しが求められます。

### 3. こども未来戦略方針について

国は、2023年3月31日、「こども・子育て政策の強化について（試案）」（以下「試案」）を取りまとめ、公表しました。この試案は、1月の岸田首相の「異次元の少子化対策」、「こども予算倍増」発言を受け、関係府省により構成される「こども政策の強化に関する関係府省会議」が設置され、策定されました。

試案では、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるとして、めざす将来像と今後3年間で集中取組期間として取り組む政策「こども・子育て支援加速化プラン」を提示しました。

内容をみると、基本理念は評価できる部分もありますが、既存の政策を一部拡充の上、総花的に方針を明記しているに過ぎず、とくに「こども・子育て支援加速化プラン」については、「1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」、「3. 共働き・共育ての推進」、「4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」と項目を分け、政策を示していますが、具体的な内容や裏付けとなる財源の問題には全く触れられておらず、こども予算の倍増についても「本試案をベースに、国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、さらに検討を深めるとともに、こども家庭庁にてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の『骨太の方針2023』までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する。」と記され、その方向性さえも提示されませんでした。

6月13日には、こども未来戦略会議で議論を経た前述の試案が「こども未来戦

略方針」(以下「方針」)として閣議決定されました。内容はほぼ試案どおりですが、新たに「加速化プラン」の実施に必要な予算規模は年間3兆円半ばとし、財源確保について、消費税を含む増税は行わないと明記しました。しかし、確保策については、社会保障分野も含めた歳出改革の徹底、企業・個人が負担する「支援金制度(仮称)」の創設、安定財源を確保するまでの「つなぎ国債(こども特例公債)」の発行との大枠が示されたのみで、具体策は「予算編成過程において歳出改革を進めるとともに、～中略～ 所要の法案を2024年通常国会に提出する。」と記し、12月に先延ばしとなりました。なお、こども予算の倍増については、2023年度のこども家庭庁予算を基本として、2030年代初頭までの確保めざすとし、「今後、更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるか更に検討する。」との記述があるのみで、同月に閣議決定された「骨太方針2023」においても同様の記述に止まっています。

方針では、「加速化プラン」の個別の政策に検討・実施時期、内容を新たに記した政策もあります。

- ・児童手当の拡充は、所得制限を撤廃し、中学生までの支給対象を高校生までに拡大。多子世帯の負担軽減策として、第3子以降は月3万円を支給する。2024年度中に実施できるよう検討する。

- ・高等教育費の負担減は、授業料減免と返済不要の「給付型奨学金」の対象を、2024年度から多子世帯や理工農系の学生(世帯年収約600万円まで)に拡大。2024年度から授業料後払い制度(仮称)を段階的に導入する。

- ・出産費用(正常分娩(ぶんべん))の公的医療保険の適用は、2026年度をめどに検討する。

- ・就労しているかどうかを問わず、誰でも時間単位で保育施設を利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設は2024年度からモデル事業を展開する。

- ・育児休業の取得率向上に向け、男性が取得する「産後パパ育休」の給付率を現行の67%から8割程度に引き上げ、社会保険料の免除と合わせて手取り10割を確保できるようにする方針を明記する。2025年度からの実施をめざす。

- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付(「育児時短就業給付(仮称)」)を創設する。2025年度からの実施をめざす。

また、方針では「2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」において、これまで自治労が求めてきた保育士の職員配置や処遇などの改善が以下のとおり盛り込まれています。

#### 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

しかし、この改善は2015年から始まった「子ども子育て支援新制度」で、0.3兆円超の恒久的な財源を確保して行う質の向上メニューとされ、これまで実施されてこなかった加算による配置改善策に過ぎず、配置基準そのものの見直しではないことを国は明らかにしています。

0.3兆円メニューにあたる改善が試案に明記されたこと自体は、これまで自治労が要求し続けてきた一定の成果とも言えます。しかし、加算による改善は、2015年から消費税増税分により実施済の3歳児の配置改善加算と同じく、民間保育所では公定価格による加算を取得する保育所と取得しない保育所が併存することになります。また、運営費が一般財源化となっている公立保育所では、加算分を含めた地方交付税の算定が予想されますが、自治労が昨年実施した調査では、自治労加盟の自治体の6割が3歳児の職員配置改善を行っていません。

その状況をふまえると、1歳児と4・5歳児の加算による改善は、保育の質の改善や人員確保につながらず、結果として、こどもの住む地域や通う保育所、公私の違いで保育の質の格差がさらに拡大することになりかねません。

抜本的な保育の質の向上に向け、すべてのこどもが同様な保育を受けるためには、省令で定める職員配置の最低基準そのものの見直しによる改善が必要です。

方針には保育士等の更なる処遇改善の検討も記されています。産業全体からみて賃金が低位にある保育士の賃金の底上げは急務ですが、あわせて人材確保の重要性にも目を向けなければなりません。公立保育所では、給与水準が低位に留まっている会計年度任用職員はもとより、給与体系が整っている正規職員であっても、地方の自治体では採用を募集しても人材が集まらない状況があります。

職員配置の最低基準の引上げだけが、これらを解決する特効薬とはなり得ないことは周知のとおりです。賃金だけが要因ではないことをふまえた人材確保策と処遇改善をセットで国や自治体に求めると同時に、人員確保の施策を現場から提言していく必要があります。

#### 4. 政策要求実現のための政治活動の推進について

私たちの職場に密接にかかわる介護、保育、生活保護などの社会保障制度は、すべて法律として政治の場で決定されることは言うまでもありません。制度の変更は私たち自治体や公共サービスの業務に大きく影響しますし、当然、それらを利用する住民に大きく影響を及ぼします。

また、地方自治体で働く一職員としても、地方公務員法、地方自治法をふまえた各自治体において地方議会を経た給与条例等の条例により身分労働条件が規定されます。同様に地方公務員の労働条件に影響を及ぼす国家公務員も国会を経た国家公務員法、一般給与法により身分労働条件が規定されています。

労使の交渉は、法律や条例の枠内における労働条件であり、労働組合の運動のみでは超えられない壁があるのも事実です。その意味で、公共サービス、とりわけ福祉の現場で働く私たちは、仮に政治に無関心であったとしても、好むと好まざるとに関わらず、政治に『無関係』ではられません。国会や地方議会に自治労の代弁者として組織内議員を送り出し、法律・条例に現場の意見を反映させ、ひいては私

たちの労働条件や住民の福祉をさらに良いものにしていく。このことが組織内議員を必要とする理由であり、福祉職場の組合員ひとりひとりの意識に醸成されるよう普段から取り組む必要があります。

## 5. 社会福祉評議会の組織強化・拡大について

自治労は2019年の福岡大会（第92回）で決定された「第5次組織強化・拡大のための推進計画」（以下「第5次組強」）において、「単組活動の活性化を通じた取り組み」、「4年間で80万人自治労の回復」を大目標として、会計年度任用職員制度のスタートを契機に、同じ職場で働くすべての者を対象とした組織化を掲げてきました。

しかし、第5次組強決定から間もなくの2020年2月以降、コロナ禍の影響を大きく受け、対面を中心とした運動が困難な状況となり、そのような中、組合員数の長期的な減少傾向は歯止めがかからず、直近の2021年の自治労組織基本調査では、これまで以上の大幅な減少となり、組合員数は74.7万人になりました。

組合員の減少は、本部・県本部財政を圧迫し、運動・活動の維持・支援を困難にするだけでなく、対政党や対中央省庁、対当局における影響力・発信力・交渉力等の縮小、ひいては自治労運動そのものの持続性が危ぶまれることにつながります。

自治労では、コロナ禍においても、ウェブを活用した集会・幹事会を行うなど運動を継続し、コロナの感染症法上の位置づけが「5類」に移行後も、対面とウェブを併用した新たな形の組合運動が進められています。同時に、引き続き、組織の活性化と新規採用職員をはじめとした加入拡大に取り組んでいかなければならず、現在、第5次組強化の基本方針を引き継ぐ形で「第6次組織強化・拡大のための推進計画」の議論が重ねられています。

社会福祉評議会においても、公務労働者・公共サービス民間労働者・正規・非正規職員を問わずに結集し、社会福祉の拡充と労働者の地位向上・処遇改善をめざした運動をつくるため、運動の強化・評議会運営に加え、組織拡大に取り組むことが必要です。

社会福祉評議会運動は、多岐にわたる現場での課題解決にむけ、「職場の困りごと」を共有化し、さらには現場実態を通じて社会福祉政策へ提言を行うなど専門性が求められる運動・取り組みに軸足があります。その反面、組織強化・拡大については、評議会の性質上、多くの社会福祉評議会の職場が基本単組の分会ということもあり、新規採用職員の加入を含めた組織強化・拡大については「基本単組の取り組み」という意識があることは否めず、組織強化・拡大の取り組みが必ずしも単組執行部と連動していない状況があります。しかし、職場の課題解決の最後の過程は、「職場」の当局に対する影響力、発信力、交渉力が重要であり、そのためには前述したとおり、組織化が大きな要素となります。職場課題の解決と組織化は密接に結びついており、社会福祉評議会に結集する私たちは「組織強化・拡大の意識」を再確認・再認識することが必要です。

## 幼児教育・保育の現状と課題

自治労社会福祉評議会保育部会  
部会長 徳田 武史

### 1. 保育所・幼稚園・認定こども園の現状と課題

施設名		施設数	利用児童数	備考（公表日）
保 育 所		23,899カ所	1,960,833人	厚生労働省 2022. 8. 30
		3カ所	-43,101人	
幼 稚 園		9,111カ所	923,295人	文部科学省 2022. 12. 21
		-307カ所	-85,520人	
認定こども園	幼保連携型	6,475カ所	813,103人	内 閣 府 2023. 3. 24
		382カ所	26,674人	
	幼稚園型	1,307カ所	162,982人	
		61カ所	1,403人	
	保育所型	1,354カ所	127,015人	
		190カ所	16,573人	
	地域裁量型	84カ所	5,080人	
		2カ所	30人	
地域型保育事業		7,474カ所	92,208人	厚生労働省 2022. 8. 30
		132カ所	1,756人	
2022年4月1日現在（幼稚園のみ2021年5月1日）、各数値下段は前年度からの増減値				

2022年4月1日時点における全国の保育所等の待機児童数は2,944人（前年比△2,690人）となりました。5年連続の減少ではあるものの、女子就業率の上昇から保育ニーズは再び増加する可能性があります。なお、2017年以降、特定の保育園・地域等を希望している、やむなく認可外保育園等を利用しているといったケースは、待機児童にカウントしなくて良いこととなっており、減少は統計上のマジックと言うこともできます。子ども・子育て支援新制度の理念に反する潜在的（隠れ）待機児童は無視することのできない大きな課題です。

子どもの健全育成といった視点がないまま規制緩和によって進めた保育所等の整備は、保育事故の増加へとつながっています。内閣府のまとめによると、2021年に全国の教育・保育施設等において発生した死亡事故・重篤な事故等は、認定こども園・幼稚園・保育所等が1,867件（前年比+286件）、放課後児童クラブが475件（前年比+46件）となっています。なお、死亡事故は認可保育所等で2件（39,489ヶ所中）、一時預かり事業等で0件（23,190ヶ所中）、放課後児童クラブで0件（26,925ヶ所中）、認可外保育施設等で3件（18,315ヶ所中）発生しています。

職員定数削減や施設老朽化に伴い、公立保育所の民営化および統廃合や認定こども園化が進んでいます。いつ統廃合や民営化の提案がされるのだろうかと不安を感じながら保育業務を進めている仲間も多くおり、大きな課題となっています。さまざまな公共サービスが切り捨てられつつある中、コロナ禍は公共サービスの重要性を浮かび上がらせました。公立保育所には地域の基幹保育所としての役割を担うことが求められており、その存在は社会的養護が必要な子どもや障がいのある子どもを含めたすべての子どもたちに質の高い幼児教育・保育の提供を自治体が直接責任を持つことを意味しています。地域の中で公立教育・保育施設が果たす役割や意義を検証・確立して、子どもたちや保護者そして未来のために、一方的な民間委託や民営化が行われないよう引き続き取り組んでいきましょう。また、民営化された保育所の保育労働者の処遇を守り、雇用の安定をはかっていくことも保育の質を守ることに繋がります。民営化されたら終わりではなく、その後どのような運動を継続していくかが重要になっています。

自園調理であるものの調理業務は外部委託という保育施設が増えています。しかし、食育やアレルギー対応は、改定された保育所保育指針にもさらなる明記がなされ、子どもの心身の健康な発育を鑑みたくえで重大な要素の一つです。細やかな対応・家庭支援を保育士と連携して行うには、直営での調理業務が欠かせません。また、専門的な対応を行うため、専門的知識を持った専門調理師等の資格取得推進も必要とされています。

幼保連携型認定こども園は、保育士・幼稚園教諭の両方の免許取得が求められるため、取得にかかる費用補助や補充職員の配置が必要です。職員処遇について子ども・子育て会議では二つの基準があれば高い基準に合わせるとしていましたが、低い基準に統一した自治体が多いようです。とくに、賃金面において教育職給与表から行政職給与表への移行が示された単組は、組合との十分な協議が必要です。さらに、保育教諭の働き方や体制では、研修受講・教材研究に要する時間の確保およびそのために必要な人員体制についても協議する場が必要です。幼保連携型認定こども園へ移行する保育所・幼稚園も年々増え続けており、体制づくりに不安を感じる声が多くあがっています。幼保連携型認定こども園における問題・課題を検証していかなければなりません。

幼稚園においては、少子化や子育て環境の変化、共働き家庭の増加等により園児減少に歯止めがかからない状況があります。公立幼稚園の今後が懸念されるものの、希望するすべての子どもたちに質の高い幼児教育を実践し、地元根づいた幼児教育の発展に貢献してきたという実績があります。公立幼稚園を必要とする子どもたちや保護者のためにどのような園をめざしていくのか、公立幼稚園として運動を展開する必要があります。

## 2. 保育の質の改善に関わる処遇改善・人材確保

子ども・子育て支援新制度は、「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるのではなく、両者は車の両輪として取り組む必要があるとしています。保育の質を定義する要因はさまざまありますが、保育士は子どもに実際に関わる人的資源として大きな位置を占めます。「幼児教育無償化」に伴いニーズが高まり、年々保育所等が増加していく中、全国的な人員不足は深刻な課題です。しかしながら、保育の現場で就労していない潜在保育士の人数は、約95万人ともいわれています。「東京都保育士実態調査報告書（2019年5月公表）」によれば、27.7%が「仕事量が多い」ことを退職した理由にあげています。また、保育士に再就業する場合の希望条件としては、76.3%が「勤務時間」を、56.0%が「雇用形態（パート・非常勤採用）」をあげています。この調査からも多くの保育士が処遇の悪さや責任の重さ・事故への不安などを抱えていることがわかります。

毎年多くの人々が保育士資格を取得しながら、保育現場で就業しない人が多くいますが、上記の調査報告書によれば、20.3%が「希望する給与等待遇の求人がなかった」からとしています。「やりがいの搾取」といわれますが、専門性の高さにもかかわらず、他業種に比べて低い賃金は、保育現場で働かない大きな理由となっています。

保育士不足を解消するためには、保育士の処遇の改善が必要であるということは周知の事実です。国は処遇改善の一環として「保育士等（民間の）キャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について」を創設し、賃金改善を実施しています。他業種並みの賃金への改善はもちろん、配置基準の改善や働き方などを含め処遇の改善がされなければ、保育の現場で続けて働こうとする人は増えません。保育所には、子どもたちが生活するうえで必要とする居室面積や子どもの年齢・人数に応じた保育士の配置などの最低基準があります。この最低基準は、保育の質を維持・確保するため国が定めたものですが、制定されて75年以上ほとんど変わっていません。子ども・子育て会議の中でも保育士の配置基準の改善が必要であるという議論が行われ、新制度では質の改善として3歳児の保育士の配置基準を15:1にしている民間施設に関しては国の加算措置を受けられることになっています。また、公立保育所に関しては、一般財源化されている運営費の中に、3歳児の配置基準を15:1として計算し組み込んでいます。民間保育所では、加算措置を受け15:1を実施している施設も多くありますが、一般財源化されている公立施設に関しては、財源が目に見えないということや保育士が確保できないといった理由で実施していない自治体が多くあります。配置基準を改善することは、保育士の負担の軽減にもつながりますが、それ以上に子どもたちや利用する保護者に対して安心・安全な保育サービスを提供することにつながります。新制度では、消費税増税による0.7兆円のほかに、0.3兆円の財源が確保できれば1歳児の配置基準を6:1から5:1に、4・5歳児の配置基準を30:1から25:1に改善するとしています。財源の目途は全く立っていません。

2021年10月に社会福祉評議会が実施した「3歳児の職員配置に関する実態調査」では、15:1となっている自治体の割合が（5年前の調査と比較して）増えたものの、財政上の問題や人手不足などを理由に6割以上が20:1のままとなっていることがわかりました。以前の集団中心の保育から個を大切にしたい保育が求められ、また園児一人ひとりの在園時間が長くなっている現在、配置基準の改善は急務です。個々の能力には大きな違いがあり、同じ取り組みをしても、早く終わる子、時間がすごくかかる子、介助が必要な子などさまざまです。そのためにも、3歳児配置基準の15:1を全国で確実に実施していくことが重要です。そして、1歳児の配置基準を6:1から5:1へ、さらには4・5歳児の配置基準を30:1から25:1へと改善する取り組みにつなげていきましょう。配置基準見直しは、いまや全国的なムーブメントです。多くの市区町村議会において「保育士配置基準の改善を求める意見書」が採択されています。岸田首相の「異次元の少子化対策」が絵に描いた餅ではなく、文字どおり子どもたちのための改革となるよう、いまこそ運動を進めましょう。

保育所における保育は、保育士だけで行うものではありません。職員がそれぞれの専門性を生かしながら、連携して行う必要があります。保育所保育指針や幼稚園教育要領に示されている教育・保育を地域の実情に合わせ創意工夫し、取り組みを継続し続けることが求められます。子どもたちの育ちに必要な食と保育所における食育は、保育士と調理師・栄養士の連携があって初めて実となります。調理は誰にでもできますが、保育所の給食調理は誰にでもできるものではありません。食育やアレルギー対応を保育士とともに担っているのは、多くの保育所において専門知識を持つ調理師や専門調理師です。保育所の給食の自園調理と調理師・専門調理師等の資格促進、調理員ではなく調理師の配置を引き続き求めていきます。

2018年6月、働き方関連法が成立し、超過勤務の上限規制などが盛り込まれています。人事院では「この法改正の趣旨にのっとり規則改正を行う」としています。各自治体においても同様の条例・規則制定が行われています。保育関係職場は、労働基準法36条に基づく協定（36協定）締結が必要です。すべての職場において協定を締結しましょう。また、厚生労働省は、2021年3月に『保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン』を作成しています。このガイドラインでは、「ICTの活用」「保育補助者の活用」「記録・書類業務の見直し・工夫」「働き方の見直し」の4つの課題を取り上げ、それぞれについてアプローチを例示しています。民間施設にしか適用されない補助金がほとんどの中で、「保育所等におけるICT化推進等事業」は公立施設でも補助を受けることができます。あるICTシステムを提供するソフト開発企業によれば、386自治体3,897施設が導入

(2023年7月1日現在)と発表しています。上記のガイドライン等を参考にしながら必要な仕事と簡略化できる仕事を整理し、お互いに働きやすい職場をつくっていくために各地の取り組みを共有していきましょう。

国はさまざまな規制緩和策を打ち出していますが、さらなる規制緩和は、保育士の労働強化につながり、保育士不足へとつながります。保育士不足は、保育の質の低下を招き、保育や保護者支援に大きな支障が生じることは目に見えています。そのことにより、影響を受けるのは子どもたちであり保育を利用する保護者です。保育人材と表現せず、保育士確保が先決です。保育所保育は、専門職である保育士が保育所において行うものです。社会が保育士の専門性を認め、保育士の社会的評価をあげることが、保育士不足を改善するための有効な対策であり、それは質の高い幼児教育・保育を確保することに繋がると確信して取り組みを進めましょう。

増加傾向にある非正規労働者についても、組織化や労働条件の改善に早急に取り組む必要があります。補助的業務ではなく、一人で担任を担っている事例も多く聞きます。恒常的に正規職員と変わらない業務で雇用されている非正規職員は正規職員として雇用すべきであり、真の「同一労働・同一賃金」にむけて、ともに取り組むことが必要です。

地方自治法・地方公務員法の一部改正を受け、「会計年度任用職員」制度がスタートしました。「本来正規職員が行うべき業務は正規職員で」を基本とし、現在働いている非正規雇用職員の処遇改善にむけて取り組みましょう。

### 3. これまでの保育部会の運動

自治労社会福祉評議会保育部会（以下、保育部会）は、特別な存在などではなく、各地の取り組み・実情から課題を共有し、政策への意見反映や自治労の保育運動の課題を議論しています。あくまで、皆さんとともにつくる自治労の保育運動です。

保育部会では、保育現場における課題や各地の取り組みを紹介し共有することを目的として、冊子『自治労の保育運動』を年2回発行しています。また、保育部会の活動を広報するため部会報『子どもの未来・ほいくの未来』を随時発行しています。ぜひ仲間づくりや学習、日々の活動に冊子と部会報を活用しましょう。

保育部会では、毎年行なっている厚生労働省に対しての要請行動に加え、組織内議員の協力を得て子ども・子育て支援新制度を所管する内閣府との意見交換も行なっています。保育部会は、新しく発足したこども家庭庁をはじめ関係省庁と意見交換の場を持てるよう関係づくりを進めるとともに、現場実態に基づいた要請を継続していきます。また、現場実態をより多く関係省庁に知っていただく機会にしたいと考えています。

公立保育所運営費の一般財源化（2004年）や公立保育所施設改善費の一般財源化（2006年）以降、公立保育所の民営化や統廃合および廃止が進んでいます。全国各地の取り組みをみると、公立保育所としての役割を明確にし、保育の政策に結び付けた事例や保護者との連携にとどまらず、地域の市民団体とともに保育運動を展開した事例もあります。そういった保育運動は、自治労保育運動の宝です。地域実態をより把握している保育当事者がつくりあげる運動は、子どもたちにとってもかけがえのない力になっています。突然当局より民営化等の提案があった場合、「どう保育運動を展開していけばいいのだろうか?」「方針や要求書のつくり方がわからない」など悩んでいる声を受け、保育部会は、2009年「民営化問題の対処指針」を作成するとともに、より具体的な情報を提供すべく「自治労保育運動データベース」を設置しています。施設詳細や経過報告、添付書類（要求書・署名・ビラ・当局提案など）を、検索すれば閲覧できる状態になっています。このデータベースを全国で頑張っている多くの仲間の保育運動の充実と、すべての子どもの人権を守る運動展開に活用しましょう。各地の民営化問題や苦労した事例も含め、取り組みの情報交換・共有していくために、まだ登録されていない行動経過があれば「自治労保育運動データベース」へ入力してください。この取り組みが全国の仲間の力になります。データ

ベースの豊富化へのご協力をお願いします。

地方分権が推進され、国主導で進む物事が少なくなっています。保育部会は「子どもの権利」「子ども・保護者にとってよりよい制度」への意見反映を国に対し行っていきますが、各地で取り組む運動がさらに重要になっています。コロナ禍の影響から以前のような集会運営ができてはいませんが、顔を合わせ語り合うことから保育運動は構築されていきます。多くの方が参加することのできるzoomなども活用しながら、全国保育集会（または保育関係代表者会議）にて各地の取り組みを共有し豊富化する集会運営を復活させます。また、運動のヒントとなる情報提供に努めていきます。

#### 4. 具体的な取り組み

保育部会は、すべての子どもが最善の利益を享受できる教育・保育の質の向上にむけ、各地連・各都道府県本部と協同しながら、以下の取り組みを進めていきます。

- (1) 制度発足当時に制度の充実に必要な財源とされていた一般財源分0.3兆円がいまだに確保されていないことから、財源確保とその財源により実施することとなっている職員配置基準の改善などを国に求めます。また、自治体意見書採択に向けた取り組みを進め、配置基準そのものの見直しを求める国会対策・省庁要請を行います。
- (2) 民間保育所は公定価格の加算にて、公立保育所は地方交付税により措置されている3歳児配置基準改善（20：1→15：1）の実施状況を確認し、着実な実施を市町村に求めていきます。さらに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」そのものを15人につき1人以上とするよう国に求めます。
- (3) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師・保健師、栄養士、給食調理員・用務員等の正規職員による採用と配置を求めます。配置がある施設については、さらなる処遇改善を求めます。
- (4) 保育所における朝夕の保育士配置要件の弾力化、幼稚園教諭および小学校教諭等の活用、待機児童解消にむけて緊急に対応する施策の規制緩和について検証し、やむを得ず実施している市区町村については緊急・経過措置が恒常化しないことを求めるとともに、保育の質の向上のため最低基準を上回る配置を求めます。
- (5) 業務内容・働き方を検証し、必要な人員配置を求めます。あわせて保育業務以外の業務・事務負担の軽減を求め、事務職員の配置や所長専任化を求めます。
- (6) すべての職場で36協定を締結します。
- (7) 食の安全と食育推進をはかるため、給食調理の自園調理を求めるとともに、栄養士や専門調理師・調理師の配置を求めます。
- (8) 放課後児童クラブ（学童保育）・児童館職員の処遇改善と人材確保を求めます。
- (9) 保育の連続性を確保する観点から、放課後児童クラブ（学童保育）における市町村実施責任の明確化や財源保障の強化といった保育の質の向上を求めます。
- (10) 放課後児童クラブ（学童保育）での保育実態を把握し、適正な保育環境を求めるとともに、学童保育現場の組織化に取り組みます。
- (11) 幼稚園・認定こども園での課題について検証するとともに、勤務環境の改善や人材確保を求めます。
- (12) 2018年4月に施行された『保育所保育指針』『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』については、とくに国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制しないことを現場に周知徹底するよう国や自治体に求めるとともに、教育・保育現場においても強制することがないよう取り組みます。
- (13) 「政策をつくる場」としての公立教育・保育施設の役割を自治体と共通理解するとともに、一方的な民間委託や民営化が行われないよう取り組みます。また、「保育所民営化問題への対処指針」の改定を行い、今後の対策を検討します。

- (14) 賃金水準引き上げが急務である会計年度任用職員について、処遇改善と人材確保・離職防止を進めるとともに、組織化および正規化にむけた取り組みを働きかけます。
- (15) 職員人員確保と職員配置基準改善に向け、「配置基準改善シート」と「改善ひと言シート」を活用し、職場内の課題を共有します。また、取り組んだシートを使って、自治労組織内議員を中心に、課題についての意見交換実施に取り組みます。
- (16) 毎年実施している全国保育集会（もしくは保育関係代表者会議）では、職場課題に対応できるような企画・運営を行うとともに、参加者の議論を政策提言や取り組みに反映します。
- (17) 教育・保育関係、放課後児童クラブ（学童保育）の課題解決にむけて、関係省庁への要請行動や意見交換を行います。その際、保育職場の「ヒヤリハットアンケート」の調査結果から明らかとなった課題を提示し、要請に反映します。
- (18) 課題・議論の共有化、仲間づくり・組合加入促進に活用できる冊子『自治労の保育運動』や部会報『子どもの未来・ほいくの未来』を定期的に発行します。また、冊子の定期購読ならびに部会報の周知を広く呼びかけます。

## II 全体集会



## ★リフレッシュヨガ★

花崎 晶(はなざき しょう)

ワークショップファシリテーター・ヨーガ講師

### <講師略歴>

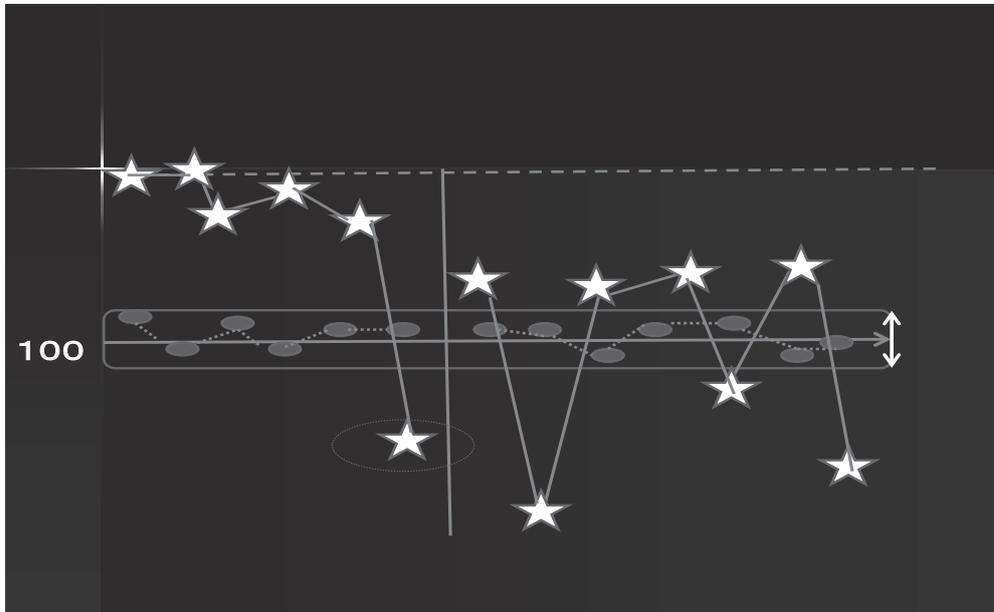
公認心理師、産業カウンセラー。ワークショップファシリテーター、ヨーガ講師。自治体数カ所の心の相談、カウンセリングを担当する傍ら、心身のリラクゼーションやストレスケア、アサーティブ・コミュニケーション、DV/ハラスメントやメンタルヘルスなどについての研修講師、参加型ワークショップのファシリテーターをつとめる。早稲田大学卒業後、NPO 団体にて成人教育・開発教育の企画・制作運営に携わり、さまざまなテーマの参加型教育や研修ワークショップに関わる。

2. 記念講演「みんな違っていい。こども真ん中。こどもたちの多様性を認める  
社会の実現に向けて」 星山 麻木 明星大学教育学部教育学科 教授

資料

星山麻木

ふつうとは？



あなたの 視知覚は ふつう でしょうか？

奥ゆき 重なり  
空間の見え方

d d d b

A A A A

全体と部分

奥ゆき、色、まぶしさ、視野、図と地  
方向、空間、

5432

認知（言語・記憶・動作）

感覚特性（視知覚、聴覚、味覚、身体感覚、触覚）→表情、気持ちの理解

⇒ コミュニケーションの方法が異なる 参考 YOU TUBE すごいことがおこる

協調運動（片足で止まる、バランス、手先の器用さ）

## キーワード

インクルーシブ教育は **人間理解教育**です。脳の機能の発達、感受性、家庭環境、ひとはそれぞれ違います。自分と子どもも違います。人との違いを理解し、だからこそ、温かな人との繋がりをつくること、学びあうこそが最も大切です。特性を理解し、場面に応じて、誰かをあたりまえに支援できることを目指してみませんか。

### 大切な4つのこと

- 1 自分発見 (虹色の特性は誰にでもある)
- 2 合理的配慮 (思いやり 優しさ)
- 3 強みをいかす (得意なこと 好きなこと)
- 4 あたたかな仲間づくり 学ぶと仲間ができる (違っているからこそ 助け合える)

### 自分発見

### 多様性の尊重と受容

支援をするのであれば、まず自分を理解してみましょう。自分も虹色だとしたら、どんな配色でしょうか？親も先生も子どもたちも、みんなそれぞれ違う配合の虹色。

ASD系？ レッドさん グリーンさん アクアさん

ADHD系？ オレンジさん イエローさん

ゆっくり系？ ブルーさん

愛着不足系？ パープルさん < 絵本 星と虹色なこどもたち 学苑社 >

【 YOU TUBE ⇒ 星と虹色なこどもたち で検索するとパペット動画 】

### 支援方法の基本 5つ

### ドラえもんになろう

- 1 心の支援 自尊感情を育む
- 2 発達の支援 がんばりすぎないスモールステップ
- 3 行動の支援 行動の理由を理解しよう 存在そのものを肯定
- 4 環境調整 セーフスペース 安心できる環境 わかりやすい構造

【星山麻木インスタグラムをご覧になると 公立小教室デザインの先端が見れます】

- 5 連携 セーブパーソン 学び合い助け合い 親も地域も先生も一緒に学ぶ

<https://hoshiyama-lab.com/> 一般社団法人 星と虹色なこどもたち=保護者含めた学びの場

ちがうことは強いこと 河出書房新社 ~その子らしさを大切にする子育て~

気になる子もみんないきいき保育 河出書房新社— =幼稚園での特別支援虹色なこどもたちの漫画育てにくいと思っても大丈夫~生まれてきてくれてありがとう、って子どもに伝えたい

あなたのために~ 河出書房新社 =母親のための読み物

あなたへのおくりもの 河出書房新社————— 保護者のためのペアレントプログラムの原型

障害児保育ワークブック 萌文書林————— 大学・大学院で使用している教科書

ラジオ寺子屋 インターネットラジオで講座



## 親子で一緒にワークシート

やってみよう

表の見方

**いろ** タイプ

特性

自分らしく生きるヒント

- ① 7つの色から「自分みたい」と感じる色を探してみよう
- ② 自分だけの虹色でハートを描いてみよう

**パープル** 甘えん坊のさみしがりや

本当はみんなに優しくしたい。1番に見てくれないと不安になる。大事な友だちを傷つけちゃう

自分しかできない役割を見つけて

**アグア** ひとりが好きな天才

大勢でいると疲れちゃうからひとりの時間がほしい。嫌だと言えずに我慢しちゃう。アートが好き

ひとりの時間を大切にしたいんだよ

**イエロー** すばやく動く人情家

人を笑わせるのが好き。なんでも触りたい。じっとしていたり、順番を待つのは苦手

「動きたい」をうまく発散しよう

**レッド** 何でも1番正義の味方

1番が好きながんばりやさん。うまくいかないといらいらしちゃう。急に予定が変わるのは苦手

人にはそれぞれの1番があるよ

**グリーン** 繊細なきちんとさん

光や音、においなどに敏感。助けてと言えず、人に話しかけるのも苦手。集中しすぎちゃう

がんばりすぎずに休んでもいいよ

**オレンジ** 心優しいあおてんぼう

ひらめきが多い。整理整頓は苦手。忘れ物が多い。みんなのことが気になって自分は後回し

失敗を防ぐ方法を考えよう

**ブルー** ゆっくりおおらかさん

いつもニコニコ。てきぱき動くのは苦手だけれど、誰かの役に立ちたい。話すのもゆっくり

ゆっくりしているのがいいところ

.... 参考 ....

「星と虹色なこどもたち」学苑社  
著:星山麻木 イラスト:相沢るつ子

## 星山 麻木(ほしやま あさぎ)

---

明星大学教育学部教育学科教授。

保健学博士。日本音楽療法学会認定音楽療法士。

映画『星の国から孫ふたり』監修。

一般社団法人こども家族早期発達支援学会会長

「一般社団法人 星と虹色な子どもたち」代表

東京学芸大学音楽科卒業後、養護学校で音楽教師を務め、退職後、横浜国立大学

大学院修士課程(障害児教育)修了、東京大学大学院医学系研究科国際保健学専

攻(母子保健学)博士課程修了。メルボルン大学客員研究員(早期介入)。

鳴門教育大学障害児教育講座助教授を経て現職。

### 最近の論文

---

- Werdnig-Hoffmann 患者のための音楽療法＝眼球運動による作曲の試み＝  
音楽療法学会誌 3(1):79-83.2003
- 重症心身障害児・者に対する音楽療法とムーブメント療法の実践  
鳴門教育大学学校教育研究センター紀要 18:137-142. 2003
- 特別支援を必要とする乳幼児の母親支援について  
鳴門教育大学研究紀要 19:117-120.2003
- 特別支援教育時代における療育の課題  
保健の科学 46(2):137-142.2005
- Individualized Family Service Plan(IFSP)の日本における適用の可能性  
—特別支援を必要とする乳幼児とその家族のために—  
小児保健研究 64(6):785-790.2005

## CD

- 発達が気になる子へのかかわり方&基礎知識  
～作詞作曲 星山麻木 音楽ムーブメント遊び歌 CD 付き～  
黎明書房 2008

## 著書のご紹介





### Ⅲ 分 科 会



# 第 1 分科会 企画書

## 1

## 保 育

### 【目 的】

医療的ケア児を受け入れる自治体が増えてきました。一方、受け入れの必要性を認めながらも、研修もなくスタートすることに不安を覚えたり、イメージが持てず受け入れに及び腰な保育士等もおります。

医療的ケア児にはどのようなケースがあるのか、医療的行為ができない保育士は何ができて何ができないのか、受け入れにあたってどのような準備・心構えが必要か、受け入れること自体が子どものためになるのかどうかなどを学び、公的保育のあるべき姿を模索しましょう。

### <講演・助言者>

栗原 亜紀さん（東京都立府中療育センター小児科医長）

### <担 当>

徳田 武史 保育部会部会長、

田中 恵、山家 由希子、降幡 真一、山村 美佳、松本 和美、大野 昌之、江藤 友美

### 【日 程】

10：00 開会、概要・講師紹介

10：10 【講演】「教育・保育現場における医療的ケアの現状と課題」

栗原 亜紀さん（東京都立府中療育センター小児科医長）

11：50 質疑

12：00 グループワーク「情報交換（フリートーク）」※対面参加者のみ

13：00 まとめ、閉会

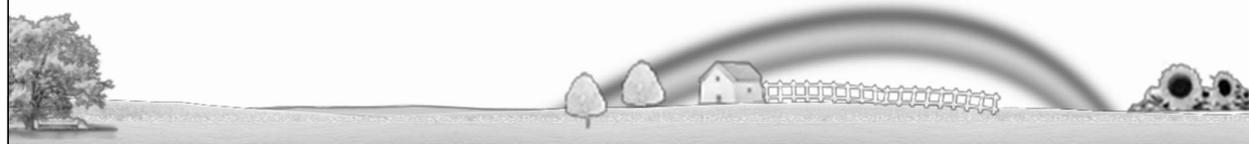
# 教育・保育現場における 医療的ケアの現状と課題

第43回自治労全国保育集会

東京都立府中療育センター  
小児科 栗原亜紀

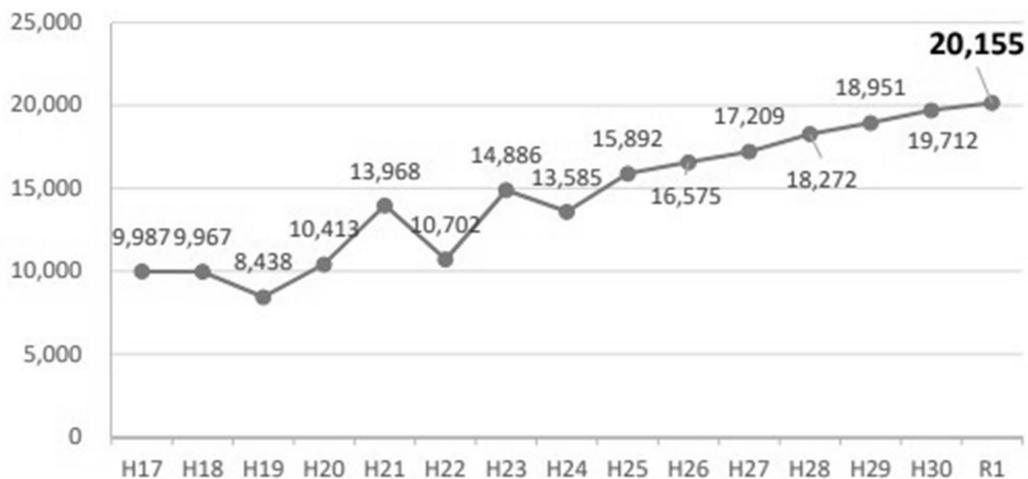


## 保育園にも 医療的ケア児が通えるように なってきました

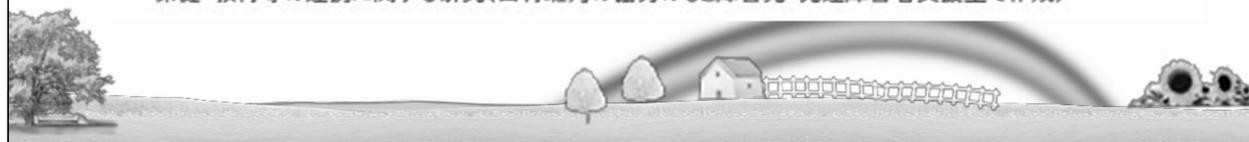




## 在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)



## 医療的ケア・医療的ケア児

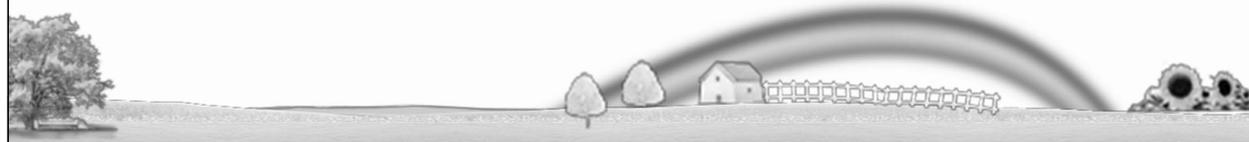
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

「医療的ケア」とは、  
人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

「医療的ケア児」とは、  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。

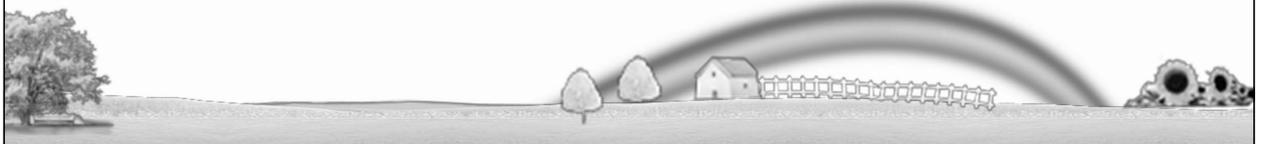




## その他の医療行為

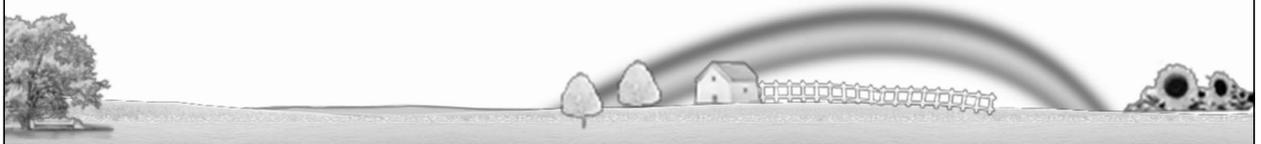
その他の医療行為とは……

気管切開の管理、 鼻咽喉頭エアウェイの管理、  
酸素療法、 ネブライザーの管理、 経管栄養、  
中心静脈カテーテルの管理、 皮下注射、 血糖測定、  
継続的な透析、 導尿 等



## 〇〇市 医療的ケア見受け入れ条件

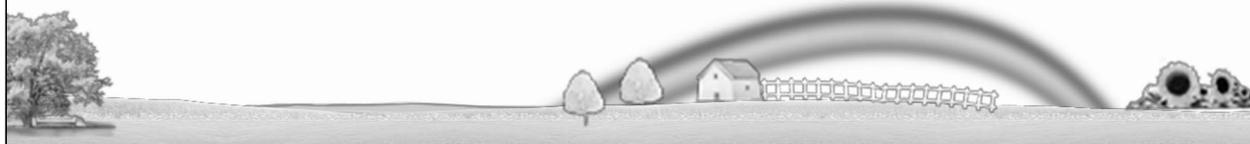
- ①保護者の就労・病気の理由で保育を必要とすること
- ②集団保育ができること
- ③日々通所ができること
- ④保育所における受け入れ体制が整えられていること
- ⑤日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、  
安定した医療的ケアが行われていること
- ⑥市職員が必要に応じて受診同行や面談等により、  
主治医と連携を図ることができること





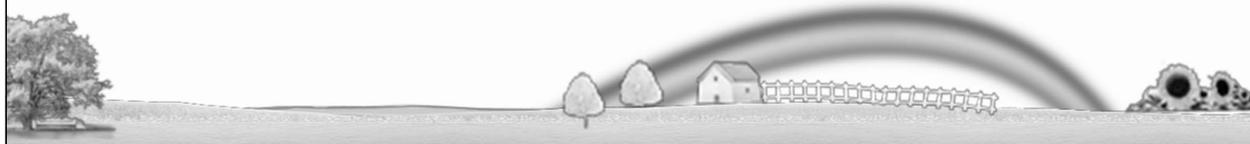
## 〇〇市 受け入れる医療的ケア

- ①経管栄養（経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろう）
- ②導尿
- ③喀痰の吸引
- ④血糖値測定
- ⑤インスリン注射
- ⑥人工肛門



## 〇〇市 対象

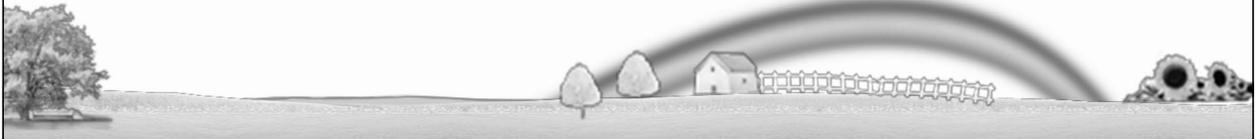
受け入れ条件を満たした  
3歳児クラス以上の医療的ケア児





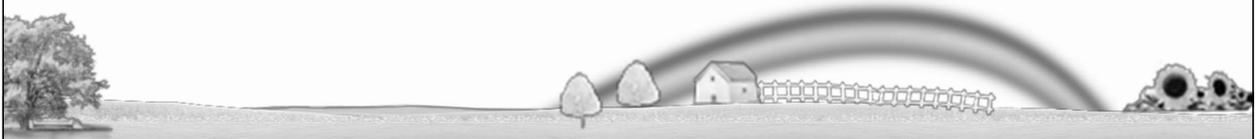
# 〇〇市 医療的ケア見受け入れ条件

- ①保護者の就労・病気の理由で保育を必要とすること
- ②集団保育ができること
- ③日々通所ができること
- ④**保育所における受け入れ体制が整えられていること**
- ⑤日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、  
安定した医療的ケアが行われていること
- ⑥市職員が必要に応じて受診同行や面談等により、  
主治医と連携を図ることができること



## ポイント 1

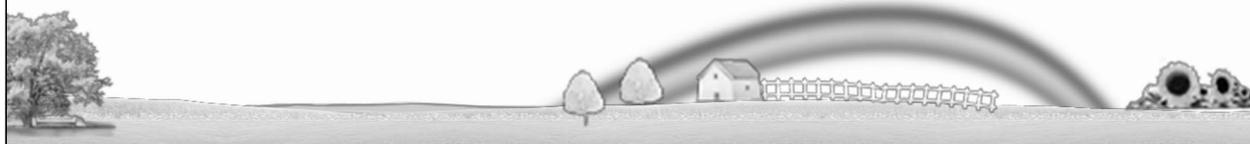
### 関係機関との連携





## ポイント 2

保護者との信頼関係



## ポイント 3

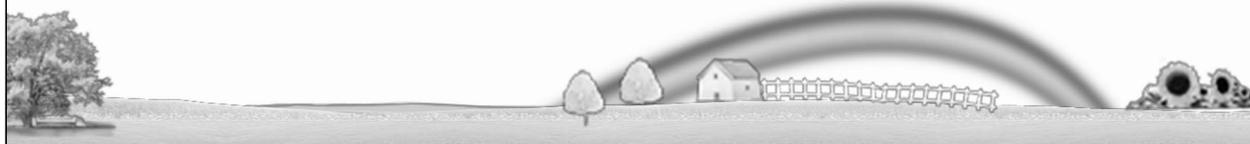
お子さまが安心できること





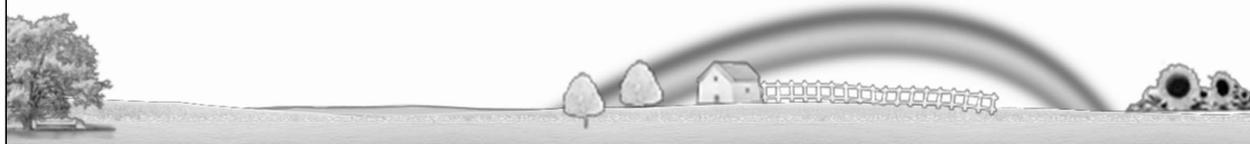
## ポイント 4

お子さまはひとりひとりすごく違う  
多様性の理解



## ポイント 5

お子さまを理解し  
変化に気づける力をつける





## 健康観察のポイント

バイタルサイン

体温

血圧

心拍数

呼吸数

血液中酸素飽和度（サチュレーション）

視診 顔色（チアノーゼ）、手足の冷感、

からだのほてり、汗

口唇や舌・口腔内の乾燥

努力呼吸

表情、発声



## 体温の異常

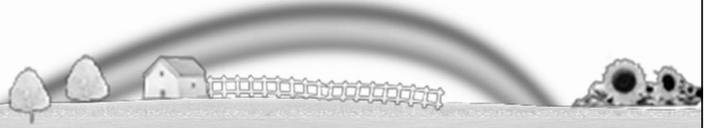
人間は体温ほぼ37度に保たれて生きる恒温動物

体温を常に37度に保つ機構をホメオスタシスと呼ぶ

体温異常 ①高温 発熱

うつ熱

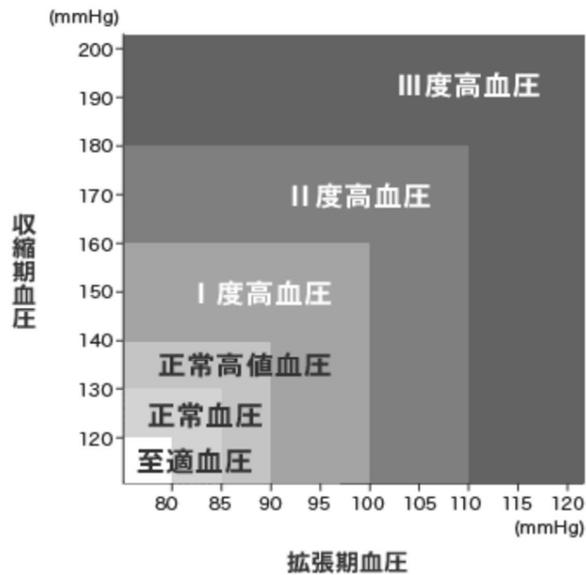
②低温





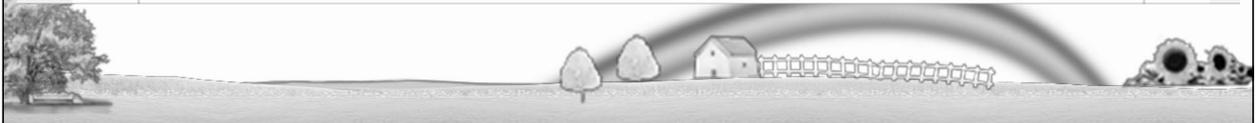
# 血圧の異常

## 高血圧の診断と分類



診療所/病院で測る血圧値は  
140/90mmHg以上、

家庭血圧値は135/85mmHg  
以上が高血圧です。



# 健康観察のポイント

バイタルサイン

体温

血圧

心拍数

呼吸数

血液中酸素飽和度 (サチュレーション)

視診

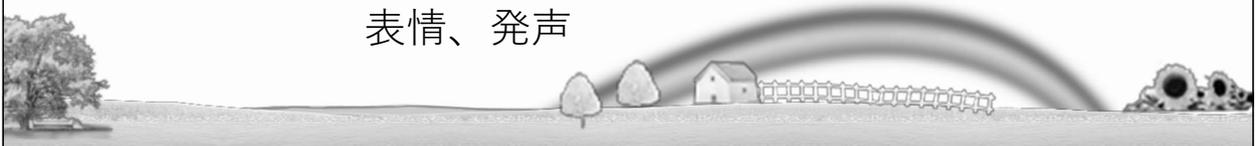
顔色 (チアノーゼ)、手足の冷感、

からだのほてり、汗

口唇や舌・口腔内の乾燥

努力呼吸

表情、発声





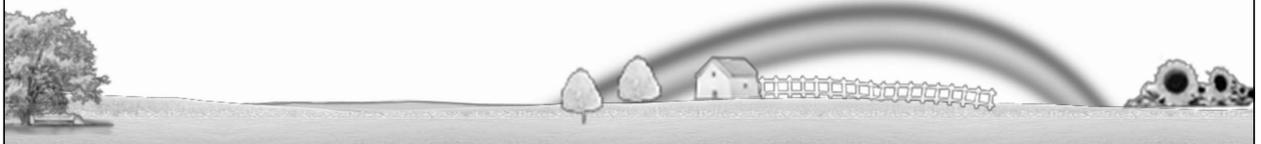
## 呼吸のみかた 1

呼吸の速さ、深さ

努力呼吸 鼻翼呼吸、肩呼吸、  
胸骨上部陥没呼吸、肋骨下陥没呼吸

咳 乾性か湿性か  
よく出る時間帯、シチュエーション  
たとえば…レプリーゼ

痰 有無  
色、量、性状



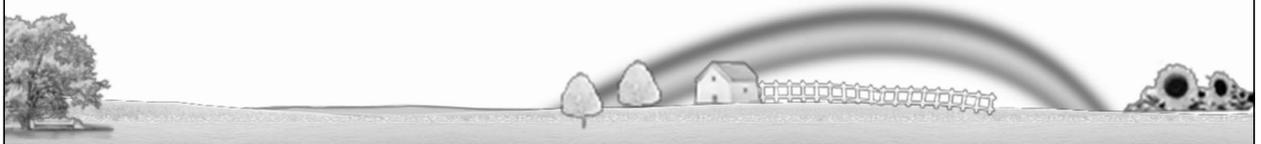
## 呼吸のみかた 2

喘鳴 = 呼吸に伴う雑音  
吸気時: strider 上気道の狭さ  
呼気時: wheezing 下気道の狭さ

聴診所見 吸気時のstrider  
呼気時のrhonchi、呼気の延長

酸素化 チアノーゼ  
サチュレーション(SpO<sub>2</sub>)を測定

意識があるか  
開眼する? 呼名に反応? 痛みに反応?

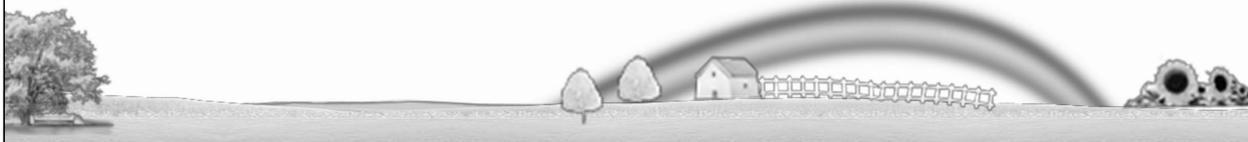




## 研修の必要性

受け入れるお子さまにあわせて  
保育園全体で丁寧に研修を受けていく  
⇒ お子さまの正しい理解  
異常に早く気付けるようになる

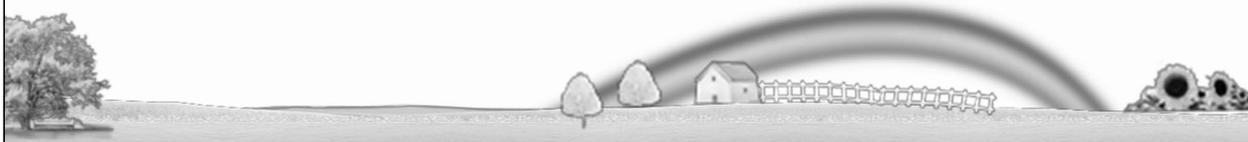
自治体  
医療的ケア児支援センター  
医療的ケア児等コーディネーター



## 今日のおはなし

大切なポイント 5つ

- ①関係機関との連携
- ②保護者との信頼関係
- ③お子さまが安心できる
- ④お子さまはひとりひとり違うんだ
- ⑤お子さまの変化に気づける力





元気に楽しく  
豊かな保育の時間を



## 第 2 分科会 企画書

### 2

### 児童館・放課後児童クラブ（学童保育）

#### 【目 的】

コロナ禍において児童館、放課後児童クラブの子どもたちは社会的距離を保った生活を強いられ、現場で働く職員も試行錯誤を繰り返しながら距離を保った中での活動を展開してきました。新型コロナウイルスが5類感染症に移行した今、子どもたちに必要な集団活動について専門家の講演を聞き、改めて学ぶことで職員のスキルアップに繋げ、少しでも業務の負担を軽減していきたいと思えます。

また、児童館・放課後児童クラブ（学童保育）を取り巻く現状は大きく変化をしており、国や自治体の動向を把握することが重要です。その上で何が課題なのかを参加者で共有することで、今後の運動や方針に繋げていきます。

#### <講演・助言者>

代田 盛一郎さん（大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科 教授）

#### <担 当>

押見 隆至 保育部会幹事

甲斐 陽 保育部会幹事

浦崎 雄樹 保育部会幹事

#### <日 程>

10:00 開会

10:10 【講演】「学童保育の集団とあそび」

代田 盛一郎さん（大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科 教授）

11:40 休憩

11:50 グループ討議（フリートーク）

テーマ例：アフターコロナの活動について、不適切保育への対策、人員不足と職員の資質について、処遇改善に向けた運動について、定年延長について…など

12:50 まとめ

13:00 終了

2023年7月30日

第43回自治労全国保育集会

## 学童保育の集団とあそび

代田 盛一郎（大阪健康福祉短期大学）

### はじめに — “ポスト・コロナ” の実践課題を考える —

①失われた2つの権利の“復権”～制約・制限・自粛の中で

○権利としての遊びとその権利擁護（アドボカシー：advocacy）の観点から

- ・意見表明権（§12）
- ・表現・情報の自由（§13）
- ・**休息、余暇、遊びは「子どもの権利」**であり、ご褒美や義務ではない

第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）

1. 締約国は、子どもが、**休息しかつ余暇をもつ権利**、その**年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利**、ならびに**文化的生活および芸術に自由に参加する権利**を認める。
2. 締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

○指導員の職業的自律に関する権利：

- ・「**権利を保障すること**」と「**権利の行使者として育つことを保障すること**」への責任

第5条（親の指導の尊重）

締約国は、親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている拡大家族もしくは共同体の構成員、**法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者**が、この条約において認められる**権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務を尊重する。**

※子どもに法的な責任を負う他の者（*other persons legally responsible for children*）

② “コロナ禍” と呼ばれたこの3年間をふりかえる

○逆転された価値観と“省エネ”モードの加速

○決壊した“防波堤”

○突き付けられた実践的課題

- ⇒そもそも、子どもにとって、放課後のあそびや生活は大切なのか？それはなぜなのか？
- ⇒どのようなあそびや生活体験が大切なのか？どんなあそびや生活でもいいのか？

### 1. 子どもの育ちと「集団」「あそび」との関係について考える

○児童期の子どもの発達と「集団」について考える

- ・ヒトは常に他者との関係において「人間」として発達していく
- ・エリクソンによる「ライフサイクル」論～人生における8つの発達段階から
- ・3つの発達過程（①6～8歳、②9～10歳、③11～12歳）が共存する“遊びと生活の場”
- ・児童期の発達の特徴（「放課後児童クラブ運営指針」より）

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。

- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

## ○ “この指とまれ” から “ギャングエイジ” へ

【6～8 歳】遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。(略) 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

【9～10 歳】遊びに必要な身体的技能がより高まる。(略) 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

【11～12 歳】学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。(略) 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

⇒多様な“人間関係”と“文化”との出会い

⇒子どもの遊びをとりまく状況の変化と“発達保障”の観点

## ○児童期の子どもの発達と「あそび」について考える～「運営指針（解説書）」が示したもの

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。

### ・遊び相手になる

遊び相手になる子どもの人数や遊びの内容等によって、対応は様々に変化します。

### ・遊び仲間の一員になる

一緒に、ごっこ遊びをする、おにごっこをするなど。子どもと同じように役割を分担したり、一緒に遊んだりします。なお、このことは、「一緒に遊びながら遊びをリードする」ととは区別することが必要です。

### ・一緒に遊びながら遊びをリードする

子どもがその遊びのルールやコツを身に付けていない時に、遊びの中に入って、遊びの楽しさを損なわないようにリードします。

- ・ **遊びを工夫する方法を示す**  
同じ遊びに飽きたり、遊びの人数が変わったりする時等に、アイデアを出したり、一緒に考えたりします。
- ・ **子どもの知らない遊びを紹介する。**  
遊びに必要な技術や知識を教える 様々な遊びを調べるなどして、新しい遊びを子どもに紹介します。伝承遊びの中で、技術や知識が必要なものを伝えます。
- ・ **遊びのそばにいて、楽しく安全に遊べるようにする**  
子どもに頼まれて審判をする、同じ場所で異なる遊びが進行している時に遊びがぶつかり合わないようにするなどがあります。  
・ 上記の関わりと併せて、「その遊びの安全が確かめられる場合には、大人がその場を離れることによって、信頼していることを伝えて、子ども達だけで遊べるようにする」「子どもが遊ぶ きっかけになったり、遊び始めたりするような環境を準備しておく」等の配慮もあります。

○ **社会性の基盤となる「人と関わりたい」という意欲が育まれる場**

- ・ 「社会的発達 (social development)」保障の観点から (『子どもの権利条約』第 27 条)
- |  |
|--|
| 身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対するすべての子どもの権利を認める |
|--|
- ⇒ 見守りという名の元の“放任”では育たない「社会性」。見守りは拡張されることによりその意義が輝く
  - ⇒ 「発達」の法則性：内的要因（成長）と外的要因（働きかけ）との相互作用
  - ・ 社会性の育ちを阻害する要因
    - ⇒ 「人と関わりたい」という意欲の育ちそびれと喪失：“愛着 (アタッチメント)”の形成過程の困難さ
    - ⇒ 「勝ち負け」「優劣」「できる／できない」への誘導と過剰な適応

○ **遊びと生活を通じた“心の育ち”の場**

- ・ 「セルフコントロール (self-control)」「自尊心 (self-esteem)」「自己効力感 (self-efficacy)」
- ・ 「折れた心」「キレた感情や人間関係」を再び“元にもどす”“つなぎ直す”体験
  - ⇒ 「折れたけれども、やっぱりやってみたい遊び」
  - ⇒ 「めざしたい『あこがれ』の存在」
  - ⇒ 「キレたけれども、やっぱり一緒に遊びたい仲間」
- ・ “心の育ち”の構造的理解
  - ⇒ 獲得の三層構造

第一層 (表層)	第二層 (中間層)	第三層 (深層)
比較的短い期間で容易に習得が可能	さまざまな経験や学習の蓄積を通して徐々に形成される	発達の早期段階にその基盤が形づくられ、簡単には変化しにくい
マナーやルールなど	セルフコントロール、自尊心、自己効力感など	子どもの気質やパーソナリティ、アタッチメントに由来する自他信頼感など

⇒ 獲得の適時性 (オンライン型とオフライン型)

**2. 「集団 (group)」について考える**

○ **「集団」「集団づくり」への違和感へのアンサーとして～個人主義／集団主義の二元的対比構造を超えて**

- ・ 「集団」と「集合」と「群れ」
- ・ 「個人と集団」との関係を整理する
  - ⇒ 個人主義：つねに個人の利益を優先させる考え方
  - ⇒ 集団主義：集団の利害を個人のそれに優先させる集団中心の考え方

### ○「集団 (group)」の基本的要件

- ①前提としての「継続的な相互作用」が行われる単位としての「集団」(ネットワークのなかの結合的単位)
- ②集団かどうかは、彼らの間に「共同の目標」が設定されているかどうかによる
- ③共同の目標を追求する過程で、成員の行為に秩序をもたらすために制定される「規範」
- ④成員の個性や能力を引き出し、集団の効率を高める体制としての「地位と役割」
- ⑤その結果、「相互の連帯」が高まり、「集団への一体化」が強まる

### ○学童保育における「集団」のありよう

- ・「集団」に疲弊した子どもと大人
  - ⇒「疲弊」と「反動」
  - ⇒「二元的価値観」と「競争主義」の合わせ技
  - ⇒「支配／被支配」関係の再清算
  - ⇒「集団主義」のあやうさ
- ・どのような「集団」であることが大切なのか
  - ⇒組織に対する成員の全面的帰服ではなく、他成員との協調や自発的な集団参加が、結果的に自分のためになることに依拠して組織活動に参加する
  - ⇒集団を構成する当事者としての「自主性」「主体性」

## 3. 実践としての「集団づくり」「あそび」の課題

### ○「集団づくり」「居場所づくり」の視座

- ・子どもたちに対等平等、相互援助的、自主的・主体的な「かかわりあい (関係性)」をつくり出すこと
- ・子どもたちにとって拠点となるような「居場所」をつくり出すこと (豊かな活動：生活と遊び)
- ・子どもたちの内部に既にあるものをより自主的・民主的なものに「組み替え」ていくこと (話し合いの文化)
- ・集団指導、対人関係の指導、個人指導の3つから構成される

※「関係づくり」「集団づくり」はあそび (文化的活動) の魅力的な展開と両輪で

### ○「仲間」ってなんだ? :

- ・「相互に共通な関心によって選択され共通の集団行動を取る同世代の他人」
- ・子ども集団≡遊び仲間：①対等、②大人からの自立、③リーダーシップ／フォロワーシップ構造
- ・遊び仲間の「社会化機能」：遊び仲間との関係を通して、社会的存在として歩みはじめる

### ○「集団づくり」「あそび」の主体は誰なのか～「3つの支援モデル」と「3つの遊びモデル」

- ・3つの支援モデル～「主役として登場し、わき役として退場する」そして、時々まだそこにいる

垂直的關係 (指導)	水平的關係 (お世話)	周辺 (周縁) 的關係 (主体性の保障)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大人</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子ども</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大人</div> ↔ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子ども</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">子ども</div>

- ・3つの遊びモデル～子どもと共に遊びを創造する“隠れた名ガイド”

Direct instruction (直接教示)	Guided play (ガイドされた遊び)	Free play (自由遊び)
(低) ←	子どもの主体性	→ (高)

### ○子どもの世界に大人が関わることの意義と大切にしたいこと

・大人が遊びに参加することの意味（L.S.ヴィゴツキー）

→「大人がいないと遊びが成立しない」から「大人が入ると遊びが成立する」という視座への転換

発達最近接領域理論；ヴィゴツキーによる ZPD（Zone of Proximal Development）

「子どもが今日、大人の助けを受けてできることを、明日には、彼は自主的にできるようになるでしょう。」

### ○多様な「子どもの参画」の試み（ロジャー・ハート）

→現段階での子どもたちの力量に応じて、できる限り「自分のことは自分たちで決めていく」こと

→学齢期の子どもたちにとっては、自らの生活や遊びに対して意見表明し（大人の助けを借りながら）決定していくことが、自分の人生は自分のものであり、みんなで力を合わせながら（時には対立することもありながら）社会を形成していくという経験ではないのか。

### ○「学び」と「遊び」の関係を問い直す～「様式化」と「脱様式」（河崎、2022）

・**「様式化」**：ある行為が、達成、完成、解決に向かい、形成、上達、洗練が喜ばれ、共感され、励まされる過程  
→何かができるようになったり、上達・熟練する過程

・**「脱様式」**：様式化と正反対の、そこから抜け出す過程。**失敗**が面白がられ、安定しかけた様式化の過程から**逸脱**し、「作品」は「完成」しても途中でも**分解**され、**破壊**される

→偶発的あるいは意図的な逸脱や失敗によって生じる

### ○子どもの居場所の自己化プロセスへの大人の関わり（山下、2019）

① 多様な隙間：物理・心理的な「隙」

② 場の領域性：領域の境界を流動的にする「曖昧さ」

③ 「主」という存在とその専門性：「非専門家的な態度の専門家の可能性：心理的拠点や遊びの連続性の要としての「主」

### ○「遊び観」をめぐる3つの問題提起（赤木、2019）

① 「適切な」遊び観→社会規範に逸脱しないような大人が「よい」と考える遊びだけが遊びなのだろうか

② 「一緒主義」の遊び観→同一の行動・活動をしていることが「一緒に遊んでいること」なのだろうか

③ 「できるように」の遊び観→できることができるようになることだけが遊びの目的なのだろうか

### **おわりに～学童保育実践における指導員の役割**

#### ○「子どもの発達や状況に応じた柔軟なもの」の真価

⇒「コロナ禍」の3年を経た目の前の子どもたちの姿から再出発する1年に

#### ○子どもの育ちに伴走する“大人”～“子どもの最善の利益”を守る存在

⇒土台となる子どもとの信頼的・共感的関係

⇒“子ども目線”と“大人目線”の両方を有した“大人”であることの専門性としての希少性と可能性

#### **【参考資料（一部）】**

・河崎道夫『あそびが語る保育と発達』、かもがわ出版、2022年

・山下智也「放課後の地域の居場所から考える」『シリーズ子どもの貧困②：遊び・育ち・経験：子どもの世界を守る』、明石書店、2019年

・赤木和重「遊びと遊び心の剥奪―障害と貧困の重なるところで」同上、明石書店、2019年

・尾崎新『対人援助の技法―「曖昧さ」から「柔軟さ・自在さ」へ』、誠信書房、1997年

・小川博久『「遊び」の探究―大人は子どもの遊びにどうかかわりうるか』、生活ジャーナル、2001年

## 第 3 分科会 企画書

### 3

### 幼稚園 認定こども園

#### 【目 的】

少子化の進行、女性の社会進出により保護者ニーズが多様化したこと等、子どもを取り巻く社会情勢は年々変化しています。幼稚園は園児減少に歯止めがかからず、定員割れや閉園が相次ぎ、認定こども園への移行するところも増えており、幼児教育の充実と共に、保護者のニーズに合わせた子育て支援の対応が急がれています。

第3分科会では、社会福祉法人カメラア大村椿の森学園の山口和浩さんより「公立幼稚園・認定こども園の課題と今後の方向性について」の講演をいただき、その後、職場の事例報告を受け、それぞれの課題やこれからの幼児教育のあり方を考える機会とします。

#### <講 演>

社会福祉法人カメラア 大村椿の森学園 理事・法人統括事務長 山口 和浩さん

#### <担 当>

社会福祉評議会事務局長 門崎 正樹  
子ども・子育てPT 本田 恵美子  
保育部会幹事 岡澤 悠

#### <日 程>

- 10：00 開会・あいさつ
- 10：05 幼稚園・認定こども園を取り巻く現状について（20分）  
社会福祉評議会事務局長 門崎 正樹
- 10：25 「幼稚園・認定こども園の現状と期待～社会福祉法人カメラアの取組みを通して～」  
（60分）  
社会福祉法人カメラア 大村椿の森学園  
理事・法人統括事務長 山口 和浩さん
- 11：25 質疑（10分）
- 11：35 事例報告（30分）  
①「民営化問題を乗り越え町立こども園としての現在」  
北海道本部厚沢部町職員組合 橋端 純恵さん  
②「香川県本部幼稚園部会及び保育所部会の取り組み」  
香川県本部特別執行委員 今井 智代子さん
- 12：05 まとめ「幼稚園・認定こども園の現状、課題、これから」（25分）  
子ども・子育てPT 本田 恵美子
- 12：30 終了

幼稚園・認定こども園を取り巻く現状について



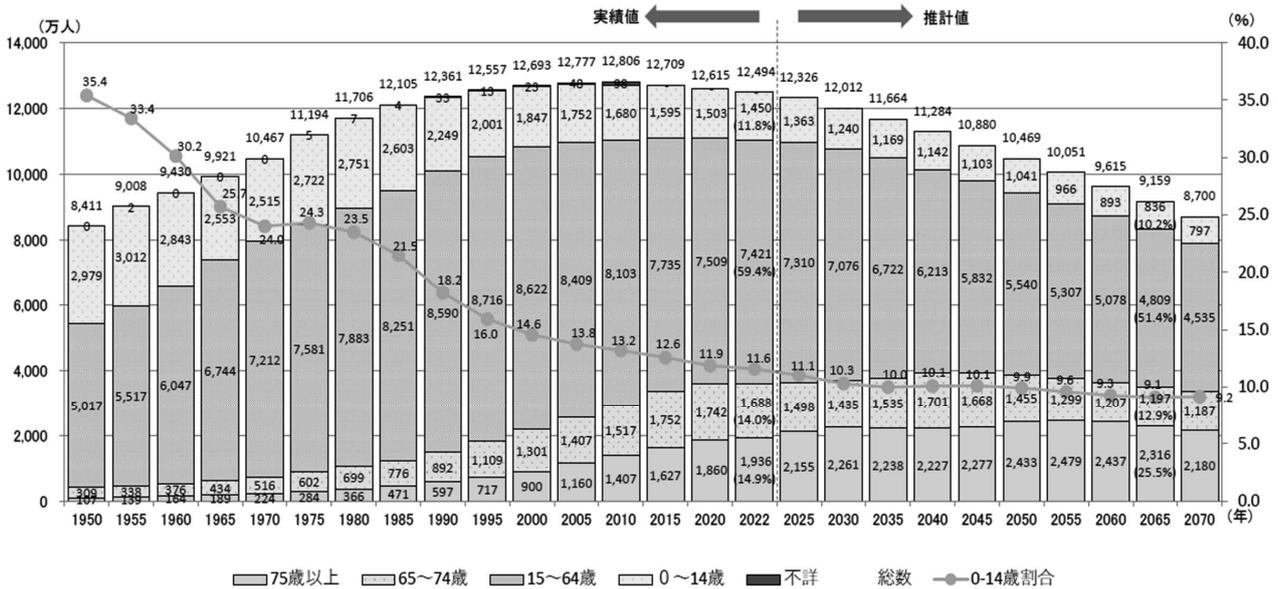
※チムしゃふくろう：社福評の新キャラクター。それぞれ色の異なる7羽のフクロウは多様性の尊重、本部社福評の7つの部会を表しています

自治労総合政治政策局  
社会福祉局長 門崎 正樹

こどもを取り巻く状況について

# 日本の人口構造

◇ 社会全体の中で、年少人口割合（0-14歳割合）は年々低下。2050年以降、10%未満の水準になる。



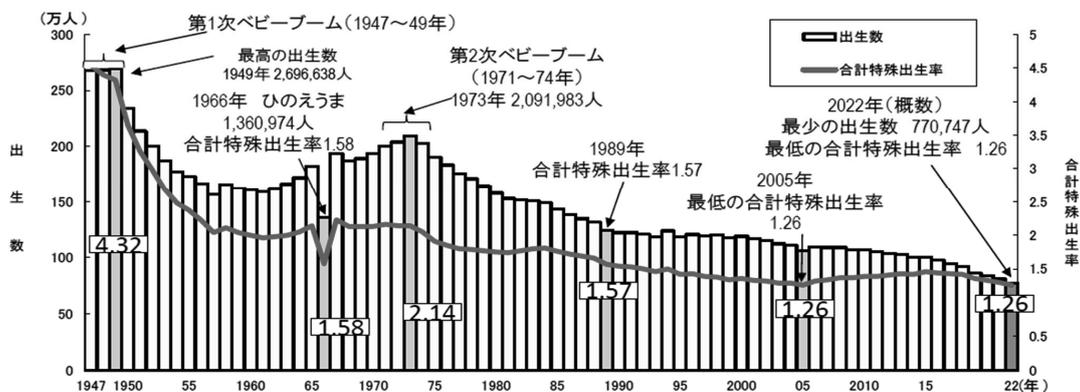
資料:こども家庭庁

2020年までは総務省「国勢調査」(2015、2020年是不詳補完値による。)、2022年は厚生労働省「人口動態統計(概数)」,2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成。

# 出生数と合計特殊出生率の推移

◇ 2022年の出生数(概数)は77万747人。対前年比▲5.0%となり、初めて80万人を下回る。

年	1949年	1973年	1989年	2005年	2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	209万 1,983人	124万 6,802人	106万 2,530人	81万 1,622人	<b>77万747人</b> (概数)
合計特殊出生率	4.32	2.14	1.57	1.26	1.30	<b>1.26</b> (概数)



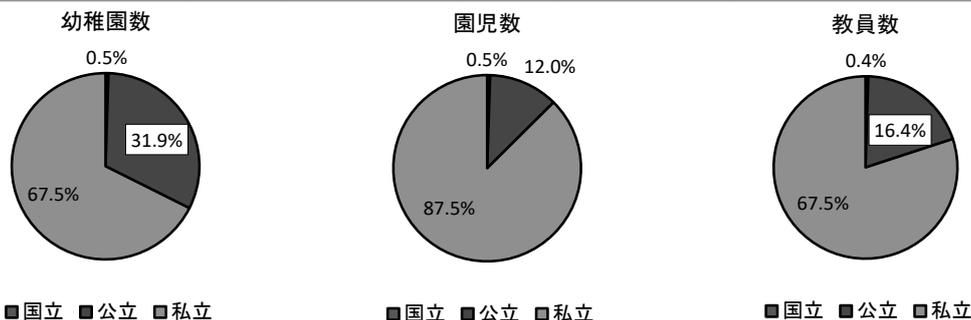
資料:厚生労働省「人口動態統計」

## 幼稚園（2022.5.1現在）の状況

◇ 幼稚園の数

- 園数は9,111か所で、前年比307か所の減。  
     内訳：公立 2,910カ所（前年比193カ所減）  
           私立 6,152カ所（前年比114カ所減）
- 園児は923,295人で前年比85,520人の減少。

区分	合計		国立		公立		私立	
幼稚園数	9,111 園	100%	49 園	0.5%	2,910 園	31.9%	6,152 園	67.5%
園児数	923,295 人	100%	4,751 人	0.5%	110,766 人	12.0%	807,778 人	87.5%
教員数	87,752 人	100%	357 人	0.4%	14,355 人	16.4%	73,040 人	83.2%

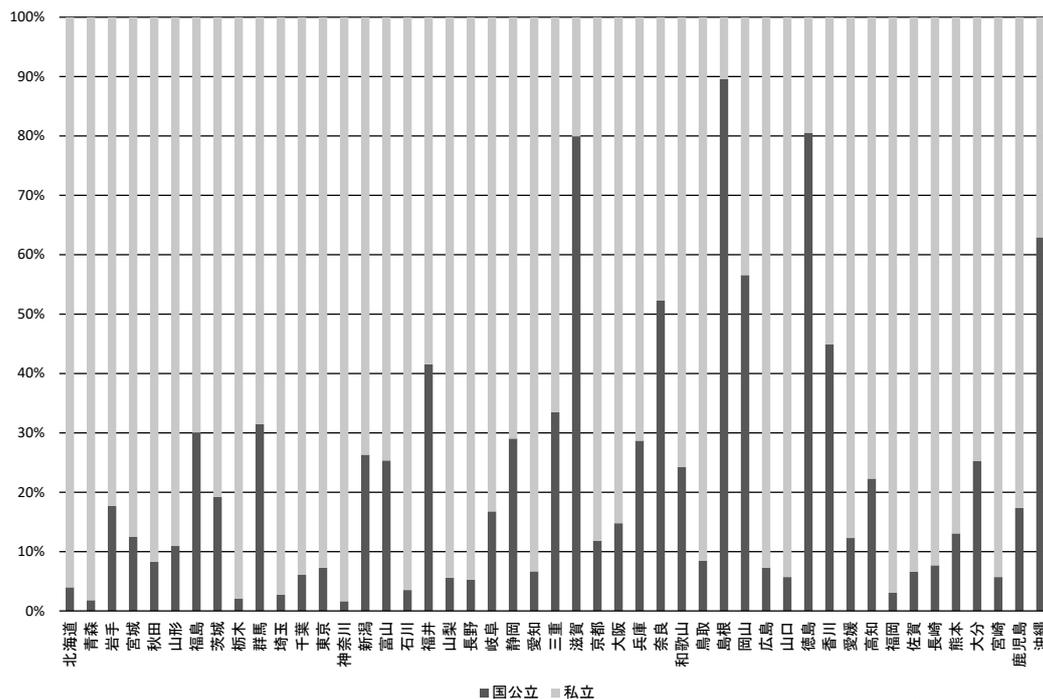


資料：2022年度学校基本調査に基づき自治労作成

- ・入園者数は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
- ・幼稚園数、在園児数及び教員数（本務者）は幼稚園型認定こども園も含む。

## 幼児教育の状況（2020.5.1現在）

- ◇ 公立幼稚園が占める割合（令和3年度）は、都道府県によって、9割程度のところもあるが、逆に1割以下のところもある。



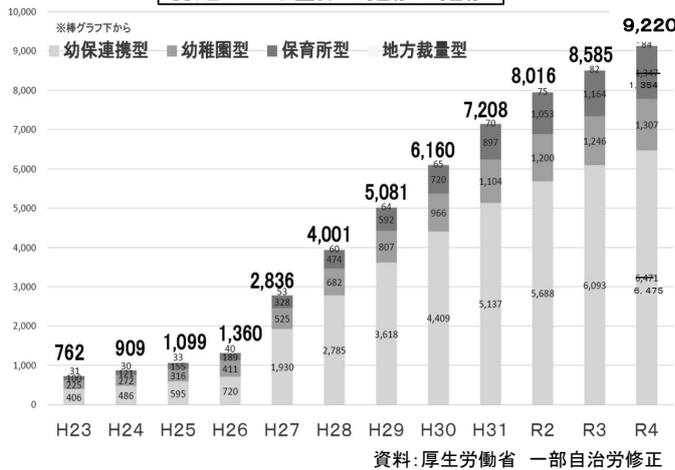
資料：文部科学省「2021年度学校基本調査」

# 認定こども園（2022.4.1現在）の状況

## ◇ 認定こども園の数

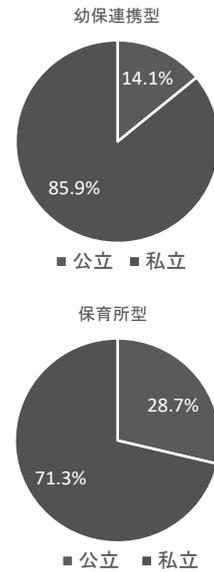
- 園数は9,220か所、前年比635か所の増。  
 内訳：幼保連携型 6,475か所（前年比382カ所増）  
 幼稚園型 1,307か所（前年比61か所増）  
 保育所型 1,354か所（前年比190カ所増）  
 地方裁量型 84か所（前年比2カ所増）
- 園児数は1,108,180人で前年比44,680人の増。

認定こども園数の推移の推移



## 認定こども園の公立・私立の割合

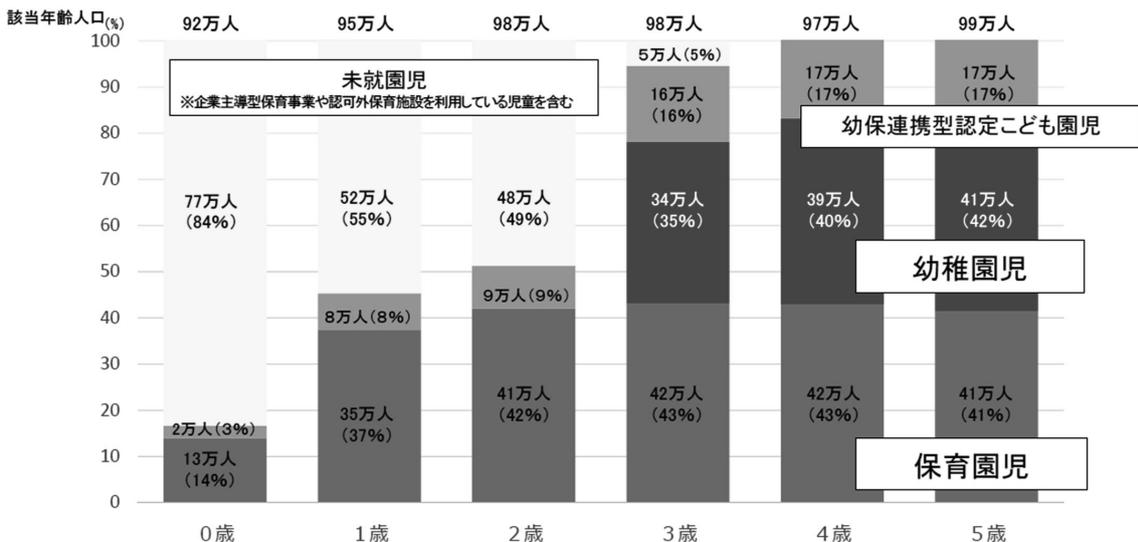
幼保連携型認定こども園			保育所型認定こども園		
総数	公営	私営	総数	公営	私営
6,111	863	5,248	1,164	334	830
100.0%	14.1%	85.9%	100.0%	28.7%	71.3%



資料：2021年度社会福祉施設等調査より自治労作成

# 未就学児の年齢別の状況

- ◇ 0～2歳児は約6割が未就園。4歳以降は、ほぼ保育園・幼稚園・認定こども園に通園。



資料：こども家庭庁

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園を含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

こども家庭庁が入居する霞が関ビルディング



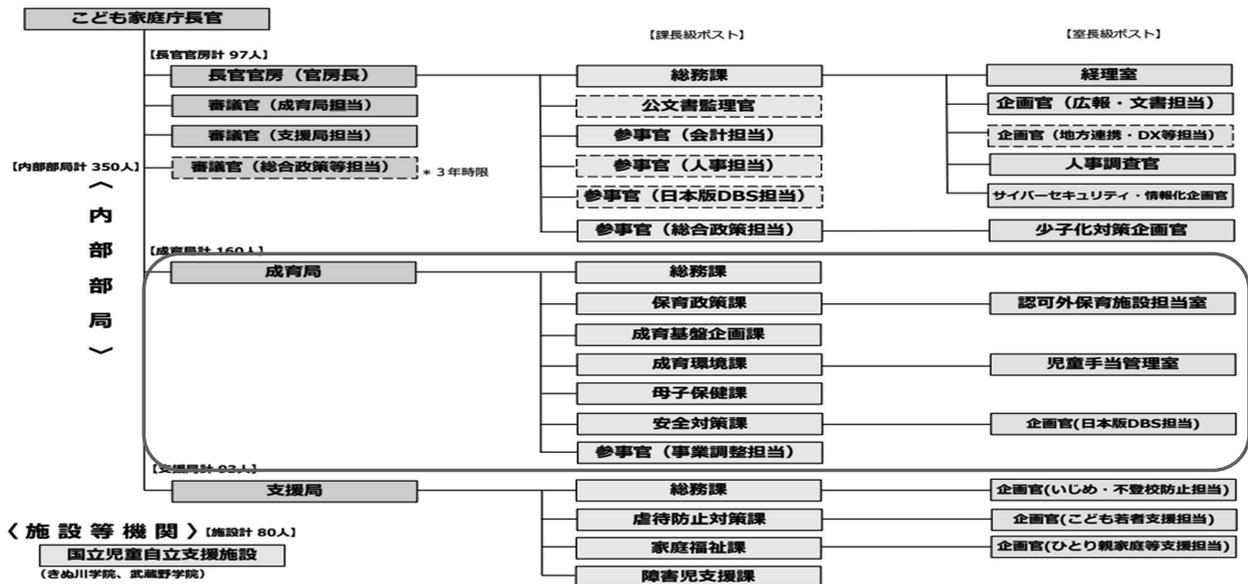
# こども家庭庁の創設

どうでもいい情報ですが・・・

- 20階 支援局
- 21階 成育局
- 22階 長官官房

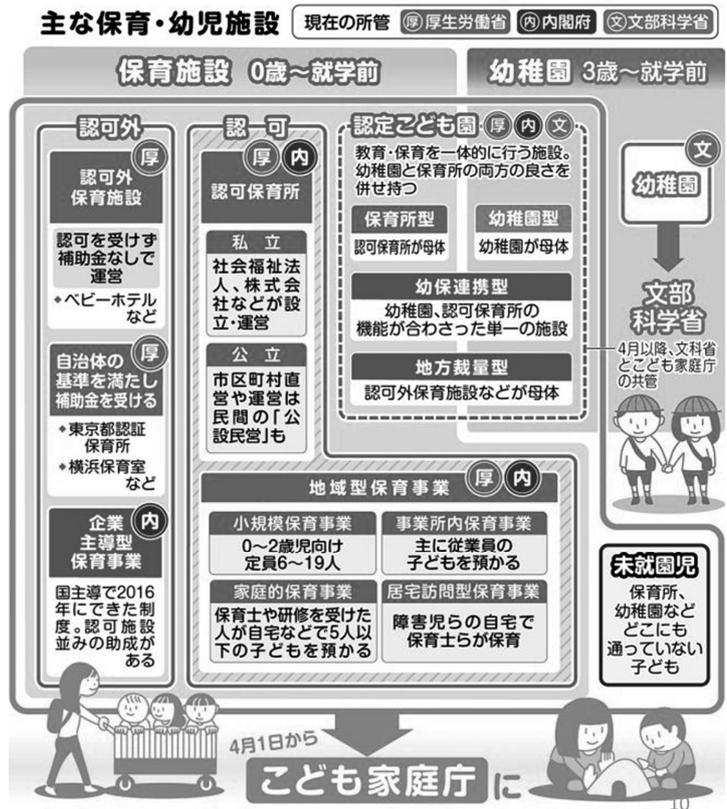
## こども家庭庁の目的と組織の概要

・こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要との観点。  
 ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする新たな行政組織として、2023年4月から「こども家庭庁」がスタート。



# 就学前のこども施策

- ◇ 複雑化した就学前の子ども施策は4月から原則、**こども家庭庁**に一本化。しかし、幼稚園は文科省に残り、依然として縦割り行政が成育環境の平等や業務効率化に向けた「幼保一元化」を阻む
- ◇ また、どの施設にも通っていないことからおらず、行政の支援が届きにくかった「**未就園児**」対策にも力を入れている。
- ◇ 保育所は厚労省が所管し、1948年施行の児童福祉法で設けられる。一方、幼稚園は文科省の所管で学校教育法に基づき運営。所管の違う「**幼保二元体制**」が長く続く。
- ◇ 2006年に内閣府、厚労省、文科省が関わる「**認定こども園**」が新設。園の成り立ち別に4種類を設定。
- ◇ 2015年に「**子ども・子育て支援新制度**」が始まり、保育所・幼稚園・認定こども園に共通の施設型給付、地域型保育給付（地域型保育事業）が創設



# 成育局の所掌事務

<b>総務課</b>	○こども成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、こども支援局との調整
<b>こども保育政策課</b>	○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関する事等）、教育・保育給付に関する企画立案等
	<b>認可外保育施設担当室</b> ○企業主導型保育事業（ハビ・ソッカーを含む）、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督
<b>こども育成基盤課</b>	○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園の指導監督等に係る文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案
<b>こども子育て支援課</b>	○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員
	<b>児童手当管理室</b> ○児童手当制度の総括、企画立案
<b>母子保健課</b>	○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給
<b>こども安全課</b>	○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止
	<b>企画官（日本版DBS担当）</b> ○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用
<b>参事官（事業調整担当）</b>	○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時の状況把握・復旧事業

## 幼稚園・認定こども園に関連する最近の情勢

- ◇ 2022年10月から処遇改善等Ⅲ加算が公定価格上の加算に
- ◇ 2022年9月～12月にかけて、認定こども園や保育所で、バス置き去りによる死亡事故や不適切保育などの報道が相次ぐ
- ◇ 2023年度予算が成立
- ◇ こども基本法の施行 2023年4月
- ◇ こども未来戦略方針（案） 2023年6月
- ◇ 骨太方針2023（案） 2023年6月
- ◇ 改正児童福祉法施行 2024年4月

12

## 保育などの現場で働く職員の 収入の引き上げについて

13

## 公立幼稚園・認定こども園における処遇改善

- ◇ コロナ禍における「看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ」として、2022年2月から9月まで、賃上げの財源を10/10の補助金により実施。
- ◇ 国のQ&Aで、「公立の施設・事業所についても対象」と明記されたものの、補助金において民間保育所や幼稚園の9割以上が改善を行ったのに対し、公立保育所等では「事業対象外職員との均衡」「地域の民間保育所等の給与水準より自治体の給与水準が高い」として、約5割の申請に止まり、多くの自治体で公立保育所等の補助金申請は行われなかった。
- ◇ 2022年10月以降は処遇改善に必要な費用を、民間施設は公定価格（補助金）の処遇改善加算Ⅲとして、公立施設は、申請の有無に関わらず地方交付税により措置。
- ◇ 処遇改善の公定価格の加算分として金額が明確となる民間施設に比べ、運営に要する費用が一般財源として、すべての行政に要する費用の中に含まれている公立施設で実施している自治体は極めて少ない。
- ◇ 公立施設では、給与水準が低位に留まっている非正規である会計年度任用職員はもとより、給与体系が整っている正規職員であっても、地方の自治体では採用を募集しても人材が集まらない状況がある。その要因は何なのかを現場から考える必要がある。

## 保育などの現場で働く職員の収入の引上げについて

- ◇ 2023春闘における県本部報告分 (47県本部1,500単組)

### ▷2023春闘で要求

保育・幼稚園教諭等の処遇改善を勝ち取った単組

内訳	会計年度任用職員	19単組
	正規職員	18単組

### ▷2023春闘以前に要求

保育・幼稚園教諭等の処遇改善を勝ち取った単組

内訳	会計年度任用職員	145単組
	正規職員	45単組

# こどものバス送迎・安全徹底プラン について

16

## 緊急対策の進捗状況の概要

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け  
→令和4年12月28日に関係府省令等を公布。令和5年4月1日より、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成  
→令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のに関するガイドライン」を策定・公表
- ③ 安全管理マニュアルの作成  
→令和4年10月12日に、緊急対策の公表と合わせて作成・公表
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」  
→令和4年度第2次補正予算に関連予算を計上して推進。

17

## 緊急点検・実地調査の実施

### 緊急点検・実地調査

#### 1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

#### 2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

### 点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

14

## 実地調査の結果、見られた実践参考例①

### 職員間の共通認識の醸成

- ・職員間でバスマニュアルの読み合わせを各学期に実施している。
- ・月に一度、園長や添乗員等による安全協議会（職員による話し合い）を実施している。
- ・毎年度末に、新年度に回る運行コースを添乗員・運転手により試乗。試乗の中で、園児の乗降、保護者への受け渡し方法等のシミュレーションを実施している。

### マニュアル・チェックリストの活用

- ・今回の事件の時系列に沿って対応策を検討し、マニュアルに盛り込んだ。
- ・確認漏れが発生しそうな部分をなくすため、複数の保育士でロールプレイを行い、議論を重ねて作成した。
- ・座席表に乗降チェックができる欄を設けている。また同じ様式をバス用と園内用と用意し、バス利用園児の園への出入りを記録、突合している。
- ・登降園時に職員がすべきことを1枚のフローにまとめ、時間ごとに何をすべきか、分かりやすくしている。
- ・確認・消毒の「時間」を記録させ、確認漏れのないよう意識を高めている。
- ・バス運行や危機管理のマニュアルのデータを全保護者に送付し情報共有する。

### こどもの人数確認

- ・顔写真付きのバス名簿を作成している。
- ・バスの座席を固定することで、見落としを防ぐ。
- ・運転手、同乗者、園長のトリプルチェック体制とした。

15

## 実地調査の結果、見られた実践参考例②

### 出欠状況の職員間共有

- ・携帯電話や無線機を導入し、認定こども園と送迎用バスの連絡を迅速に行っている。
- ・職員が誰でも、どこでも出欠状況を入力でき、同一のものを確認できるシステムを導入している。
- ・朝礼時にバス乗降の出欠確認を職員間で行うとともに、ホワイトボードを用いて欠席者が一目でわかるようにしている。

### 運行時の体制等

- ・送迎バスに乗車する職員を専任していて乗車名簿での乗車確認と利用児の異変に気づきやすくしている。
- ・不慣れな職員が添乗する場合（特に年度当初）は、慣れた職員が同乗し、一定期間指導等を行う。

### 保護者との連絡

- ・欠席する場合、バスの利用者は保護者に①直接バスの携帯に乘降についての連絡、②園に健康上の理由等で欠席の連絡、と2回連絡してもらうようにしている。
- ・アプリにより、保護者がバスを利用するかをいつでも入力できるようにしている。

### バス車内の見回り点検

- ・運転手による見回り点検後、後部窓ガラスに「点検済」の札を掛ける。
- ・運転手や同乗者に加え、園長や遅れて出勤する職員等が3重で見回りや点検を行う。
- ・降車後も監視カメラで園バスの中の様子を見ることが可能。（職員室内で確認）
- ・登園後及び降園後に運転手が車内の掃き掃除を行う。

10<sub>20</sub>

## 実地調査の結果、見られた実践参考例③

### ラッピング

- ・全面に日よけ防止フィルムを貼っていたが、子どもの背の高さ以上に変更して、見通しをよくするようにした。
- ・窓にかかる部分は、透過性の高い仕様とし、中が見えるようにしている。

### ヒヤリ・ハット事案

- ・ヒヤリ・ハット事例があった場合は経緯をまとめ、職員間で対応を検討した上でファイルに保管している。
- ・当該事案が生じた際は、早急に職員会議等を開催し職員間で共有し、再発防止に努める体制をとっている。

### こどもの発達に応じた支援

- ・取り残された場合に押すと園事務室内にブザーが鳴る機器を設置しており、子どもたちに使用方法を指導している。
- ・バス内になにかあったらクラクションを押すピクトグラムを掲示

### 学校安全計画 等

- ・バス運行に関する安全管理を記載している。
- ・乗車中に事故や地震が起こった場合の対応を定めている。

### その他

- ・ドライブレコーダーを活用して、定期的に園長が確認し、気になった点があれば、運転手に報告するようにしている。

11<sub>21</sub>

## 虐待等の不適切な保育への対応について

22

### 保育所等における不適切事案を踏まえた対策について

#### ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

#### ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

#### ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

23

# 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、  
・「不適切な保育」の捉え方や  
・保育所、自治体における取組・対応に  
ばらつきが見られた。

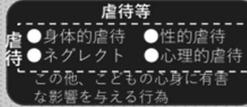
調査結果を踏まえ、  
・「不適切な保育」の考え方を明確化  
・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、  
各自治体に求められる事項等を整理

## 「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)



虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「子どもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設置基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同様。
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	子どもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリ（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり、情緒的な事案が、③罰を与える・見聞なかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや発達環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリの中には「不適切な保育」とは異なるものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

## 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



# 施設職員による虐待に関する通報義務等について

○ 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監督等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

## 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- 保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。</li> <li>自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。</li> <li>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</li> </ul>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれていることがあることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。</li> <li>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</li> </ul>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。</li> <li>行事については、こどもの日常生活に変化と潤いももてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。</li> <li>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</li> </ul>

- あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

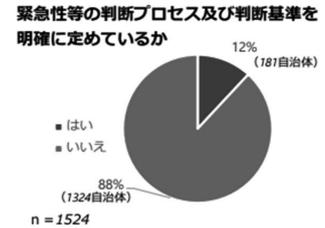
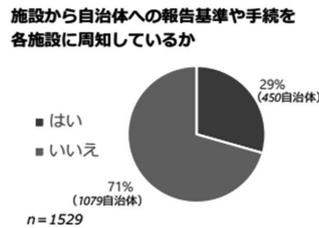
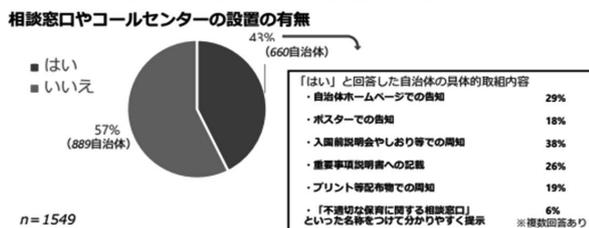
26

## 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の結果について

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為（※））を調査したところ、保育所（22,720施設）については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%）。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%）。

（※）①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。



（注1）自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2%（47/47（都道府県）、1530自治体/1741（市町村+特別区））  
 （注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）、幼稚園・特別支援学校幼稚部（※）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載  
 （※）幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事業の件数は、別調査（体罰の実態把握について）より把握  
 （注3）保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%（15,757施設）、1～5件まで合わせると90%（19,369施設）となった一方で、31件以上の件数を回答した施設（82施設（全体の0.4%））から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

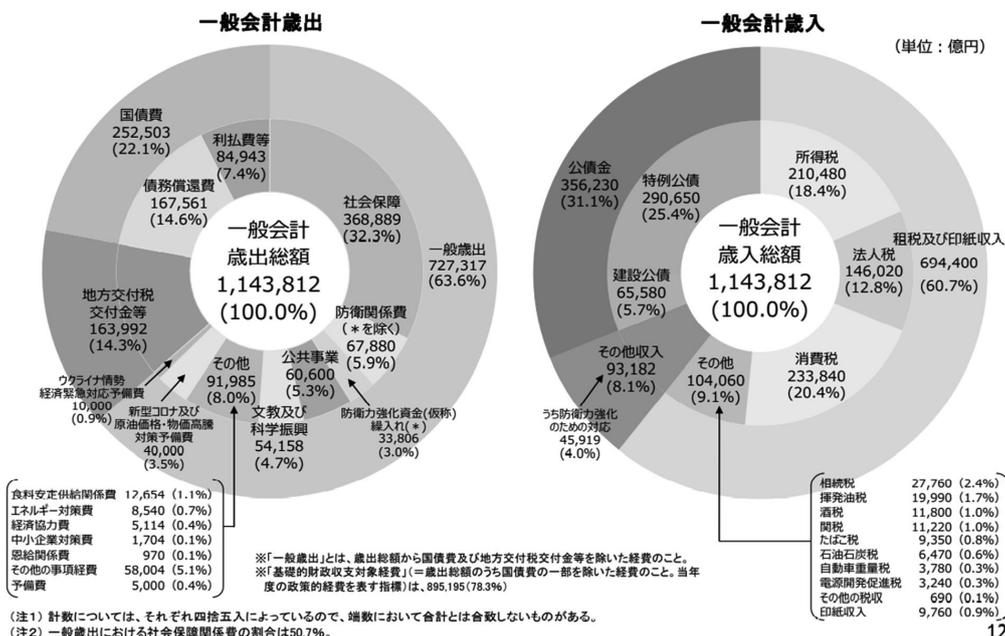
（注1）施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3%（21,649施設/22,720施設（令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）））  
 （注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

27

# 子ども・子育て関連 2023年度予算について

## 2023年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

◇ 総額で11年連続で過去最大を更新。歳出の上位3つ、「社会保障関係費」、「国債費」、「地方交付税交付金」、さらには防衛関係費が前年比26%増といずれも過去最大。コロナ、物価対策、ウクライナ危機対策に備えるとした予備費5兆円を計上。国会の事前協議の例外である予備費計上の常態化や歳入の3割以上を新規国債に頼るなど、財政規律の形骸化と安易な将来世代への負担のつけ回しが露呈。



# こども家庭庁関連2023年度予算案の全体像

◇ 岸田首相は2023年6月をめどに骨太の方針で子ども関連予算の将来的な増に向けた当面の道筋を示しているが、「こどもまんなか社会の実現」にむけたスタートとなる今回の予算案は2022年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて、わずか2.6%の増額にとどまっている。防衛関係費の26%増に比べ、あまりに不十分と言わざるを得ず、こども家庭庁としても今後の議論をしっかりと積み上げていくことが必要。

(単位: 億円)

区分	令和5年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一般会計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合計	48,104	3,764	46,871

30

## こども家庭庁予算のポイント

### こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- **こども大綱の策定・推進** 1.4億円
  - ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信
  - ▶地方自治体こども計画策定支援事業
- **こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発** 0.3億円
  - ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- **こどもの意見聴取と政策への反映** 2.3億円(うちR4補正0.5億円)
  - ▶こども・若者意見反映推進事業(一部補正)
- **こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実** 0.5億円
  - ▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

### 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆6,050億円(うちR4補正1,920億円)
  - ▶子ども・子育て支援新制度の推進(一部補正)
  - ・子どものための教育・保育給付等(チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減)
  - ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(※)
    - ▶令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(※)放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。
  - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)
  - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等(一部補正)
  - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進(再掲)
  - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施等
  - ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進(補正)
  - ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化(一部補正)
  - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等
- **こどもの居場所づくり支援** 1,438億円の内数(うちR4補正58億円)
  - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)(再掲)
  - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施(補正)
  - ▶「こども食堂」等に対する支援(一部補正)
- **こどもの安全・安心** 28.6億円(うちR4補正26.2億円)
  - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討
  - ▶災害共済給付事業
  - ▶予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進
  - ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(補正)
  - ▶児童福祉施設等の災害復旧への支援(補正)

### 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 100億円(うちR4補正90億円)
  - ▶地域少子化対策重点推進交付金(一部補正)
- **子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信** 2.5億円
  - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- **妊娠前から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 1,905億円(うちR4補正1,374億円)
  - ▶妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
  - ▶全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援
  - ▶都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
  - ▶母子保健情報デジタル化実証事業の実施(補正)等
- **高等教育の無償化** 5,311億円
  - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

### 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進** 1,721億円の内数(うちR4補正45億円)
  - ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化
  - ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進(補正)
  - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実
  - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 1,694億円(うちR4補正30億円)
  - ▶必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進
  - ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援(補正)
- **障害児支援体制の強化** 4,745億円の内数
  - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化等
- **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 2.1億円
  - ▶首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者確保等の助言
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 2.16億円の内数
  - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化等
- **潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進** 1.2億円(うちR4補正1.2億円)
  - ▶潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業(補正)

＜参考＞この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金(医療保険制度)の増額(42万円→50万円)を実施。また、育児休業給付(0.8兆円)を確保。

31

# 子どものための教育・保育給付交付金

令和5年度予算額案 1兆5,948億円（1兆4,918億円）

## 1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。  
教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

## 2. 令和5年度予算案の主な内容

- 新子育て安心プランに基づく保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数の増（+1.7万人）
- 保育士・幼稚園教諭等の3%程度（月額9千円）の処遇改善に係る満年度化、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応
- チーム保育推進加算の充実  
比較的大規模の大きな保育所（利用定員121人以上）<sup>（※）</sup>について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。  
（※）これまでも同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数（12年以上）等に一定の要件あり。
- 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設  
0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②3人以上の0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、新型コロナウイルス感染症による利用控えが想定される令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。
- 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長  
処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。  
（注）新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村  
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置  
※0～2歳児相当分については、事業主提出金の充当割合を控除した後の負担割合  
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



# 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和5年度当初予算（案）457億円の内数（453億円の内数）

## 1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な育成環境を確保し、他児とともに過ごす経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

## 2. 施策の内容

【事業内容】

### ①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

### ②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画<sup>（※）</sup>を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村<sup>（※）</sup>（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満：1か所あたり5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）  
・年間延べ利用児童数300人以上900人未満：1か所あたり6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）  
・年間延べ利用児童数900人以上：1か所あたり6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

②1か所あたり742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

# 認定こども園向け施設整備費の一元化

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金 【補助率】 (原則)国1/3 事業者2/3				
		○認定こども園施設整備交付金 【補助率】 (原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4			
私立保育所機能部分		○保育所等整備交付金 【補助率】 (原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4			
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金 【補助率】原則国1/3 市町村2/3			地域活性化事業債	
	○沖繩振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3				
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金	統合※			
		○就学前教育・保育施設整備交付金			
私立保育所機能部分		【補助率】 (原則) 私立：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 公立：国1/3 市町村2/3			
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金			地域活性化事業債	
	○沖繩振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3				
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		

34

## 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について

～ 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

2023年2月27日中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、**全ての子どもに等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ 幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要。そのため、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比べて様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と**称して焦点を当て、**0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子どもに関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所管する文部科学省は、**子ども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携**を図りながら、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続**できるように幼児期及び架け橋期の教育の質を保障していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

### 1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。<sup>※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領</sup>

#### ① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 (幼 小)

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

#### ② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 (幼 小)

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラムを作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って**、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、**幼保小それぞれの教育を充実**  
<sup>※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの</sup>
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

### 2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

#### ① 幼児教育の特性に関する認識の共有 (幼 小)

- ・ 幼児期の遊びを通して学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通して学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**  
<sup>※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体が動いて、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく</sup>

#### ② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 (幼 小)

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより日々の教育実践や子供の学びを「見える化」し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

35

# 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について

## 3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

### ① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼児小の接続 (幼 小)

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する**幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、引き続き必要な支援を実施

### ② 好事例の収集 (幼 小)

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

## 4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わり希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

### ① 幼児教育施設と場の提供 (幼 小)

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

### ② 全ての子供のウェルビーイング<sup>※</sup>を保障するカリキュラムの実現 (幼 小)

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成<sup>※※</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等**

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること、短期間の幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの持続的な幸福を含む概念  
※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

## 5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼児小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

### ① 地方自治体における推進体制の構築 (幼 小)

- ・ 地方自治体において、**幼児小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

### ③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 (幼 小)

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**、**心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用**
- ・ **働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

### ② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 (幼 小)

- ・ 幼児小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼児小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼児小の架け橋プログラム**」を推進

## 6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼児小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

### ① 幼児小接続期の教育に関する調査研究 (幼 小)

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼児小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

### ② 幼児期の教育に関する調査研究 (幼 小)

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

36

# 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上（文部科学省）

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、質を支える体制整備の支援により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」**を実現する。

## 1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

5.2億円（4.5億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、**幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施**

### ■ 幼保小の架け橋プログラム事業

2.8億円（1.8億円）

### ■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

0.4億円（0.5億円）

### ■ 幼児教育の理解・発展推進事業

0.3億円（0.3億円）

### ■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

1.2億円（1.3億円）

### ■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

0.4億円（0.6億円） 等

## 2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.0億円（2.7億円）

地域全体の**幼児教育の質の向上**を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等**により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**

### ■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

3.0億円（2.7億円）

## 3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

1.5億円（1.7億円）

**ICT環境整備や感染症対策、施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

### ■ 教育支援体制整備事業費交付金

10億円（13億円） [令和4年度第2次補正予算額 19億円]

### ■ 私立幼稚園施設整備費補助金

5億円（5億円） [令和4年度第2次補正予算額 17億円]

※認定こども園施設整備交付金、私立幼稚園施設整備費補助金のうち幼稚園型認定こども園に対する支援はこども家庭庁に移管

37

# 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上（文部科学省）

## 背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施

## 事業内容

### ①モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践を進める。

#### モデル地域

※重点的に取り組む幼保小を指定

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施

↑ 実態調査等

#### モデル地域の成果検証

※研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

(※) 成果普及の在り方に関する調査研究を併せて行う。

### ②幼児教育の質保障に関する調査研究

教育の質に関するデータに基づき、幼児教育の質の保障を図る必要がある。そのため、大学等の研究機関のネットワークを強化し、次のような調査研究を一体的に行う。

- ・幼児期の環境や体験、学びが、その後の非認知能力や認知能力等与える影響に関する大規模実態調査
- ・海外での研究動向も踏まえた質保障の在り方に関する調査研究

#### 委託先

- ① 都道府県、市町村
- ② 大学、研究機関等

#### 委託対象経費

調査研究に必要な経費  
(人件費、委員旅費、謝金等)

#### 箇所数 単価、期間

- ① 都道府県・市町村 700万円 [継続のみ]  
(※) については、研究機関等1,700万円 (1団体)
- ② 6,700万円 (1団体)

# こども未来戦略方針

## 「こども・子育て政策の強化について（試案）」と「こども未来戦略方針」

- ◇ 2023年3月31日、岸田首相の「異次元の少子化対策」「こども予算倍増」発言を受け、今後の議論のたたき台となる「こども・子育て政策の強化について（試案）」が策定。
- ◇ 試案では、子ども・子育て政策の抜本的強化し、少子化傾向の反転させるとして、めざす将来像と今後3年間で集中に取り組む政策「加速化プラン」を提示。しかし、プランの裏付けとなる財源の記述は全くなく、将来的なこども予算倍増については、6月の「骨太の方針2023」までに大枠を提示するとの記述。
- ◇ 6月、前述の試案を肉付けした「こども未来戦略方針」が閣議決定。加速化プランについては、実施時期、財源規模等は示すものの、財源の確保については大枠が示されたのみ。具体は「予算編成過程において歳出改革を進めるとともに、～中略～ 所要の法案を2024年通常国会に提出する。」と記すに止まり、12月に先延ばしとなる。
- ◇ こども予算の倍増については、2030年代初頭までにめざすとし、「今後、更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるか更に検討する。」との記述のみ。大枠を提示するとしていた「骨太方針2023」が同月に決定されるも、同様の記述に止まる。

40

## 加速化プラン ～今後3年間の集中的な取組～

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
  - ◇ 児童手当の拡充（所得制限撤廃、高校生まで支給、多子世帯への給付額アップ） 2024年度
  - ◇ 給付型奨学金の拡充、授業料後払い制度の導入 2024年度
  - ◇ 出産費用の見える化と保険適用を含めた在り方の検討 2026年度
  - ◇ 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
  - ◇ 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
  - ◇ こども誰でも通園制度（仮称）の創設  
～就労要件を問わず、全ての子育て家庭が保育所を利用できるように～ 2024年度
  - ◇ 病児保育、学童、社会的養護、ヤングケアラー、障害児、医療的ケア児、ひとり親家庭などの支援体制強化
3. 共働き・共育ての推進
  - ◇ 「男性育休は当たり前」になる社会へ ～2025年に公務員85%、民間50%へ～
  - ◇ 男女で育休取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%に 2025年度
  - ◇ 周囲の社員への応援手当など男性育休を支える体制整備を行う 中小企業への支援の大幅強化
  - ◇ こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合の給付の創設 2025年度
  - ◇ 自営業、フリーランスの方々の育児期間の保険料免除制度の創設
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
  - ◇ こども家庭庁の下で「国民運動」を夏頃を目途にスタート
  - ◇ 国立博物館など国の施設で、子連れの方が窓口で並ぶことがない「こどもファスト・トラック」

41

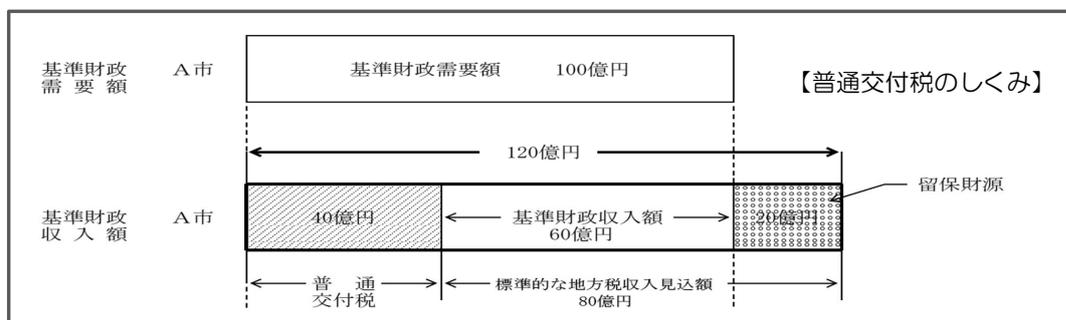
## 加速化プラン「75年ぶりの配置基準の改善」？

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

○具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

- ◇ なお、「配置基準の改善」とあるも、担当大臣も記者会見の質疑の中で、基本的には公定価格の加算措置と述べている。よって、運営費が一般財源化となっている公立保育所では、3歳児同様に地方交付税による財源措置となることは明らか。
- ◇ 自治労が昨年実施した調査によると、自治労加盟の自治体の6割が3歳児の職員配置改善を行っていない。その状況をふまえると、1歳児と4・5歳児の加算による改善は、保育の人員確保につながらず、結果として、こどもの住む地域や通う保育所、公私の違いで保育の質の格差がさらに拡大することになる。抜本的な保育の質の向上に向け、すべてのこどもが同様な保育を受けるためには、省令で定める職員配置の最低基準そのものの見直しによる改善が必要。



## 加速化プラン「全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充」の課題点

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。

- ◇ 「加速化プラン」で、未園児の支援の強化として、保育の必要性を問わず、すべての子育て家庭が保育所等を利用できる新たな制度の創設が以下のとおり盛り込まれている。
- ◇ 具体的な制度設計は、基盤整備を進めながら、地域における提供体制の状況も見極め、速やかに全国的な制度とすべく、2023年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度から制度の本格実施を見据えた形で実施するとして、実施時期を明記しているが、保育現場の状況を考えると職員の配置改善を伴う確実に人員確保があって、初めて新たな通園制度の受け入れが可能。
- ◇ そうでなければ、「保育士の数が足りない」、「書類作成業務が多い」、「休暇が取得できない」、「長時間労働」といった課題がある職場の状態で、「子どもの最善の利益」を確保することができるのか。
- ◇ また、自治体の申請窓口における業務増の担保、子ども子育て支援新制度との整合性や説明責任を可能とする国の制度設計ができるのか。

## 幼稚園、認定こども園職場の課題

44

### 公立施設の果たす役割について

- ①公立施設に蓄積した専門的な知識や経験を生かし、各関係機関と連携して保育の質の維持・向上を図る。

保育所単体では難しい経験の浅い保育士へのサポートを行うなど、困難事例への対応方法を各関係機関で蓄積することで、地域全体の保育の質の向上を図る。また、モデル研究の取組みなど、自治体・地域独自の特色ある取組みの担い手として研究や事業を牽引する。

- ②子育て世代の育児不安の解消と養育力の向上のため、地域の子育て支援を推進する。

育児相談など、地域の子育ての相談窓口の役割を果たし、子育て世代に対して、子育てや子どもの遊びなどノウハウを提供することで、地域の子育て力の向上に貢献する。また、自治体職員として地域との交流を通して地域共生の一端を担う

- ③養育支援強化や障害児保育に取り組み、保育のセーフティネットの機能を担う。

児童虐待、不適切な養育などに対応するため、支援を必要とする保護者に対する相談や児童虐待の早期発見、児童の見守りなど、関係機関と連携して保育のセーフティネットの役割を果たす。

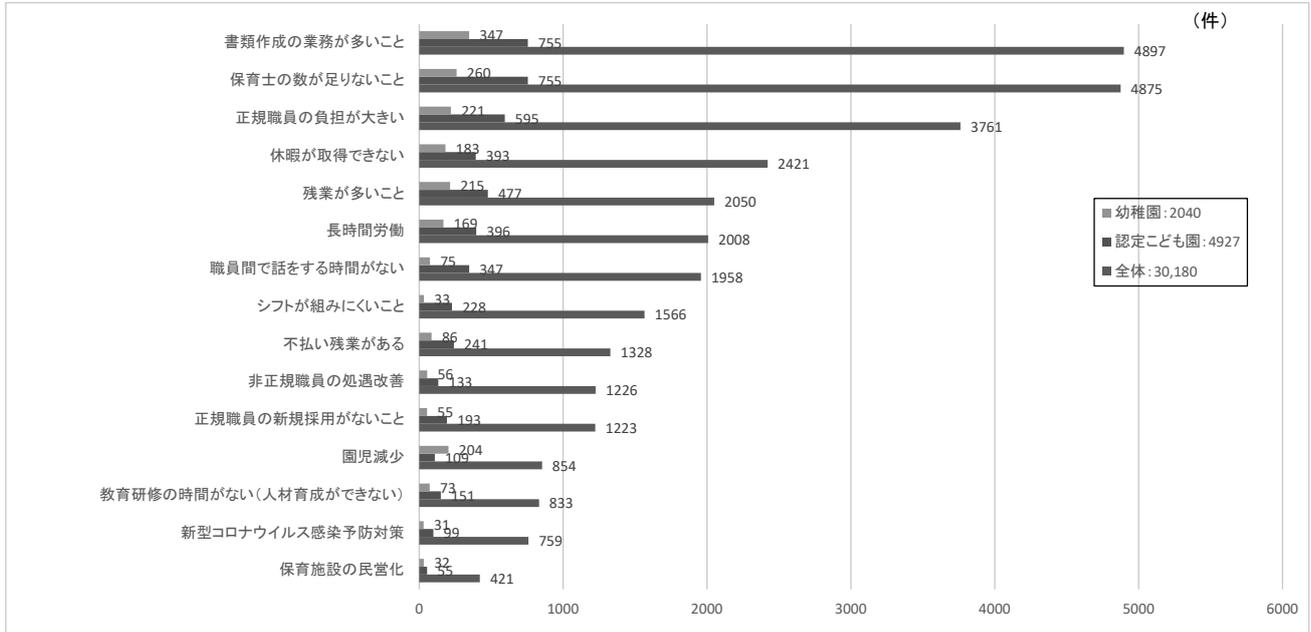
障害児保育、医療的ケア児や養育支援家庭への支援を、公立施設に蓄積した知識や対応、援助方法を関係機関で共有することで、こどもの養育環境を整えるとともに、保護者を支援する。

- ④地域の教育・保育施設の「つなぎ役」となり、より質の高い教育と保育を提供するための施策推進に取り組む。

地域の教育・保育の拠点として、民間の保育所や幼稚園と連携しながら、「幼・保・小連携」の取組みを先導し、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する施策を推進する。

## 保育職場で何が課題となっているのか

Q：職場で課題となっていることは何ですか。（複数回答）

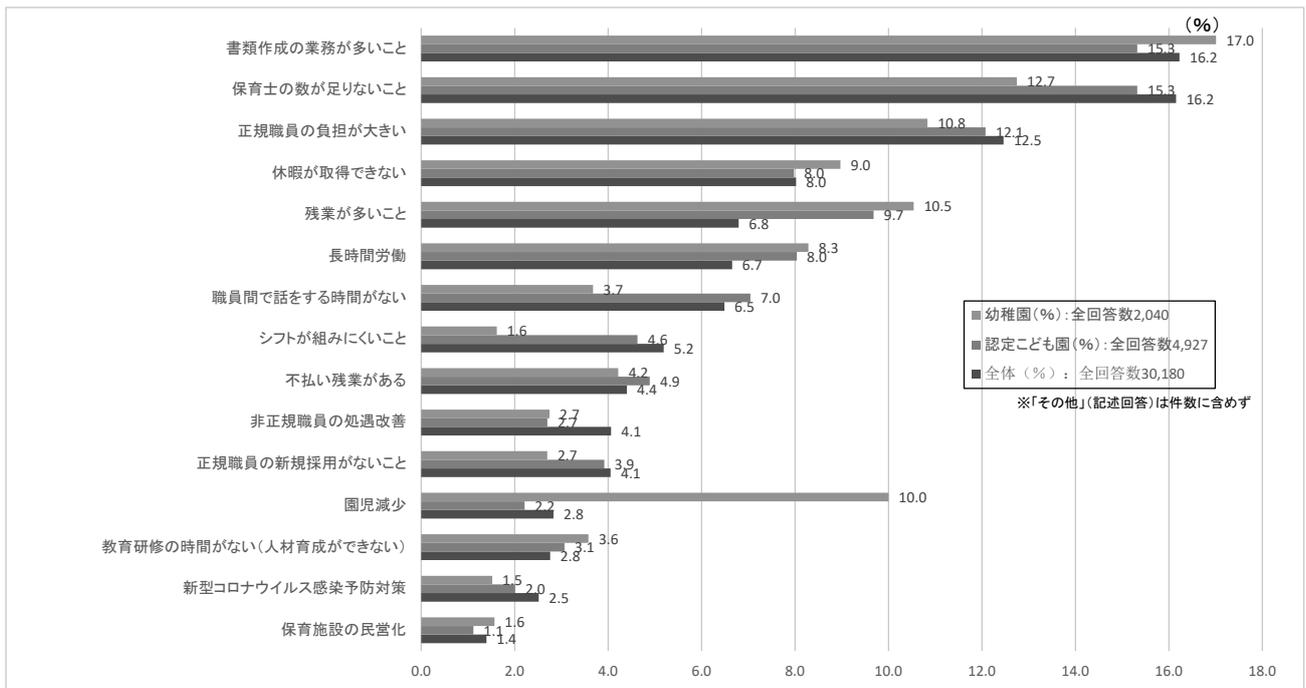


出典：自治労「2023年度保育所・学童保育職場当のヒヤリハット調査」速報値

- ・調査対象：自治労各県本部の所属する組合員（保育士、教諭、調理師、放課後児童支援員ほか）8,296人（うち 所属する職場を「幼稚園」と回答509人、「認定こども園」と回答1212人）
- ・調査期間：2023年4月24日～5月31日

## 保育職場で何が課題となっているのか

Q：職場で課題となっていることは何ですか（複数回答）



出典：自治労「2023年度保育所・学童保育職場当のヒヤリハット調査」速報値

## 課題解決に必要なこと（多少、絵に描いた餅キックですが）

### ◇上司の意識改革

- ・「私たちの時代は・・・」からの脱却 ～上司の指示や方針が現場の誰もが納得できること？～
- ・他の職場に比べ、保育関連職場の仕事量の多さに気付いている？  
～保育職の常識が社会の常識からずれていることも～

### ◇保育士・幼稚園教諭の意識改革

- ・「こども達のために頑張る！」「残業する」「休憩しない」「持ち帰り」が当たり前からの脱却
- ・仕事の改善意識が持てるように  
～こどもの保育の質を上げる・維持するために本当に必要なこと？大事なものが犠牲になっていか～

### ◇組合執行部との連携 ～現場の生の声を聞いてもらう～

### ◇事務員、用務員の導入 ～保育士がダメなら、周辺業務をという考え～

### ◇担当課との相互理解 ～対立からパートナーに～

### ◇担当課、園長、主任、保育士を交えた事務仕事削減の会議等の設置

48

## 職場（働き方）の課題の解決は誰のため

- ◇ 「保育士の数が足りないこと」、「書類作成業務が多いこと」、「正規保育士の負担が大きいこと」、「休暇が取得できないこと」、「長時間労働」など、このような職場の状態では、指針にある「保育の目標」の達成や、「子ども権利条約」や「こども基本法」の理念でもある「こどもの最善の利益」を確保することができるのか。

### ○保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場  
保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。※以下～(エ)まで

### ○子どもの権利条約(国際条約1994年批准)4つの原則

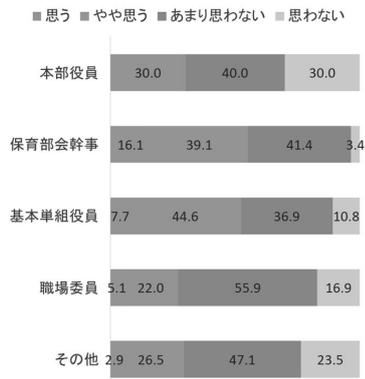
1. 生命、生存及び発達に対する権利
2. 子どもの最善の利益
3. 子どもの意見の尊重
4. 差別の禁止

みなさんが労働条件などの処遇改善に声をあげることは、  
保育所（学童）に通うこどもの最善の利益を守ることに！

49

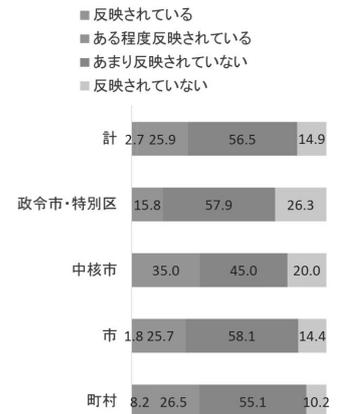
## 組合に声を集める！

労組活動は  
保育現場の  
声を重視し  
ているか



現場の声は  
自治体の保育政策に  
反映されているか？

「反映されていない」  
7割



桃山学院大学社会学部 萩原久美子教授 保育士の労働実態と労働組合活動に関する調査（2021）より

- ・「どうせ変わらないから」「保育士特有の職場環境だから、しかたない」とはなっていませんか？
- ・組合執行部を動かそう！受動的ではなく、能動的に！保育関係職場を敵にまわす訳？くらいの気持ちで。

50

**ご清聴ありがとうございました！**

**ともにがんばりましょう！**

**と最後にお願いが...**

51

## 日教組のアンケートにご協力ください（認定こども園で勤務経験のある方）

### 【趣旨】～日教組依頼文より～

自治体では年々こども園化が進み、公立幼稚園からこども園に異動する教職員も増えています。教員不足や長時間労働が是正されない中、異動の際に十分話し合う時間もなく、こども園での教育・保育のすり合わせに苦慮する声の日教組にも届いています。幼保一元化を実現するには、互いの大事にしてきたものを共有・理解し、新たな価値として小学校につなげる必要を感じているところです。

そこで、保育所・園を経験した上でこども園に異動した方から見て、幼稚園のやり方に驚いたことや文化の違いを感じたということなどをお聞きし、今後の日教組のとらえに生かしていきたいと考えています。つきましては、別紙アンケートへのご協力をお願いいたします。

アンケート内容は右のとおりですが、アンケート自体はGoogleフォームで行いますので、以下のURLもしくはQRコードからお願いします。

<https://forms.gle/vudUkyYMNbB5UAJx6>



① 認定こども園での勤務経験についてお答えください。  
勤務経験 ( )年( )カ月

② 認定こども園に異動(またはご勤務されている園が認定こども園に移行)する前のあなた自身の保育経験についてお答えください。  
・保育者経験 合計( )年  
そのうち、公立・私立 幼稚園教諭( )年、公立・私立 保育所/園保育士( )年、  
その他( )

③ 認定こども園でご勤務されるようになり、幼稚園での保育経験がある同僚の保育実践に対して、あなたが不思議に思うことや戸惑いを感じることはありましたか？  
( あり ・ なし )

→「あり」を選択された方へ： そのようにお感じになった具体的な場面と理由について、思い、  
つく限りご記入ください。  
(観点例)子ども・保護者への関わり方、保育に対する意識の差、教材・教具、保育室の環境、  
自由遊び、行事活動、生活場面、休憩時間、休暇の取りやすさ、研修 etc..  
記入例)散歩など園外に出ていく機会が以前より(増えた/減った)と感じる。なぜかというと・・・

④ 認定こども園でご勤務されるようになり、あなたの保育実践に対して、幼稚園での保育経験がある同僚から質問を受けることはありましたか？  
( あり ・ なし )

→「あり」を選択された方へ： 受けた質問の具体的な内容と理由について、思いつく限りご記入、  
ください。  
(観点例)子ども・保護者への関わり方、保育に対する意識の差、教材・教具、保育室の環境、  
自由遊び、行事活動、生活場面、休憩時間、休暇の取りやすさ、研修 etc..  
記入例)保育室をそれぞれのコーナーに区切って保育を行うのはなぜか。質問の理由は・・・

ご協力ありがとうございました。

2023/07/30

第43回全国保育集会@日本教育会館

## 幼稚園・認定こども園の現状と期待 ～社会福祉法人カメラリアの取組みを通して～



社会福祉法人カメラリア  
山口和浩

### カメラリアグループ

#### 【カメラリアグループ理念】

医療、福祉、教育を通して、健やかな日本社会と豊かな未来の創造を目指す

#### 【カメラリアグループ】

医療法人カメラリア

社会福祉法人カメラリア



# 社会福祉法人カメラリア

法人理念：福祉・教育を通して地域社会の発展に貢献する

運営方針：地域で子どもを育む

2002年 法人設立

2003年 長崎県では唯一の  
児童心理治療施設「大村椿の森学園」

2009年～ 大村市内  
幼保連携型認定こども園「かめりあこども園」  
認可保育園「あじさい保育園」  
認可保育園「いちよう保育園」  
認可保育園「かめりあ天空の森保育園」  
小規模保育園5園  
児童クラブ4施設



## 社会福祉法人カメラリアについて

社会福祉法人カメラリアは、2002年に法人設立し、

翌年、長崎県では唯一の児童心理治療施設「大村椿の森学園」を開設。

2009年に幼保連携型認定こども園「かめりあこども園」を開設。

2011年に「あじさい保育園」（千葉県市川市）、「いちよう保育園」（宮城県大崎市）開設

その後、大村市内にて小規模保育園5園、学童保育4施設、GHを運営。

法人設立後20年で“**こども**”に係る事業を一貫して運営

## 沿革（社会福祉法人）

- 2002年 ・社会福祉法人カメリア設立
- 2003年 ・大村椿の森学園開設
- 2008年 ・かめりあ児童クラブ開設
- 2009年 ・かめりあこども園開設（大村市立竹松幼稚園、竹松保育園の民営化に伴う事業譲渡により  
幼保連携型 認定こども園 「かめりあこども園」の事業開始）
- 2011年 ・いちょう保育園、あじさい保育園開設
- 2014年 ・かめりあこども園新築移転
- 2015年 ・かめりあ保育園開設
- 2016年 ・かめりあ三城保育園開設
- 2017年 ・かめりあ児童クラブA、かめりあ三城児童クラブ開設
- 2018年 ・かめりあ三城第二保育園開設、多目的棟竣工（1階子育て支援、2～4階学童）、かめりあ児童クラブB・C開設  
大村特別支援学校西大村分教室開校（大村椿の森学園）、共同生活援助グループホーム元気ハウス
- 2019年 ・かめりあ三城第三保育園開設
- 2020年 ・かめりあ天空の森保育園開設
- 2021年 ・かめりあ上諏訪保育園（移転）、かめりあ第二保育園開設

## 児童心理治療施設とは

### 児童福祉法に基づく「児童福祉施設」

#### 児童福祉法（第四十三条の二）

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行なうことを目的とする施設とする。

#### 【参考】 改正前の児童福祉法（第四十三条の五）

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治しあわせて退所したものについて相談その他の援助を行なうことを目的とする施設とする。

## 児童心理治療施設「大村椿の森学園」

住所 : 長崎県大村市上諏訪町1088-2  
定員 : 入所40名 通所15名  
開設 : 2003年4月1日(全国で22番目、九州4番目)  
設置者 : 社会福祉法人カメラリア



### 【対象児童】

- 虐待等により情緒の問題を有する児童
  - 自傷行為等の問題を有する児童
  - 著しい神経症性習癖を有する児童
  - 他の児童福祉施設で対応が困難な不登校児童
  - 軽度発達障害で二次障害を有する児童
  - ひきこもり児童 等
- 知的障害児、反社会的行為が著しい児童は対象外

### 【特徴】

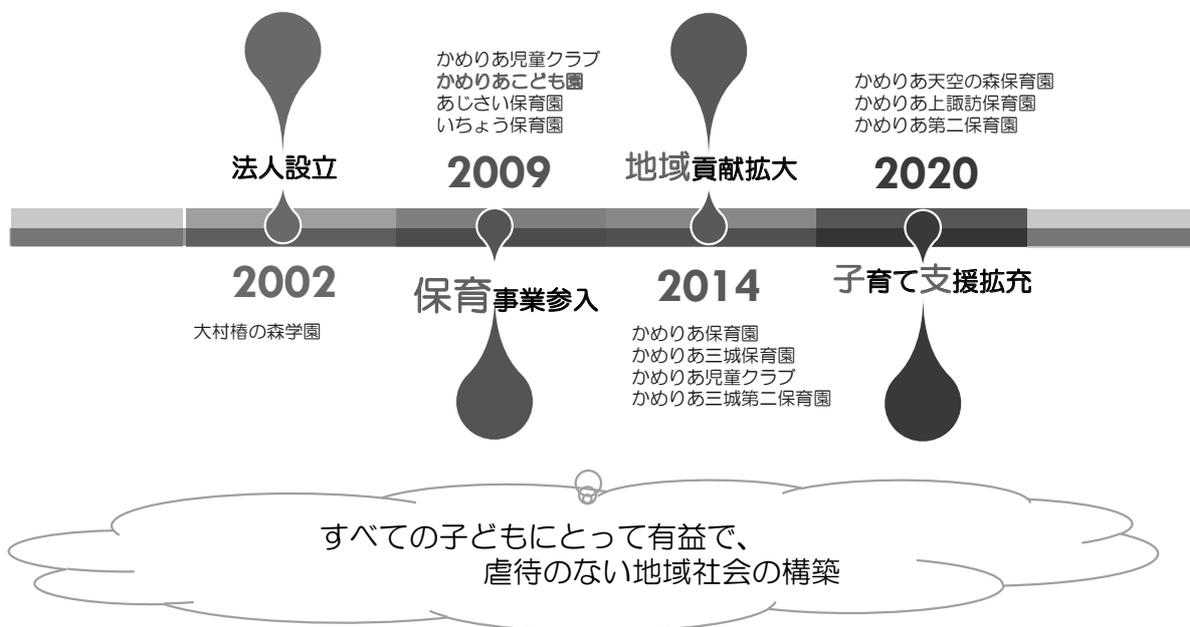
- 児童思春期病棟を有する「医療法人カメラリア大村共立病院」に隣接
- 変則的なユニット制(個室22室、2人部屋1室、4人部屋4室)
- 心理士も生活支援に参画

## 社会福祉法人カメラリアの保育事業

児童虐待の無い地域社会を目指して、2002年社会福祉法人カメラリアを設立し、2003年児童心理治療施設「大村椿の森学園」開設。

その後、「子育て支援」、「障害児保育」の重要性を確信し、「地域で子どもを育む」「10年カルテ構想」などのスローガンを掲げて、保育幼児教育事業への参入。

## 事業展開



## 社会貢献活動

病院や施設の中でのアプローチにとどまることなく、地域生活のよりよい姿を求め、そこで育っていく子どもたちの健やかな成長を望んで活動。

講演会の開催、ワークショップ、スポーツ大会（カメラアカップ）

若手職員による精神科の偏見払拭プロジェクト

「チャイルド戦隊カメリンジャーショー」、ロゴ作成「カメリン」

メンタルケアアドバイザー医派遣事業への参画



地域の子育てや児童福祉等に係る連携を図るために必要に応じて地域の各種会議への参画、地域の人材育成に寄与するような研修受け入れや講師派遣

ひとり親家庭に対する宅所総合相談会への参画（子育てや心理相談）



## 2023年7月1日現在の状況

	クラス名	園児現員		職員定数	職員実数	
		1号	2、3号		常勤	非常勤
0歳児クラス	さくらんぼ		7	3	3	1
1歳児クラス	いちご		10	2	2	2
			10	2	1	4
2歳児クラス	りんご		11	2	2	1
			10	2	2	1
3歳児クラス	ぼんだ	11	15	2	2	1
	うさぎ	12	14	3	2	1
4歳児クラス	さくら	11	18	1	2	0
	すみれ	10	19	2	2	0
5歳児クラス	にじ	10	15	2	1	1
	ほし	8	17	2	2	0

※別途 産休3名、非常勤職員4名あり

## かめりあこども園の状況

- ・園児定員 190名（1号60名、2・3号130名）
- ・職員数 59名（常勤37名、非常勤22名）
- ・連携する小規模保育園2園に給食提供
- ・地域子育て支援拠点事業 COMEかめ広場

## 教育保育目標

(基本理念)

未来を担う子どもの笑顔が輝き、安心して子育てができる環境づくりをめざす

(教育・保育目標)

- ① たくましく生き抜く子ども
- ② あきらめずに頑張る子ども
- ③ 他人（ひと）を愛する子ども

## 定員の推移

2009年 短時間部100名／長時間部60名でスタート

2011年 長時間部60名⇒90名

2015年 長時間部90名⇒120名

2017年 1号100名⇒90名

2020年 1号90⇒60名／2, 3号120名⇒130名

## かめりあこども園の今昔

### ▼ 2007年（開園当時）

- 園舎も施設長も異なる不思議な園
- 「幼稚園」と「保育園」の主張合戦（分断しがち）
- 保護者も混乱
- 公立との比較される日々

### ▼ 2015年～

- 分断化の解消（園舎、施設長）
- 意思決定と実行までの迅速化
- ニーズの多様化（利用者だけでなく、職員も）

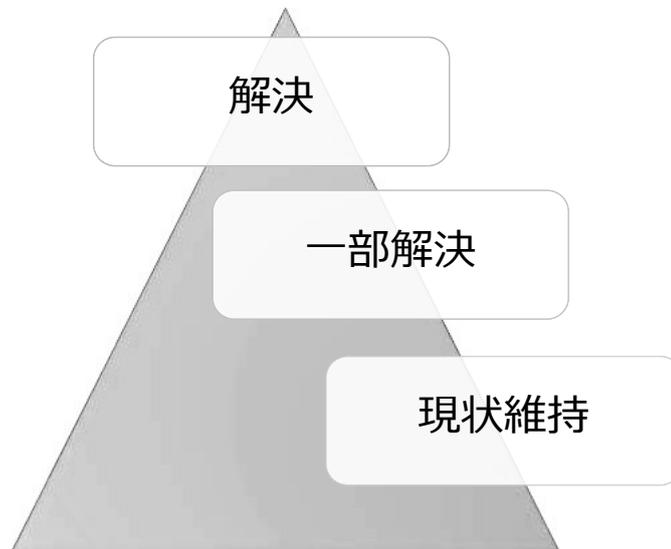




## 専門職を活用した法人内連携

- ▼ 児童精神科、心理士によるスーパーバイズ
  - 問題（難しい）を紐解く作業のお手伝い
  - 基本は最前線の職員を勇気づける
  
- ▼ 心理士による専門的技法を用いた子育て支援（PCIT）
  - 虐待防止、保護者支援
  
- ▼ 児童虐待への積極的介入
  - 通報を迷う現場職員の支援

## 支援の目標設定



※ 生死の直面する可能性が高い問題は速やかに対応

## 現代の子育ての特徴



## 要支援児への課題

- ▼ 発達障害を含む要支援児童の増加
- ▼ 障害児保育の対象における認定制度
  - 診療、検査機関の不足（長期間の予約待ち）
  - 保護者の障害受容
  - 現場の困り感と認定数の乖離
  - 「加算」はあっても「人」は来ず

現場の本音は、、、管理者の本音は、、、

## 期待と課題

- ▼ 要支援児、医療的ケアなど、民間での対応困難ケースの積極的対応
  - 特別支援学級の設置
  - 心理士、ソーシャルワーカー、作業療法士などの多職種の配置
  - 支援システムや対応の標準化に向けた取組
  - 公私における補完的關係
- ▼ 虐待防止の連携強化
  - 連携の機能不全の解消
- ▼ 民営化の流れでの対応
  - 新機関等における取組のスピード感

## 終わりに

- ▼ 幼保連携型認定こども園における「保育園化」の加速
- ▼ 社会的な関心事に左右される現場のフォロー  
(不適切保育、事故、事件、給食...)
- ▼ 「公立園」からの政策提言

## 山口 和浩（やまぐち かずひろ）

1981 年、長崎県生まれ。学生時代はあしなが運動を中心にボランティア活動に関わる。  
大学卒業

後、大村椿の森学園に勤務する傍ら2006 年からNPO 法人自死遺族支援ネットワークRe を  
立ち上げ、自殺対策にも関わる。現在、社会福祉法人カメラリアに勤務。

### 【職歴】

2003～2008 年 社会福祉法人カメラリア 大村椿の森学園（児童指導員）

2007～2008 年 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク

2008～2013 年 医療法人カメラリア 大村共立病院、横浜カメラリアホスピタル（CW、事務）

2013～現在 社会福祉法人カメラリア 大村椿の森学園（副施設長、施設長、事務長、理事）

### 【関係書籍等】

「情緒障害短期治療施設における支援」

（『ネグレクトされた子どもへの支援-理解と対応のハンドブック』明石書店2016 年11 月）

「自死遺族への支援」

（『精神医学～自殺対策の現状～』医学書院 2015 年7 月）

「自死遺族を支援する活動—長崎県の経験から」

（『よくわかる自殺対策—多分野連携と現場力で「いのち」を守る』ぎょうせい 2015 年4 月）

「子どもの自殺予防と自死遺族」

（『こころの科学 精神科臨床はどこへいく』日本評論社 2011 年9 月）

『自殺で家族を亡くして 私たち遺族の物語』

（三省堂 全国自死遺族総合支援センター 編 2008 年9 月）

『自殺って言えなかった。』

（サンマーク出版、あしなが育英会他編 2002 年11 月）

### 【その他】

・セミナー、講演等（NPO 分）

ホームページ <https://npore.org/>

### 第3分科会事例報告

#### 「民営化問題を乗り越え町立こども園としての現在」

北海道本部 厚沢部町職員組合 橋端純恵

はじめに

北海道の南西部に位置する厚沢部町は、町の約8割を森林が占めており農林業を主幹産業とする町です。じゃがいものメークイン発祥の地で、2009年過疎を受け入れた上で、誰もが安全で安心して暮らせる、個性豊かで活力に満ちた「世界一素敵な過疎の町」を目指し町が100%出資している「素敵な過疎株式会社」が設立され、全国でも珍しいケースだと思えます。

老朽化に伴うこども園建設・民営化問題

町内の乳幼児施設は現在、公立の認定こども園が1園のみです。

以前は3つの地域に築50年の保育所がそれぞれありました。老朽化に伴い、1つにし「認定こども園を作る」と町の方針で動き始めたのは2013年でした。

2015年準備が進んでいく中で「公立園でこども園を作る」という計画から一遍、「公設民営計画」が持ち上がりました。

突然の出来事に、驚く暇もなく「保育士を続けるなら、退職し民間職員になること」などの処遇の話が先立って行われました。納得のいく進め方ではなく、私たち保育士にとって処遇待遇よりも町の子供たちの今後の保育教育はどうなっていくのか？公立園ではできない理由は何か？と納得のいく話し合いの場を持つことを希望しました。

組合を通して、情報収集から職場学習会を行い、地本、道本部との連携、情報の共有、道本部から講師を招き学習会を開催しました。その後要求書を提出し、交渉を行いました。

「民営化は決定事項ではない」と主張する当局側。保育士側の思いをぶつけ最終的には自分たちのやりたい保育教育、できるサービス、運営するにあたってをまとめて提出することになりました。

また、民営化に対する住民説明会の中では、何を質問されても「まだ決まっていない」と何のための説明会なのかの不満がでる残念な説明会となりました。保護者からも「3園を1園に統合するということは、地域に保育園がなくなり、距離の離れたところへ通う不便さがある。でも、3園すべてを建て直すには費用の問題の中で、諦めるしかない。でも、建物は譲っても、先生方は譲れない。今いる先生方が、新設するこども園へ行かなければ意味がない」という意見が出され、民間移行にむけて、職員が今のままでなければ反対するという強い言葉もいただきました。

2016年の春闘で再交渉をしましたが「民営か町営かの結論は出ていない」との回答でした。大きく動いたのが、2016年4月担当課の職員の人事異動があり、民営化か町立か決

まらないまま「町としてこども園をどう作っていくか？」の会議が行われました。最初の会議では、私たち保育士はもやもやの気持ちのまま話し合いも真剣にする気持ちになれず、シーンとした空気の中で進んでいきました。進んでいくうちに、「町の子どものために」それぞれが思い描くこども園像が次々と出され、保育士としての思いの詰まった話し合いになっていきました。会議を3、4回と続け、最後に個別に民営化になった場合、退職をして民間で保育士として働くか、職種転換をして事務職員で町職員として残るかの選択を迫られました。結果、全職員が民間では働かない選択をしました。2016年5月の春闘で「新設される認定こども園は町営でやっていきたい」との回答を受けました。たくさんの方々の後押しがあり99%民営化へ動いていた計画が町立でこども園を建てることに決定した時の気持ちは今でも忘れられません。その後も土地の問題、人員確保の問題、保育所からこども園への移行に伴う運営作業。たくさんの方々の問題に直面しながらも保育士だけではなく、色々な担当課と連携し助けられました。

#### こども園開園

当初の建設予定から1年遅れの2019年「厚沢部町認定こども園はぜる」が開園しました。開園当時「世界1のこども園を作る」を目標に、こども園新設園のがスタートしました。土地選び、設計、建設に保育士が携わることができ、思いのたくさん詰まった園舎で働ける喜びとともに、プレッシャーも相当なものでした。

「建物だけが素晴らしくても、中身が・・・」「民間のほうが良かったのでは・・・」とされているようなそんな気持ちになることも正直あったように思います。

でも、そんな思いは一瞬で消え去りました。

「主体保育」を目指し、たくさんの方々の思いの中で建てた園舎。子どもの動線や子どもの目線、発達を考え、また、働く自分たちのことも考え作った園舎。そこで笑顔いっぱい過ごす子どもたち。子どもたちの笑顔を見ていると、私たちも一緒に笑顔になる。そして、次はどんなことを子どもたちと一緒にしようか？ドキドキ、ワクワクが止まらない毎日になっていきました。

地域の方々からも、お誘いをいただくことも多くなり「畑作業」「お祭り」「収穫体験」「交流体験」など、今まで以上に地域とのかかわりも強くなりました。

#### 新事業開始

そして官民連携による町の新しい事業もスタートしました。地域と子育て家族をつなぎ未来を作るプログラム「保育園留学」です。次の100年を創造する地域の家族と繋がりをつくる（～既存資源のシェアリングによるワーケーション促進・超長期的関係人口創出～）保育園留学の仕組みは、こども園にあった一時預かり事業と、町にあった移住促進住宅、空き家などの遊休物件、町の暮らしを体感できる収穫体験などのプログラムを組み合わせ

パッケージ体験にしています。

全国、国外からもたくさんの留学児が、厚沢部町、はぜるを利用しています。留学児にとって、自然の中で過ごし、新しい世界を体験する貴重な場になっているのと同じくらいに、在園児の世界観も大きく広がっています。厚沢部町にしながら、全国、外国に触れ、新しいお友達との出会いと別れを体験し、心が大きく成長していると感じます。

保育園留学に続き今後さらなる新展開も始まっています。それはまたみなさんに別の機会でご報告できるような成功事例になればと思っています。

おわりに

公立園での存続危機の頃の自分へ伝えられるなら、未来には、町の政策の中心になることも園が待っているよと教えてあげたいです。

今現在もたくさんの悩みを抱えている保育者がいると思います。一人で抱え込まず、まずは声をあげてみる。相談することで、自分では見えなかったものが見えてきたり、同じ悩みを持ち共感できる人と出会い、励ましあえる仲間ができたりするかもしれません。

私も、色々な場を通して出会った仲間を大切にこれからも、子どもたちに寄り添い、一緒にドキドキワクワクしながら過ごしていきたいと思っています。

## 香川県本部幼稚園部会及び保育所部会の取り組み

自治労香川県本部幼稚園部会・保育所部会担当：今井智代子

### 1. 県本部組織について

(1) 保育所部会・・・1987年11月7日 結成

(2) 幼稚園部会・・・2013年 6月8日 結成

★ 現在、県本部組織統一に向けて議論中

### 2. 部会の特徴的な取り組み（幼稚園部会、保育所部会）

#### (1) 部会共通の取り組み

① 幹事会の定例化・・・幼稚園部会（2カ月1回）、保育所部会（月1回）

② 認定こども園移行について・・・合同会議で共通点・問題点の共有

・各部会で、①互いの職場の捉え方、②「教育」で大切にしている所、③行事・書類、④良い所の紹介、⑤職場の問題点について、話し合った。

・合同会議で共有→大切にしている所は同じであると確認した。

③ 県本部統一要求書の取り組み（各部会：秋闘期と春闘期）

④ 働き方の点検運動

・7・22レインボ-フォーラム：事前の実態調査・・・部会ニュース参考①、②

⑤ 点検結果を県本部統一要求書に反映

〈重点獲得項目〉

・幼稚園部会＝①人員増、②権利行使要員の獲得、③事務の軽減

・保育所部会＝①人員増、②権利行使要員の獲得、③事務の軽減、④配置基準改善

〈成果〉

保育所＝事務の軽減の実現5市職、1町職、事務員の配置＝2市職

3歳児の配置基準改善＝4市職、6町職

時間外勤務手当支給の実現＝幼稚園：1市職、1町職、保育所：1町職

#### (2) 認定こども園移行の取り組み

① 単組学習会・・・認定こども園の問題点と取り組み方（2015年～）

② 組合員意識調査の実施（2017年5月）・・・NO, 1部会ニュース参考

・意識調査からも大きく変化するのは幼稚園職場と認識（時差出勤、土曜保育など）

③ 県本部統一要求書に反映（両部会で同じ要求内容）・・・要求書参考

\* 全単組で要求書提出、回答あり

\* 交渉実施単組は市職5単組、1町職のみ

・交渉力不足で具体的改善まで至っていない。

・高松市職連合は、検討委員会（当局ルート）で、2年間協議、市職連合も交渉  
成果＝3歳児以上児クラスは正規職員2人担任（1クラス20人を2人持ち）

反面、未満児クラスは、会計年度任用職員配置が多い。

3歳児複数配置は、他の自治体に拡大。

④ 県本部幼稚園部会で学習・・・高松市職連合の取り組みについて

(3) 保育所部会独自の取り組み

- ① 7・22レインボ-フォーラム（仲間とともに自分らしい働き方を考える集会）
- ② 県本部保育集会（2010年以降は、7・22レインボ-フォーラムに）

3. 県本部幼稚園部会と保育所部会の組織統一の取り組み

《背景》 認定こども園化が進み、公立幼稚園の減少→ 園数だけでなく幼稚園教諭も減少。  
結果、単組からの役員選出が困難な状況になっている。

【参考】 香川県内の認定こども園の実態（2019年）

県名	公立 (%)	私立 (%)
岡山	56.6	43.4
高知	53.3	46.7
香川	51.0	49.0
全国平均	14.3	85.7

《合同会議での議論》

- (1) 賃金・労働条件に関する課題は、共通課題と確認した。
- (2) 保育については微妙に違いがあるが・・・。
- (3) 県本部幼稚園部会・保育所部会の運動を低下させないために、県本部組織を統一することを決定した。

〈現在議論中〉

- ① 役員選出について
- ② 部会の名前
- ③ 組織内容・・・幼稚園・保育所・こども園の課題を運動にできるために
- ④ 会議の持ち方
- ⑤ 今後の予定・・・解散総会と結成総会

これ、  
法律違反ですよ！  
NO.1 (休憩①)



保育所部会・幼稚園部会  
合同ニュース  
責任者：今井智代子

地方公務員の賃金・労働条件は

地方公務員法第24条6に「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は『条例』で定める」とある。また、労働条件の最低基準を定めた『労働基準法』も地方公務員も適用される部分が多い。

第32条「労働時間」、第34条「休憩」、第36条の「時間外及び休日の労働」、第37条「時間外、休日及び深夜の割増賃金」、第39条「年次有給休暇」等は、適用される。  
また第117条「罰則」も適用される。

昨年、保育所・幼稚園・こども園の職場の働き方の実態点検をした。結果については、1月初めに単組に配信済み。

点検運動の理由

言うまでもないが、2007年7月22日に丸亀市公立保育所の仲間が現職死亡したことがある。

「ご家族の『二度と同じような人を出したくない』『保育現場の実態を知りたい』という深い思いを県本部保育所部会が受け止め、運動が始まった。

点検では「この点検をして意味があるのか」「点検で職場が変わるのか」と言うシヨックな声もあるが、点検運動は、ご家族の思いや、レンボーフォーラムで「二度と同じ仲間を出さない」「そのために、自分たち自らの力で、職場改善をする」という決意を實踐するためのものであることを何度も確認すべき。



1548人の声・思い

【点検運動の参加単組・仲間】

単組名	保育所	幼稚園	こども園	合計	単組名	保育所	幼稚園	こども園	合計
丸亀	118		52	170	観音寺	14	14	52	80
丸保労	57		18	75	観音寺：会計年度任用職員	22	4	65	91
高松	135	21	93	249	綾川			41	41
高松非常勤労組	154	7	103	264	綾川：会計年度任用職員			85	85
坂出	24	6	24	54	三木	7	5		12
坂出：会計年度任用職員	8		4	12	三木：会計年度任用職員	2	1		3
普通寺	19	2		21	小豆島	8	7		15
善保労	22			22	宇多津	8			8
三豊	67	42	10	119	宇多津：会計年度任用職員	6			6
みとよユニオン	48		3	51	まんのう：会計年度任用職員含む			69	69
さぬき：会計年度任用職員含む	22	20	12	54	琴平			14	14
土庄			23	23	琴平：会計年度任用職員			10	10
					合計	741	129	678	1548

点検結果には、

法律違反になる事例もあった。

一、休憩について

(労働基準法第34条)

休憩ではない事例

・お茶を飲みながらの会議、書類書き、PC操作、午睡時の見守り、行事の準備物作成、又、午睡中の部屋での職員の昼食など。  
(実態調査からの実例)

★ 休憩時間は、「労働」から離れた上でのことで、上の実例は、拘束された状態で明らかに「労働時間」です。  
よって、「休憩」ではない！



★ その他、こんな法律違反例

ア：保育現場では、規程の休憩時間を実際に取るのはムリ。

イ：休憩を取ると仕事が溜まる。

ウ：休憩するより事務を済ませたいので取らない。

エ：取りたいが、書類や保育準備を終わらせたいので仕事優先にしたい。

オ：業務をこなすために休憩を取る暇がなかった。

カ：早く帰るために休憩時間を犠牲にしている。

キ：仕事量が多く休憩より仕事しなければならぬ。持ちこたない。  
ク：休憩していても保育や書類のことが気になりすぐ帰ってしまう。

サ：仕事が多く休憩を取るのが難しい。

シ：子どもの添い寝や食事時間も休憩時間になっている。

ス：休んでいない人と交代するので短い時間しか取れない。

お昼寝タイム



裏に続く



セ: 休憩室がいっぱいだと入れないのと、気を遣うので1時間は取りにくい。

タ: 団会や週末の入力等でどうしても時間外になるか休憩時間を削ることになってしまう。

タ: 乳児担任なので起きる時間がバラバラで休憩が取れない。

チ: 0歳児は午睡時間が短くバラバラなので、休憩が取りにくい。

ツ: 業柄、休憩時間をきちんと取ることが難しい。

テ: 給食時間だけが休憩時間で子どもから離れられない。

ケ: 早く目覚める子がいたり、書類を書く時間も必要なので規程の時間だけ取るのは難しい。

コ: 午睡中に帳面や書類に時間を使うので、休憩時間は難しい。

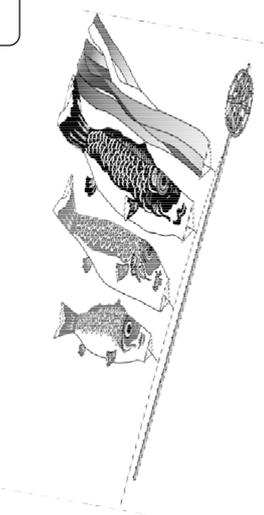
ソ: コロナ禍のため、休憩室が密になるので休憩時間を短くした。



【第34条: 休憩】

単に作業に従事しない手待ち時間を含まず、労働者が権利として「労働」から離れることが保障されている時間であって、その他の拘束時間は労働時間として取り扱うこと。

- ① 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- ② 休憩時間は、一斉に与えなければならない。労働組合と書面協定のある場合はこの限りでない。
- ③ 使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならない。



ナ: 午睡中に休憩を取りたいが、午睡チェックしながら取るが、いつ起きるか分からないので休憩時間が短くなる。

ニ: 子どもから離れて休憩を取る時間はない。

ヌ: 早く帰りたいので休憩は取っていない。

\* 休憩時間は、職員が休息や食事を取り、疲労回復させることを目的に設けたもの。よって勤務時間の途中に、勤務時間以外の自由時間として置かれる時間。その間、職務専念義務もないし、給与支給もない。

まとめとして、休憩時間は

② 個人によっても、日によっても違いますが、1日の勤務時間中に勤務から離れ得る時間を作り、勤務が引き続き長時間に及ぶのを避けることは、無用の疲労を排除して勤務能力を維持するために、極めて有効でありかつ、必要なこと。

休憩時間の意義 (解説)

① 人の1日の勤務能力には波がある。仕事にかかり始めよりは、時間が経ち仕事に慣れてくるにつれ能率は高まるが、更に時間が経つと勤務の結果として疲労が生じ、能率が低下する。



③ 食事のための時間が確保されなければならないことは言うまでもない。休憩時間は、休息と食事の為の時間が確保されなければならない。

これ、  
法律違反ですよ！  
NO. 2 (休憩②)



保育所部会・幼稚園部会  
合同ニュース  
責任者：今井智代子

おさらい、**休憩**（労働基準法第34条）は

\* 休憩時間は、職員が休息や食事を取り、疲労回復させることを目的に設けられている。  
よって、勤務時間の途中に、勤務時間以外の自由時間として置かれる時間。その間の職務専念義務もないし、給与支給もない。

もし、**使用者**が第34条に違反したら



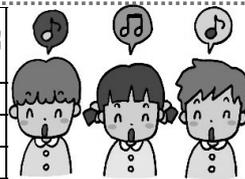
6カ月以下の懲役又は、30万円以下の罰金が課せられる。労働者一人につきのこと（労基法177条）

**使用者**とは・・・労働基準法第10条

管理職かどうかや組合員かどうかではなく、法の義務を實質的に一定の権限を与えられている者。

- ★ 保育所の所長
- ★ 幼稚園の園長
- ★ こども園の園長

単組名	調査参加者	条例通り			0分の人	一人平均取得時間(分)		
		条例通り取得できた人数(A)	条例通り取得できなかった人数(B)	取得できなかった平均時間(分)				
さぬき	10	0	10	50.8	2	9.2		
高松	93	5	88	43	26	17		
高松非常勤労組	102	38	64	11.7	5	14.5		
坂出	23	0	23	50.7	11	9.3		
坂出(会計年度任用職員)	4	0	4	37.8	2	22.2		
丸亀(45分)	18	2	16	27.6	4	17.4		
丸保労	45	10	35	30	2	15		
三豊	10	0	10	44.3	2	15.7		
みとよニオン	3	0	3	46.7	0	14.3		
観音寺	52	0	52	49.7	3	10.3		
観音寺(会計年度任用職員)	52	0	52	43.2	1	16.8		
綾川	41	0	41	53.3	4	6.7		
綾川(会計年度任用職員)	70	0	70	39.6	0	20.4		
土庄	23	0	23	47.4	5	12.6		
琴平	12	1	11	46.4	1	13.6		
琴平(会計年度任用職員)	9	2	7	38.8	0	21.2		
まんのう	64	58	60分	1	57	45.8	3	14.2
		4	45分	0	4	13	0	32
		2	15分	0	2	13.6	1	1.4
合計・平均	631	59	572	40.3	72	14.8		



現実の休憩時間

	取得できなかった平均時間	一人平均取得時間
保育所	32.2	27.8
幼稚園	35.5	24.5
こども園	45.2	14.8

しかし、  
【県内の休憩時間の実態】

こども園



園名	調査参加数	条例通り			0分の人	一人平均取得時間(分)
		取得できた人数(全日)	出来なかった人数(数日は取れた)	取得できなかった時間		
さぬき	22	0	16	49.6	6	10.4
高松	131	12	106	36.4	13	47
高松非常勤労組	152	47	104	11.1	1	48.9
坂出	24	0	19	39.2	5	20.8
坂出(会計年度任用職員)	8	0	8	20.8	0	39.2
丸亀	55	9	43	19	3	26
丸保労	108	26	80	10.3	2	34.7
善通寺	19	12	7	6.3	0	53.7
善保労	22	15	7	1.4	0	58.6
三豊	62	19	37	25.9	6	34.1
三豊ニオン	45	9	30	25.6	6	34.4
観音寺	14	0	12	47.2	2	12.8
観音寺(会計年度任用職員)	17	0	17	41.2	0	18.8
小豆島	8	0	4	54.1	3	5.9
三木	7	0	7	22.1	0	37.9
三木(会計年度任用職員)	2	2	0	60	0	0
宇多津	8	0	8	43.8	0	16.2
宇多津(会計年度任用職員)	6	0	6	34.9	0	25.1
合計・平均	710	151	511	32.2	47	27.8

保育所



園名	調査参加数	条例通り			0分の人	一人平均取得時間(分)
		取得できた人数	出来なかった人数	取得できなかった時間(分)		
さぬき	19	2	17	28.8	1	31.2
高松	21	0	21	39.9	1	20.1
高松非常勤労組	7	0	7	11.8	0	48.2
坂出	6	0	6	37.6	0	22.4
善通寺	1	0	1	41.3	0	18.7
三豊	40	2	36	38.6	8	21.4
観音寺	14	0	14	38.3	2	21.7
観音寺(会計年度任用職員)	2	0	2	35.5	1	24.5
小豆島	7	0	3	49.8	3	10.2
三木	5	0	5	39	1	21
三木(会計年度任用職員)	1	0	1	30	0	30
合計・平均	123	4	113	35.5	17	24.5

幼稚園



解説

★休憩時間は、勤務による職員の疲労を回復させることを目的に設けられたもので、給与支給の対象ではならない時間なので、職員が自由に休憩時間を利用すること。睡眠がたついても、疲労回復に現実役に立つならば、なお更しい。

全くおかしくない！

使用者 B さんの質問



・休憩時間の自由利用とは言え、拘束時間中であるから、緊急止むを得ない事情の場合は勤務に就かせる必要があるの、全く精神的にも肉体的にも開放させることは許されない。よって、寝ることはいけないのではないか？



解説

★職務の性質上、分割することも止むを得ないですが、分割した場合は、継続して付与する場合にも増して、労働から完全に解放され、自由に利用することが保障されなければなりません。

使用者 A さんの質問



・保育士は、職務内容から休憩時間が取れない。継続し付与することは困難なので、午後の時間、自由遊びの時間又は、幼児の退所時にそれぞれ30分と15分、又は15分を3回、分割し交替に付与したいが、この扱いは適当か？

労働者 C さんの質問



・休憩時間は12時～45分までに規定されているが、Cは仕事の区切りが悪かったので12時30分まで仕事をし、13時15分に職場復帰した。係長から、「休憩時間過ぎて戻っては困る」と言われた。Cは「12時30分まで仕事をしたのだから、13時15分まで休めるはず」と反論した。

・このように職員の仕事の判断で休憩の取り方は許されるのか？



解説

★職員の任意の判断による休憩取得や、休憩時間の変更は認められません。従って、この例の場合は、12時30分までの勤務が上司から命令でない以上、Cは12時45分までには席に戻っていないといけません。

規程で12時～45分と定めた意味は、職員の休憩時間を明定(明かに定める)し保障するという意味と共に、休憩時間以外の時間は公務に専念すべきという意味です。従って、この定めを勝手に職員の意味で変更することは許されるものではありません。

★休憩時間の勤務を命じたのであればともかく、Cが自己の任意判断で働き、休んだ訳なので、労基法違反の問題は生じません。

まとめ



解説

こんな例は？

★超勤を支払う必要はありません。

- ① 規定されている休憩を与えなければ労基法違反です。代わりの休憩時間を必ず与えなければなりません。
- ② 代わりの休憩時間を与えた場合、勤務の臨時変更と考えられ、本来の休憩時間は勤務時間になります。よって超勤を支払う必要はありません。
- ③ が、②のような措置をする場合も変更できる事由を明記し、課長に休憩時間の時限を変更することができる権限を、規則・規程で明らかにしておく必要があります。
- ④ 以上から、昼休みに働かせ超勤手当を支払わなければならない場合とは、代わりの休憩時間を与えなかった場合になります。

保護者説明会を昼休みに行った。規定の休憩時間は12時15分～13時までだが所長は、職員の休憩は交代で取ることを命じた。「規定されている時間に働いたのだから、超過勤務に当たるとは？ いや、代わりの休憩時間を与えたから良いのか？」

**休憩時間**は、使用者が労働者に絶対に取らさなければならぬ(労基法)。理由は、労働者の心身の休養、疲労回復が目的。休憩を取ることで労働者の心身は回復し、その後の労働に大きく影響する。

又、解説にもあるが、労働者が「休憩を取る」「取らない」を決められるものでもない。その理由は、前述と同じ。

仕事量と人員が合っていないため、休憩取らず働くことが多いが、法律を守らないで良いにはならない。法律を守る義務があるのが当局も同じ。

2019年10月 日

殿

全日本自治団体労働組合香川県本部  
中央執行委員長 井出 哲夫



幼稚園部会会長 末包 修史



〇〇市（町）職員労働組合  
執行委員長 〇〇 □□

幼稚園部会会長 △△ 〇〇

### 幼稚園・認定こども園に関する県本部統一要求書

日ごろより、幼稚園教育の充実に向けご尽力されていることに対し、心から敬意を表します。

さて、子どもたちを取り巻く社会は、効率のみが優先にされ、子どもたちが心身ともに豊かに育つ環境とは言えません。子ども・子育て支援法第60条により策定された基本指針には、「一人ひとりの子どもたちが、『かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれる』ことが重要である。子ども・子育て新制度は、社会全体の責任として環境を整備すること。」と明記されています。

未来を担うすべての子どもたちの豊かな育ちを保障し、子どもたちが一人の人間として育つ環境をつくるのは、社会全体の責任であり、行政の責任です。

私たち幼稚園部会は、一人ひとりの子どもたちの人権を保障し、すべての子どもたちが人間らしく育ち合いができる環境づくりのため、以下のことを要求いたしますので、誠意をもって交渉に応じるとともに、10月 日までに文書で回答されますよう要求します。

記

#### 1. 幼稚園教育の充実をはかること。

- (1) 研修内容の充実と時間の保障をすること。また同時に、研修参加が安心してできるように代替要員を配置すること。
- (2) 消耗品、電気・通信・運搬費、修繕費、備品、報償費、印刷費などの幼稚園運営費などを十分に確保すること。
- (3) 授業料・保育料に関する事務は、教育委員会で行うこと。

#### 2. 人員に関すること。

- (1) 職員は、すべて正規職員で採用すること。その際に、退職者数以上の採用を行うこと。また、経験枠を設けること。
- (2) 臨時・非常勤等職員の安定した雇用保障と賃金改善、労働条件（病気休暇、インフ

ルエンザ対策費の確保、夏季休暇、結婚休暇、リフレッシュ休暇、生理休暇、産前・産後休暇、保育時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇等、正規職員と同じ権利と有給化)などの処遇改善を早急に行うこと。

(3) 一人ひとりの子どもたちの生命や人権を確実に保障するために、配置基準を改善すること。

① 1クラスの配置基準を改善すること。

3歳児 = 15人                      4歳児 = 20人                      5歳児 = 25人

② 3歳児クラスは複数担任にすること。

(4) クラスを持たない副園長または、主任教諭を配置すること。

(5) 支援の必要な子どもたちの教育を保障するために、幼稚園免許を持つ加配職員を配置すること。

(6) 養護教諭を配置すること。

(7) 事務員を配置すること。

(8) 現業技能員等を正規職員で配置すること。

(9) 年休、生休、休憩などの権利行使のための幼稚園免許を持つ加配教諭を配置すること。併せて、権利行使のための代替要員以外に、緊急時(職員の急な年休や急な病気など)対応のための幼稚園免許を持つ加配教諭を配置すること。

(10) 預かり保育に必要な人員は、幼稚園免許を持つ職員を配置すること。

### 3. 賃金・労働条件に関すること

(1) 条例・規則に定められた勤務時間を遵守すること。

(2) 持ち帰り残業、不払い残業をなくすること。

(3) 時間外勤務手当を完全支給すること。

(4) 業務に応じた人員配置にすること。

(5) 職場に労働安全衛生委員会を設置し、快適な職場づくりをするとともに、職員の健康障害防止対策を取ること。

(6) 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って労働時間の適正な管理を徹底し、持ち帰りなどの不払い労働は、もちろん、慢性的な長時間労働を完全に解消させること。

### 4. 認定こども園に関すること

(1) 認定こども園移行にあたっては、必ず労働組合と事前協議を行い賃金労働条件が労使で合意するまでは強行しないこと。

特に、仕事内容・量、勤務体制、休憩時間、移行までの詳細な計画などを明確に示し協議を行うこと。

(2) 認定こども園の場合は、各クラス複数担任にすること。

(3) 認定こども園の職員は、単独幼稚園、単独保育所を経験した職員を配置すること。

以上

## 幼稚園・認定こども園の現状、課題、これから

子ども・子育てPT：本田 恵美子

はじめに

小さな町に公立幼稚園が出来たときの職員採用で入職し、長年にわたり、子どもに関わる仕事をさせていただきました。

「すべての子どもに幼児教育を！」と、園バスを町内全域に走らせ、当時4歳以上の多くの子どもたちが通園することとなりました。

当時から、園長は、隣の小学校の校長でしたので、さまざまな幼小交流行事など行われました。

また、近隣の幼稚園と連携し、公開保育、職員の幼児教育研究会など、毎月実施し、県主催の研究会、文科省の研究会など、幼児教育の重要性について議論をしておりました。

時代の流れと共に、働くお母さんが増えたことに対応するために、「預かり保育の実施、3歳児の入園」など、近隣の園に先駆けて実施してきました。

しかし、若者の町外流失、出生数の減少は目に見えるスピードで進み、2006年の市町の合併で、民営化・統廃合の議論もいっきに進んでいきました。合併して、真っ先に提案があったのは、「幼稚園・保育所の全廃提案」でした。統合したばかりの市職労は、この提案に対して、総力をあげて取り組みました。

結果、一部を公立で存続、全廃提案を止めることができ、現在は、公立の認定こども園として運営されています。

民営化・統廃合と向き合った中で、思ったことは、①現場職員が子ども施策の中心にいる自覚が足りなかった。②日々の業務に追われ、国、県の子ども施策にも関心を持つ余裕がなかった。③日頃から、子育て行政と連携を密にしておく必要があった。ということでした。

以上の反省のもとに、①自治体の行財政の方向性を確認し、②単組で「幼保部会」を立ち上げました。③部会の取り組みとして、先進地の視察や県本部の学習会を開催しました。

学んだのは、①できることから行動する。②労働組合の中で職場課題ではなく単組全体の課題とする。③園の課題を地域の課題とするために保護者との連携を図る。④マスコミとの関係づくりを実施しました。⑤公立の役割を明確にすることでした。

## 1. これから迎える時代

日本の人口は約 1 億 1000 万人になり、1.5 人の現役世代（生産年齢人口）が 1 人の高齢世代を支えるかたちになると言われています。

少子高齢化と急速な人口減少時代に直面している現在、自治体のあり方、公共サービスの在り方も大きな転換期がきています。これから迎える時代の「子ども・子育て支援」の在り方を考えていかなければなりません。

## 2. 近年の国の子ども・子育て支援

○2015 年「子ども・子育て支援新制度」

認定こども園の普及

地域の子育て支援の充実

幼稚園や認定こども園、保育所の職員配置の改善

幼稚園や認定こども園、保育所の職員処遇改善

○2016 年「仕事・子育て応援支援」

○2019 年 10 月「幼児教育・保育の無償化」

## 3. こども家庭庁発足

こども家庭庁は、これまで各省庁でバラバラに行われてきた子どもに関する政策を、一本化して総理大臣直属の機関として内閣府の外局に位置します。内閣府特命担当大臣も置かれており、各省庁に子ども政策の改善を求めることができる「勧告権」を持っています。

しかし、保育園と認定こども園の業務は一元化されましたが、文部科学省管轄の幼稚園は連携に留まることになりました。

## 4. 幼稚園・認定こども園・保育所が抱える課題

○民営化・統廃合問題 → 公立の役割

○人員不足による課題 → 処遇改善

○会計年度任用職員 → 同一労働・同一賃金

○認定こども園 → 現場の工夫だけでいいのか

○感染症対策、災害等対応 → 対応できる人員か

○障がい児、要保護児 → 対応できる体制か

○保育現場の ICT 活用 → 効率化につながるか

## 5. 幼稚園の現状とこれから

①少子化、女性の就労、核家族化 → 園児の減少

幼稚園数の減少、園児の減少に歯止めはかかりません。政府も「異次元の子育て支援」と言っていますが、この政策で、こどもが増えるかは疑問です。地方の公立幼稚園の定員割れは厳しい現状です。

#### ② 政府の子育て支援の影響は？

政府は「異次元の少子化対策」を掲げ、2024年度から3年間かけて「こども・子育て支援加速化プラン」を集中的に取り組むと発表しました。こども予算が増え、こどもを生き育てやすい社会は必要なことです。

その政策の一つに「誰でも通園制度」が挙げられましたが、幼稚園への影響はどうかと気になるところです。

#### ③ 求められる役割の変化

幼稚園は、学校教育法に定められた「学校」で、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園は子供たちのこうした「生きる力の基礎」を、幼児の遊びや生活を通じて一体的に育むための教育を行うことを基本として、幼児教育に関するさまざまな研究会を重ね、幼児教育を牽引してきました。時代と共に働く女性が増え、預かり保育の充実など、多様な子育て支援へと求められる役割も変わってきました。

#### ④ 公立幼稚園の役割

- 地域の保育水準の基準としての役割
- 保育行政のアンテナとしての役割
- 行政組織の一部としての役割
- 民間を補う役割
- 子育て支援の拠点としての役割

など、行政が担うべき役割を明確にし、地域で次世代を育てるという役割を担うことが大切です。

#### ⑤ 公立幼稚園のこれから

公立幼稚園では、入園希望者全員受入れ、通園バスの運行、3年保育の実施、預かり保育の充実など保育機能の付加・拡充に努めてきました。こうした取組にもかかわらず、園児数は年々減少し、今後も少子化の影響や幼児教育・保育の無償化による共働き世帯の増加など減少傾向は続くものと考えます。

このことから、今後のニーズを踏まえた適正な施設配置と運営形態について検討することが大切です。

- 幼保連携型認定こども園
- 支援を必要とするこどもに特化した園

## 7. 認定こども園の現状とこれから

### ①経営・運営上

### ②事務的負担

事務内容を整理し、事務職の配置など人員の確保を求める。ICTを活用するなど、できるだけ事務負担を軽減する工夫をすることが必要です。現場だけではできない人員要求は労働組合の要求として取り組み、事務的負担、ICT導入費用財源措置は公立施設も対象となりますので、現場で協議をして必要なことを整理し対応する必要があります。

### ③保育者の意識

幼稚園教諭と保育士の間での勤務条件やローテーションの組み方、意識の統一など互いの意識共有が大切となります。

そのために、職員室の共有、職員会議や研修などの機会を増やすことで互いの教育・保育感を共有することが大切です。

職員会議や研修にかかる人員確保要求、時間外対応要求などの取り組みをしましょう。

### ③子どもへの配慮

長時間児と短時間児に対して、配慮した生活の場所の確保が困難になります。また、保育内容や行事の実施についても課題です。

降園時間と午睡時間の重なりへの配慮など保育者や園の工夫で限界がある場合が多く、施設の増設、人員を確保するなど要求が必要です。

### ④保護者対応

保護者のニーズの違いに対応することは簡単ではありません。保護者が参加する行事の在り方も課題です。

幼稚園で実施していた行事を長時間児の保護者にも対応できるよう工夫が必要になります。

### ⑤賃金等労働条件の違い

教職給与表と行政職給与表にどう対応するか大きな課題です。

また、幼保連携型認定こども園の保育士・幼稚園教諭の免許取得経過措置

期間（10年間）：2015年4月1日～2025年3月31日となりました。経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができます。

免許取得、更新など対する財政支援の要求についても議論する必要があります。

#### ⑥共済組合の取り扱い

幼保連携型認定こども園で働く職員は「幼保連携型認定こども園」に所属することとなり、公立学校共済組合に加入することが基本となります。

その所属先の区分に応じた共済制度、公立学校共済組合、市町村職員共済組合および都市職員共済組合の取り扱いについての協議が必要です。

### 8. さいごに

地域や自治体で、今、必用なこども・子育て支援政策を考えていくことが大切であると思います。そのためのアンテナを高く！

#### ○長崎県の自治体、民間、ボランティア等の子ども・子育て支援

- ・オンライン妊娠・子育て相談
- ・こどもを守る社会へ市民の提案
- ・食事や学用品に「はぐくむ券」
- ・医療的ケア児の通学支援「進めたい」長崎県
- ・長崎・壱岐で医療的ケア児を在宅看護
- ・宿泊施設で産後ケア 五島市が県内初事業
- ・“頼れず抱え込む家族” 医療的ケア児の支援『施設、人材なお不足』
- ・産後ママを支援 大村で赤ちゃんの一時預かり開始 子育て応援プレイス
- ・子育てしやすい諫早に 「ハッピースマイル」プロジェクト始動
- ・「医療的ケア児と医療的ケア者」長崎県内 405人 諫早に拠点、相談対応

## 第 4 分科会 企画書

### 4

### 保育現業 (防災食について)

#### 【目 的】

<保育現業の現状と課題>

防災食について～自治体で取り組むときのポイント～

非日常の状況でも、食事時間を非日常にしない楽しい防災食の体験

地域の現場で働く職員として、非日常にも食のスキルを活かせるように防災食の体験を行う。  
保育所での食事が楽しい時間であるように、非日常の防災食であっても楽しい食事時間にできるように伝えていく。

#### <講演・助言者>

吉村 秀則 自治労本部現業局長

辻 由起子 こども家庭庁参与 社会福祉士・保育士・防災士

#### <担 当>

川越 勝代 (保育部会幹事)

#### <日 程>

AM9:30～ 受付

AM10:00 開催 挨拶

AM10:05 保育現業の現状と課題

吉村 秀則 自治労本部総合組織局現業局長

AM10:35 防災食の実践体験～自治体で取り組むときのポイント～

辻 由起子さん ほくせつ親子防災部代表、こども家庭庁参与

AM12:25 試食会

AM12:45 質疑応答・まとめ

# 「保育現業の現状と課題」



2023.07.30

第43回全国保育集会

自治労本部現業局長 吉村秀則

## 保育現業を取り巻く環境について①

定員割れ＝園の統廃合に繋がる恐れ

### 【少子・高齢化の加速】

日本の人口は減少傾向が続くとの予測

労働人口の減少に伴い人口構造が変化(労働力不足)

都市部と地方の格差

一方で都市部と地方の課題は異なる

都市部は待機児童の対応、地方は園の維持など



### 【施設の老朽化】

公立保育所では施設の老朽化が課題

調理場も同様であり、限られたスペースと施設で対応

## 保育現業を取り巻く情勢について②

保育所職場のみならず、現業職場では人員不足  
退職不補充・採用凍結による合理化  
非正規化・調理部門の委託や外部搬入などが進む

新規採用の状況(自治労調査)

22年度:63人 21年度:48人 20年度:43人 19年度:37人

※新規採用は増加傾向であるが、退職者数には見合っていない

「保育所等の運営実態に関する調査結果」(2019年)では、  
自園調理を実施している施設が87.5%  
調理業務を委託(全部もしくは一部)している施設は10%程度  
(厚生労働省)

P-02

## 保育現業を取り巻く課題

### 【人員不足】

退職不補充・採用凍結による慢性的な人員不足



### 【働き方】

今年度から定年引き上げ制度が導入

高齢期での働き方や業務内容のあり方



### 【施設の老朽】

職場によっては老朽化が進んでおり、異物混入の要因も

また、空調設備が十分に整備できずに熱中症の恐れ

### 【その他】

物価高騰による食事の量と質の確保



私たちが追求すべきは、すべての子どもたちが  
最善の利益を受けることができる総合的な支援のあり方

P-03

## 私たちに求められていること

～質の高い公共サービスの提供にむけ～

食の安全・安心を守り、美味しい給食を提供していくこと

- アレルギー対応、国籍や宗教に配慮した食事
- 医療ケアが必要な子どもの受け入れ対応
- 食育の推進にむけ、栄養士や保育士との連携
- 災害時における食事の炊き出しなど
- これまで培ってきた知識や経験など、技術の継承



自治体の財産

情勢の変化に伴い、求められるサービスは高度化・複雑化

これらを実践していくため、現場が抱えている多くの課題を解決していく必要がある

P-04

## 現業評議会の取り組みについて

～国会対策・省庁要請～

現場の課題を直接、省庁に伝えていく

これまでは、厚生労働省に対し、年2回の要請行動

今年度から、こども家庭庁へ要請（7月13日に実施）

### 【項目】

- 調理員の配置基準の改善
- 給食費無償化にむけた予算措置
- 「保育環境改善等事業」の対象事業に  
老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能に
- 用務員の配置にむけた予算措置 など



現業職員には様々な可能性がある（潜在能力がある）  
あきらめずに交渉の積み重ねを

P-05

#### 4. 第4分科会 <保育現業>

##### ③ 講演②「防災食の実践体験～自治体で取り組むときのポイント～」

辻 由起子 子ども家庭庁参与 社会福祉士・保育士・防災士

資格：社会福祉士・保育士

防災士

ヘルパー2級・難病ヘルパー

大阪府子ども家庭サポーター

(大阪府子ども虐待防止アドバイザー)

図書館司書 など

NPO 法人西成チャイルド・ケア・センター 理事

認定 NPO 法人 DXP アドバイザー

NPO 法人やんちゃまファミリーwith 理事

ほくせつ親子防災部 代表

シェアリンク茨木 代表

その他、各種団体の理事・顧問など

★2011年 よみうり子育て応援団@大阪講師

★2012年 大阪市保育ママバンク登録認定講座講師

★2010年7月～2011年6月

箕面市子ども育成推進協議会委員

★2011年7月～2013年6月

茨木市次世代育成支援推進協議会委員

★2013年7月～2016年3月

茨木市市政顧問

★2016年8月～2017年3月

日南市子どもの貧困対策支援体制整備計画策定会議アドバイザー

★2015年6月～現在

松原市男女共同参画推進審議会委員 副会長

★2018年11月～現在

和歌山市家庭教育支援アドバイザー

★2019年1月～2022年3月

日南市特命大使（政策担当）

★2021年9月～2022年3月

内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議」臨時構成員

★2022年4月～2023年3月

内閣官房こども政策参与

★2023年4月～現在

こども家庭庁参与



## IV 取り組み報告



## 1. 「保育を取り巻く環境について」

宮城県本部 塩釜市職労

宮 島 正 稔

### 「人員不足について」

塩釜市でも、保育士の人員不足が現在も解消に向かっていない状況です。保育従事者が増加しない背景には、給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長い、などの問題が挙げられています。

保育士の確保が難しい状況の中、家庭における保育のニーズは高まり、社会におけるサービス業に従事する保育所の利用者が増えています。そのため、長時間の保育が現代の保育において必要性が高まってきていますが、それに人員の確保が追い付いていないのが現状です。また、年々配慮が必要な子どもや、個性の強い子どももみられるようになり、その子に対する対応の難しさもあり、加配保育士も求められていること、人員不足問題や有資格でない職員が多いことによる、正職員のシフト面での負担が多いといった課題も以前見られます。超過勤務も依然課題となっていたりと、保育士の人員の確保が追い付いていない状況となっています。

### 「保育所で働く職員の状況」

近年公立保育所においては、会計年度任用職員制度が導入され、様々な条件で採用されるようになっていきます。有資格者の柔軟な働き方につながった側面もありますが、基本的には、有期雇用で低賃金であったり、正規職員との格差、不平等もいまだに存在しています。さらに、コロナ禍で保健、衛生にかかる業務量が増大し、より専門性が求められるようになり、看護職の配置や低年齢児の保育士の配置基準改善を求める動きがみられるようになっていきます。

このように保育の職場は制度の押し付けの中でまだまだ不十分な処遇と、格差や不平等、差別、パワハラなどの深刻な問題が常に内在しています。そのような問題を解消し、職員誰もが自由に意見を述べ、運営、計画などに能動的に関われる「民主的な職員集団形成」とそのための「安定的な雇用と労働条件の確保」が必要だと思えます。どちらも職員自身が自らの権利を自覚し、学びの機会を作り、声を上げ、運動の主体となることが重要になってくると思えます。

### 「子ども家庭庁構想」

また、2023年度から首相直属の内閣府の組織として、「子ども家庭庁」を創設する、としています。大きな目的は「子ども政策全体の指令塔機能を担うこと」とされていますが、実際は規制緩和策の一環としての保育制度改革と、子育て支援新制度の延長線上にあるものだとされ、保育所、認定こども園と幼稚園ではこれまで通りの二次元行政、公定価格の格差による不平等、企業主導型保育事業導入などによる、保育の質の低下など、様々な問題が指摘されています。これからはさらに「官邸主導」のトップダウンで、政策を監視、点検す

る第三者機関（ブレーキ機能）を設けることもないまま進められようとしています。このことを念頭において、労働組合が国民的監視を強め、制度や処遇に関しての改善策を社会に提起し、議論を活性化することが大切だと思います。

#### 「保育所の廃止、民営化について」

塩釜市においても保育所の廃止、民営化の動きが出ています。保育所の集約、廃止や民営化が進む自治体が増えてきている中で、本市でも5年後には公立保育所が2か所に集約するにあたり、保育士全体の配置の希望など早めに働き方について示してもらふことや、公務員としての身分保障を確保できるように組合を通して発信していかねばならないと思いました。

公立保育所民営化の問題点について、公立保育所の民営化は、保育の公的責任を果たせないということになりかねず、保育所を利用する子どもたちや保護者にとっては、通園距離が長くなり通いにくくなる、連続性のある保育が受けられなくなるといったリスクがあります。更に待機児童解消のためにと増えていった民間保育施設が、少子化の進行によって経営できなくなることもありうる情勢であり、その時には営利を目的としない公立施設（保育所）が受け皿として必要になることも考えられます。

また、公立保育所の必要性として、公立保育所は職員の身分保障もあり、運営的に安定していること、ベテラン保育士が多く、保育士の層が厚いことなどが強みと言えます。公立保育所だからできる保育のセーフティーネットなど、今後この機能は大切にしなければならないと強く思いました。さらに新たな民間保育施設が増える一方で、配慮が必要な子や要支援家庭が増え、災害や感染症など危機対応の機会が増えている現代において、公立保育所が存在する重要性をしっかりと認識し、発信していく必要があると思います。

#### 「医療的ケア児受け入れの現状と課題」

分科会のテーマである「医療的ケア児受け入れの現状と課題」について、私の担当するクラスにも、配慮を要する児童がいます。こうした児童に対し、保育士である自分が本児にどのような保育を行うことができるか、考えていますが、うまくできていないことのほうが多く感じます。ゲーム遊びや運動遊びの中で、遊びを展開していくうちに、ふと自分の配慮が足りていなくて、本児に対し、申し訳のなさを感じ反省することも多くあります。

そのため、今回の「医療的ケア児受け入れの現状と課題」という研修を通して、医療的ケア児に対する関わり、配慮、などを学び、それを持ち帰り、自分の今の保育にベースアップできればと思います。今後も配慮の要する子どもに対する保育の必要性は変わらないと思うので、今回の研修を良い学びの場にしていきたいと思っています。また、講師の先生や、他の保育施設で働く保育者の意見や考えを聞き、勉強していきたいと思っています。

現在保育を取り巻く環境において、様々な問題が山積し、それが解決に至らないまま保育所の必要性だけ求められたりと、変わらず大変な状況が続いていますが、子どもに対し、良い保育を提供できるように、保育所での生活を充実させられるように、保育士として、学んでいきたいと思っています。

## 2. 「保育現場における ICT 化について」

自治労千葉県本部 自治労松戸市職員組合

黒江美幸

### 【保育現場における ICT の活用実態】

松戸市は千葉県北西部の都心から 20 キロメートルに位置する人口約 50 万人の市である。子育てに優しい街として様々な取り組みをしてランキングでも上位に入るなど、評価されている。

松戸市には公立保育所が 17 園あり、うち 3 園は 2023 年度より 3 歳以上児特化園となっている。

ICT 化に関しては、『キッズダイアリー』というアプリを導入し運用を開始。

当初は紙で行っていた入室・退室時の打刻を、QR コードでの読み取りするようにするだけであったが、2021 年より連絡帳等の配信機能も使用するようになり、各クラスに iPad が設置された。

#### 〈実施している業務〉

1. 出欠席や登園、降園を記録
2. 連絡帳機能
3. 日常の活動や献立表などのお便り配信
4. 食事、睡眠、検温等生活の記録
5. 健康の記録(予防接種歴や摂取食材のチェック等)

※児童票、日誌、月のカリキュラム作成機能は松戸市では使用していない

#### 〈ICT 化の問題点〉

アプリを使用するので、中には携帯を持っていない家庭もあるため個別対応も必要だが、ほぼ全ての家庭が使用している。

県内の幹事選出単組で ICT 化が進んでいる市は 10 市中 5 市と半数である。

システムを導入したがパソコンやタブレットの台数が少なく、業務の偏りが生じている現場もある。各クラスに最低一台はタブレットやパソコンがないと、午睡中に事務を終えることは難しい。

また、ハード面(パソコンやタブレットの数)・ソフト面(入力、閲覧できる職員)等両方が揃っていないと、業務の改善としての ICT 化には繋がらないという実態がある。

初期投資は大きいですが、保育の可視化の取り組みは、アプリを通して行った方が保護者に伝わりやすいことは実証されている。私自身、保護者から「張り紙ではなくアプリで配信してくれると見返せて良い」と言われることがあった。

〈多様な働き方が必要な時代に AI ができること〉

保育士の働く時間や任用形態は一律ではなく、多様化している。これは長時間保育と保育士確保の為である。まるでパズルを嵌め込むような複雑な人の配置は、毎日考えるだけで相当時間を要する。

そんなシフト管理こそ AI が担ってくれたらどんなに助かることだろう？と日々思っている。

〈働きやすい職場作りのために〉

保育のみならず、様々な記録業務を抱えて休む暇がない現場。事務の効率化を図る手段として、ICT 化が急務であることは誰もがわかっている。

組合活動を通して、職員である私たちがより良く働けるよう自治体に対して訴えていくときに、有給の消化目標や、さまざまな特別休暇の獲得の要求をしていくことが常だが、それらを行わせることができる現場作りができるように改善することも大切だ。

松戸市においては、組合の要求によって ICT 化が実現したわけではないが、県本部の幹事会で ICT 化の良さや問題点を発信することにより、他市の要求項目に挙げてもらう一助となっている。

〈今後の取り組み〉

保育における ICT 化については、各自治体での温度差が非常にある。また財政的にも大きな金額を要することから、導入が難しいという現実がある。

しかし、今の現役子育て世代を見ると、情報の共有は携帯などのツールを通して行った方が周知しやすく、またそれが求められていると感じる。

## 【WEB で開催した保育集会】

自治労千葉県本部保育部会では保育集会を、例年 500 人規模の参集型で行ってきた。しかしながらコロナ禍の 3 年間においては、県本部でも WEB 会議や集会の WEB 配信が進んだこともあり、YouTube 動画を限定公開する形で WEB で行った。

〈千葉県保育集会開催の経過〉

2020 年 開催中止

2021 年 WEB で 4 分科会での開催（開催期間 8/6～8/20/2 週間）

トップページの視聴回数 1,067 回

2022 年 WEB で 5 分科会での開催（開催期間 7/29～8/29/1 ヶ月）

トップページの視聴回数 2,072 回

開催にあたって「実際に集まることはできないが、どうやったらこれまでの保育集会のように研修の機会をもつことができるか?」「見てもらうためにはどうしたらいいだろうか?」と幹事で意見を出し合い、幹事会で何度も検討した。

分科会のページへ入りやすいようチラシに QR コードを印字して配布したり、期間を延ばすなど工夫をしたことで試聴回数を増やすことができた。

組合員からは「自分の都合の良い時に見ることができて良かった」「時間もちょうど良かった」と好評だった。

2022 年はケロポンズさんと呼んで、幹事のみではあったが千葉県教育会館の大ホールで動画撮影の様子を観覧することができた（下記写真参照）。生歌、生ダンスなどライブの良さをヒシヒシと実感しながら、楽しんで見る貴重な機会となった。

コロナ禍中は ZOOM で行ってきた幹事会も、対面で行うことができるようになり、各幹事の距離も縮まり、発言のレスポンスも早くなった。

この経験から、今年度は 33 回目となる保育集会を対面と WEB 双方を利用して開催する予定である。

自治労千葉県本部保育部会では今後も ZOOM、LINE 等の SNS と、実際に会って対話することを組み合わせて、県内単組で連携しながら情報交換や共有を図っていく。そして楽しく保育ができるように、業務を効率化し、働く環境の改善に取り組んでいきたいと思う。



ケロポンズさん動画撮影・観覧の様子

### 3. 尾道市の保育所職場における取り組みについて

広島県本部 尾道市職員労働組合 保育所分会

高本貴章

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置しています。人口は129,261人（2023年4月30日現在）、面積284.88㎢、緑豊かな北部丘陵地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する瀬戸内海地域に至る市域を形成しています。

尾道市の認可保育施設の設置状況は、公立保育所・認定こども園9所（園）、一方法人保育施設は31施設となっています（2023年4月1日現在）。

#### 尾道市保育所分会の取り組み

##### <幹事会>

月に一度、各所（園）を代表する幹事1人ずつが集まって、保育所職場の課題や現状などを話し合う幹事会を開催しています。

幹事会で出た意見を集約しながら、尾道市職員労働組合の執行部とも連携をして、保育所職場の所属長と協議をしています。子どもたちやその保護者はもちろん、職場で働くものにとってもより良い保育の環境となるよう、日々取り組みを進めています。

##### <四役会>

幹事会での協議事項の整理などについて話し合うため、保育所分会の分会長、副分会長、事務局長及び事務局次長で構成する四役会を開催しています。

##### <学習会>

分会組合員の学びの場、ときには意識統一の場として、年1回以上、分会組合員全員を対象とした学習会を開催しています。

知っているようで知らなかったもの、改めて理解が深まったものなど、様々な学びの機会となっています。

##### <機関紙の発行>

分会組合員の情報共有を図るため、分会の機関紙である“すくらむ”を発行しています。機関紙を通して、幹事会や所属長協議の報告、学習会の振り返りをし、分会組合員是認の情報共有を図っています。

## 今後について

今、保育士や保育環境に対する社会のまなざしは厳しくなっていると感じています。不適切な保育、誤飲や送迎車両への置き去りなど、保育現場を巡って多くの問題が取り沙汰されます。また、保育に対するニーズも高く、幅広くなり、仕事内容も多様化しています。しかし、全国的に保育に携わる労働者の不足が叫ばれています。

変わりゆく時代の中で、職場を取り巻く課題をあげればキリがありません。「立ち止まっても解決はない」、「声をあげなくては変わらない」、しかし、「訴えても変わらない」など、活動を進めていくなかでジレンマを感じることもあります。

環境を変えていくためにはとても大きな力が必要です。働くものが意見を出し合いながら一丸となって、同じ方向性を持って取り組み続けていくことが大事であると、強く感じています。

これからも、働くものが働きやすく、子どもたちにとってより良い環境となることを目標に、取り組みを進めていきます。

#### 4. 土佐市社会福祉事業団の今後の課題や取り組みについて

高知県本部・土佐市社会福祉事業団保育部

##### 1、近年の保育所を取り巻く環境の変化

現在、高知県土佐市には保育所が10園あり、平成25年にわかば保育園、翌年に愛聖保育園・蓮池保育園、平成28年に山の手保育園・すみれ保育園・高石保育園が事業団化した。令和4年度には北原保育園（令和4年度に閉園）宇佐保育園・こぼと保育園・波介保育園が事業団化している。市の事業団化計画により、公立保育所での保育士の採用はせず、事業団で採用している。（事業団とは別に私立保育所1園、私立幼稚園1園がある）

##### 2、土佐市社会福祉事業団の活動

事業団は2015年に組合を立ち上げ、賃金の引き上げや保育士不足による職員の負担増についての要求など活動をしてきた。事業団は10園あり、働く職員の勤務時間も様々で、組合員の要求や思いを話し合う時間がなかなか取れない現状もあるが、月に1回は各園の保育部幹事が集まり意思の疎通を図りながら、執行委員を交えて会を開くことが出来ている。最近ではコロナ禍ということもあり、年に1回開かれる定期大会を開くことが出来なかったが、今年度は行う予定である。各園の組合員の声をどのように伝えていくのか、これからの課題である。どうして保育士のなり手がいないのか、どれだけ大変な職業か、現在働いている保育者の苦勞を伝えていくためにも、組合員が協力して知恵を出し合い処遇改善を訴えていきたい。又、新たに入った新規採用の組合員にも組合の在り方やどのように活動していくのか等伝え合いながら、一緒に職場環境を働きやすいものに変えていきたいと感じている。

##### 3、現状

全国的に保育士不足と言われている中で、土佐市においても深刻な人員不足に陥っていると言っても過言ではない現状がある。保育士の資格を持っていても働かない潜在保育士や職員の多様な働き方（勤務時間の自由化）など、フルタイム保育者が不足し、担任をしている保育者の負担はますます大きい。毎年採用試験を行ってはいるが、受験者の多くは現在事業団で働いている職員が試験を受けて正規職

員になっているので、職員数が増えているわけではなく、増員には至っていない。そのような現状に負担を感じている組合員からの要望や思いを月に1回の幹事会で意見を出し合っている。

過去の団体交渉では、今までついでいなかった交通費(2km以上から出る)が出るように交渉したり、健康診断やインフルエンザの予防接種が受けられるようになったりと、一定の成果が得られている反面、人員不足や給与の待遇面ではまだまだ交渉していく必要がある。園によってはフルタイム保育士の数が少なく、早番・遅番・土曜保育などの業務を限られた人数で回している。負担も大きいので早期に有資格者の確保を対応してもらいたい、との交渉には常時募集のほか、無資格で働いてくれている職員に保育士修学資金貸付制度の措置も取っている。との返答があった。

#### 4、今後の取り組みについて

今まで通り引き続き各園の組合員の思いを幹事会で意見を出し合い、執行委員を通して職場要求を続けていきたい。又、毎年新規で採用となり組合員として活動してくれる職員にも組合活動の必要性を訴えながら、今ある課題をどのように交渉していくのか、働きやすい職場とはどのようなものなのかを考えていながら取り組みを行っていきたいと感じている。

## 5. 民営化についての取り組み

福岡県本部 中間市職労 中間市立さくら保育園  
保育士 平 良 美佐子

### 1. はじめに

中間市は福岡県の北部に位置し、北九州市に隣接しています。昔は炭鉱で栄えた町で、市の中心部には遠賀川が流れており、世界遺産遠賀川水源地ポンプ室があります。1980年代は北九州市のベッドタウンとして人口が増えていましたが、現在は減少しています。

中間市の公立保育園は2003年まで2園でしたが統廃合され、今は1園となっています。定数は150名ですが、保育士不足により定数までの受け入れが出来ず、現在は95名の園児が通っています。

### 2. 中間市における保育園民営化計画

2015年10月『中間市行政改革推進本部会議』の中で、2018年度末で民間移管と突然発表されました。公立保育園は保育士の年齢が高いため、人件費も高くなります。市の財政負担の割合が、民間保育園よりも公立保育園の方が大きいという理由でした。2018年度で数名の退職者をむかえ、正規保育士は5名となり、残る保育士が少なくなるから2018年度末で民間移管とうちだされました。

2017年7月に市長と市議選挙があり、新しい市長に変わりました。そのため、民間移管は1年延びて2020年4月に民営化と決まりました。2019年度に入っても、民営化の話は進んでいませんでした。このまま停滞した状態かと思っていました。年号が変わる直前の2019年4月に再び『中間市行政改革推進本部会議』が開かれ、様々な行政経営プラン策定で保育園の運営形態の検討も提示され、2021年度にむけて運営形態を検討していく（民営化協議継続）とのことでした。しかし、年齢が高かった正規職員が再任用となり人件費もかなり変わりました。当時の部長と課長が、本当に公立保育園をなくして良いのかと再検討し、民営化の話は進みませんでした。

2021年度になって部長と課長も変わり『中間市行政改革推進本会議』が開かれ再々公立保育園の民間移譲の計画が出され2023年度より民間移譲に向けて、話が進んでいきました。

### 3. 民営化についての話し合い

2015年に民営化の話が出てから、保育園の職員の現状やこれからのことなどを、園内で話し合っていました。公立保育園として存続したい思いはあるのですが、公立保育園として存続するためにどんなことをすれば良いのか、残った人数でやっていけるのだろうか不安から、民営化の話をひっくり返すことはできないのではないのかなど、後ろ向きなことを考えてしまうこともありました。先輩保育士は、存続させて

欲しい思いはあるが残る保育士の負担になるのではないだろうかと考えていたようです。そのため、存続させるか存続させないかは残る保育士5名が決めることとなりました。公立保育園として存続させるという覚悟を決めるまで、何度も話し合いをおこないませんでした。

当時の単組の執行部役員と正規保育士全員との意見交換会をおこないませんでした。保育士が、何を不安に思っているのかきいてもらいました。役員の方からは「民営化はひっくり返せる。しかし、そのためには保育士の気持ちが1つでなければいけない」とアドバイスをいただきました。不安な胸の内をきいてもらいアドバイスをもらったことで「公立保育園として存続することができるかもしれない」と少し前向きに考えるようになりました。また、隣町の水巻町（遠賀郡）には、民営化の反対運動をされた先生がいたので、残る保育士との意見交換会をおこないませんでした。民営化の経験をされているので、私たちが不安に思っていることなどきいていただき、正規職員が少なくても、運営していける方法があることなどわかりました。いろいろな方と何度も話し合いをおこなううちに、公立保育園として残っていこうと決めました。

2017年3月に保育所評議会から当局に民営化反対の要求書を提出し、団体交渉をおこないませんでした。公立保育園としての意義や自分たちの思い、組合としても反対をしていることを直接伝えました。市長が病氣療養中ということもあり、話は平行線のままでした。

2017年7月以降、新市長との交渉の中で中間市の子育てや民営化について市長の考えをききましたが、はっきりした回答は得られませんでした。組織内議員や執行部の中で、何度も話し合いをしていきました。しかし何の進展もなく時間だけが過ぎていきました。何度も『中間市行政改革推進本会議』の議題にあがり、民営化に向けて進んでいくという市の方針は出ているものの、まったく計画は進まず民営化についてどうなっているのか不安を感じていました。

2021年度の『中間市行政改革推進本会議』で再度、民営化に向けたスケジュールが出され、いよいよ本格的になってきました。9月議会に向けて保護者会と連携し議員との話し合いをおこなっていこうと計画をたてました。

#### 4. 公立保育園は必要

スケジュール通り民営化に向けて話が進んでいる2021年7月、本市の私立保育園であってはならない事故がおきました。事故の話聞き、様々な感情がうまれました。しかし、いまこそ公立保育園の必要性を訴えるべきだと思いました。

転園を希望している子どもが何人もいると聞き、率先して公立保育園で受け入れなければいけない。十分、子どもたちや保護者の心のケアもしていかなければいけないと考えました。市長も会見を開き「転園児は公立保育園が受け皿となり受け入れていきます」と言われました。また、市としても私立保育園の立て直しも含め公立保育園から園長経験者の再任用職員を主任保育士として派遣しました。公立保育園があったからこそ、転園児の受け入れもできました。私立保育園の事故を受け、当面の間は民営化の話は凍結となりました。

担当課課長と何度か公立保育園の必要性など話し合ってきました。中間市の子育てを支えていくのは、公立保育園の職員である私たちだからできることであり、市長の思いも理解し一緒に中間市の子どもたちを守っていきたくないと要求書も出しました。凍結のまま、2021年度が終わりました。2022年度に入ってから、「公立保育園ならば安心できる」と言われ転園をして来られた園児がいました。今まで行ってきた保育の継承や他機関との連携などを公立保育園としての存続を申立書に記載し市長に提出をしました。市長も、公立保育園の存在の必要性を理解し2022年の秋に公立保育園としての存続を決定しました。

## 5. 存続後の問題

公立保育園として存続が決まりましたが、今までの保育と同じではいけない、更に、公立保育園としての意義や役割を考えていかななくてはなりません。より良い保育を行なうためには、職員が足りません。2022年度、園児数100名程に対して正規職員は主任を含め4名（主任はフリー）再任用職員が5名、そのうち4名が週4日の勤務でした。会計年度任用職員が12名で、ほとんどが常勤より15分短いパート職員でした。民営化が決まっていたので採用試験を20年以上行っていませんでした。常勤の職員が少ないので、クラス運営も大変になっていました。2022年度で再任用の期間が終わり退職を向かえる職員がいたので、再任用職員の退職と共に新規採用の人数の計画を立て要求をすることにしました。秋に存続が決まったので、採用試験に間に合いませんでした。「冬にでも保育士だけの採用試験を行って欲しい」「2023年度職員が足りないため子どもたちを十分に受け入れることができない」「会計年度任用職員を募集しても人材確保が難しい」ことなど訴えましたが、「今年度の採用試験は難しい」と言われました。そのかわり来年度は新規採用試験を行ない、正規職員の採用をするよう要求をしました。

## 6. 今後の課題

今年度、秋に新規採用試験を行なうことになりました。25年ぶりの採用試験となります。今年度で再任用の職員が皆、退職をします。そのため、保育の継承がうまくおこなえるだろうかという不安があります。採用計画通り毎年、継続して採用試験をおこなうのだろうか、正規職員が増えることで、会計年度任用職員のフルタイムの職員がパートの職員にならなければいけなくなるのではないだろうか、様々な課題があります。今後、市長が変わっても公立保育園が存続できるように、計画的に新規採用試験を行ない、正規職員を増やしていけるように取り組んでいきたいと思えます。

## 6. 基山町立基山保育園の取り組みについて

佐賀県本部・基山町職労

### 1. 基山町の概要

基山町は、佐賀県と福岡県の県境に位置しています。豊かな自然に恵まれて、交通の便が良く、暮らしやすい人口 17,530 人（令和 5 年 5 月末現在）のまちです。

基山町の公立保育園は、1ヶ園です。私立のこども園、幼稚園、小規模保育園を含め、計 7ヶ園で子どもたちの育ちを支えています。基山保育園は其中で基幹系保育園としての役割を担っています。

### 2. 保育園と取り巻く現状

基山保育園は、40 年以上経っていた園舎から子育て交流ひろばを併設した基山っ子みらい館として建替を行い、令和 2 年 4 月にスタートし現在 4 年目です。交流ひろばを利用する未就園児の親子とも月 1 回の交流を行っています。

260 名いた園児数を当園と新設の私立保育園で約半数ずつで過ごせるよう、建設前の当初の予定では、定員 130 名としていましたが、定住促進施策や保育需要の増加により、最終的には定員 230 名の園となりました。3 歳以上児クラスは、1 クラスあたり 50 人前後となり、個人ロッカーやトイレの数も足りない状況の大人数保育で、子どもたちにとって過ごしやすい環境を工夫しながら保育をする日々です。

正規職員と会計年度職員の割合は逆転していて、正規職員への負担が大きくなっています。退職者補充も含め、ここ数年は、毎年 1~2 名の採用はあるものの、辞退や途中退職により、人員不足、人材不足問題は慢性化しています。

また、調理室は、正規職員の補充がないままの状況が続いています。アレルギー食、離乳食の提供数が年々増加している上、外部 2 園の食事も作っています。本来、調理室全体の指導的立場である栄養士まで調理に携わらなければならない状況です。

### 3. おわりに

基山保育園は、これからも地域との繋がりを大切にし、基幹系保育所として地域社会の関係機関、団体や住民との連携、協働の中で、公立保育所の特性を活かし、役割発揮していくことが必要です。

多様化する社会の中で、子ども達一人ひとりの育ちを支えていくことを念頭に置いて、私たち自身の心と体の健康を大切にしながら保育に取り組んでいきたいと思ひます。

## 7. 別府市公立保育所の給食の取り組み

別府市職労 別府市立内竈保育所

豊島仁美

はじめに

別府市には公立保育所が3ヶ所あり、そのすべての保育所で給食を直営自園調理しています。

鶴見保育所（定員90名） 正規調理員1名・任期付き調理員1名・非常勤調理員4名

中央保育所（定員90名） 正規調理員1名・任期付き調理員1名・非常勤調理員4名

内竈保育所（定員60名） 正規調理員1名・任期付き調理員1名・非常勤調理員3名

（非常勤 16日/月）

鶴見保育所には正規職員の管理栄養士が勤務し、公立保育所の献立の作成や支援センターでの講話、親子クッキング、相談等、保育士とともに様々な食育の取り組みを行なっています。

### ① アレルギー対応について

アレルギーがある子どもには、医師の診断書を提出してもらい、安全面を考えて完全除去で提供するようにしています。（診断書の更新は年一度）提供時には、他の子どもの給食と分けてトレーにいれ、子どもの名前を記した食札を付けて配膳し、他の子どもとテーブルを分けるなど工夫をしています。調理員から給食を受け取る時に、保育士が確認を行い、その後、保育室で保育士全員に確認して、間違いのないように2重3重でチェックをします。現在、卵・乳・小麦・えびのアレルギーの子どもがいます。アレルギー食の対応では間違いをなくすだけでなく、アレルギーの子どもも食べられる、アレルギー対応食品を選び、見た目もあまり違いが出ないような調理をして配慮を行なっています。

### ② 離乳食の対応について

離乳食は前期・中期・後期・完了期として、6ヶ月から1歳半を完了のめやすに、個別の対応で進めています。事故を防ぐため、家庭で食べたことのある食材しか提供しないようにしています。食材を書いた献立を、前月に渡して、食べたことのない食材を保護者にチェックしてもらっています。家庭で食べて問題がない場合は、その都度聞き取りを行い、給食でも提供をしていきます。成長にあわせて食材が増えていくように、保護者支援も行っています。

### ③ クッキングについて

主に年長児のクラスでは、年間を通して調理員等とも一緒にクッキングを行っています。コロナ渦では、クッキングの機会は減り、クラスごとに小規模で行っていましたが、今年度よりまた新たに、全年齢（クラス）で食育実行計画のもと、「楽しい雰囲気の中で食事をする」を目標に、各保育所で、年齢に合わせた各種クッキングを計画しています。

内容：夏野菜カレー、梅シロップ、シャーベット、おにぎり、焼き芋など、  
季節に応じた様々なクッキング

### ④ 調理の安全面への配慮について

調理を行う上で安全面でも様々な配慮を行っています。食材選びでは、可能な限り国産や県産のものを選び、地産地消を行っています。調理では「大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき HACCP の考えを取り入れた衛生管理を行い、公立保育所の「衛生管理計画」に沿って食材の温度管理や清浄、調理員の衛生管理などの徹底に努めています。また、保育所に勤務する全職員は毎月1回の検便を行い、給食の提供についても作ってから2時間以内に食べることを徹底しています。

### ⑤ その他食育への取り組み

- ・ 献立表掲示・配布
- ・ ポスター掲示又はリーフレットの配布
- ・ 食育だよりの発行（月1回）
- ・ 給食実物の展示
- ・ 行事食の実施（誕生会・七夕・クリスマス会・ひな祭り等）
- ・ 野菜などの栽培
- ・ お箸の持ち方などへの取り組み

他にも調理員は、子どもたちの食べる様子を毎日見に来てくれて、検食簿の意見についても、より子どもたちが食べやすいように話し合いを持ち、改善して提供してくれています。月に一度「お弁当の日」というのもあり、その日は空のお弁当箱を持ってきてもらい、給食をお弁当箱の中に入れて、子どもたちは遠足気分ですぐに給食を食べています。

## おわりに

これらの取り組みは、直営自園調理だからできることです。献立を作る、調理する、子どもたちに食べさせる、すべての職員が、お互いに連携できる今の体制はとても大切です。食育は子どもたちの食べる意欲を育てるとともに、健康面や安全面でもとても大切なことです。たくさんの経験を通して「食べる力」を育てるために、乳幼児期から様々な援助をしています。からだをたくさん動かす遊びを多く取り入れ、子ども自身が「お腹がすいた」という感覚がもてるように、1日の生活リズムの基本的な流れを確立し、当番活動等で、友だちと一緒に準備し、楽しく食べられる環境作りをしています。「食」に感謝する心を育てるために、栽培した野菜をみんなで収穫してクッキングもしています。食べることは生きて行く上で重要なことです。栄養だけではなく、食材の匂いを嗅ぐことや、食材が調理される音を聞くこと、食材に触れて感触を感じるなど、食に関することは子どもたちの成長にも大きく関わってきます。これからも子どもたちがおいしく、楽しく、食べる事の喜びが感じられるように、調理員や栄養士と協力して子どもたちの食を守っていきたいと思います。

## 8. 公立保育所と地域とのかかわり

宮崎県本部・日向市職労

岸本 紘 弥

### ◆はじめに

日向市は、宮崎県の北東部に位置し、日向灘に面した温暖な気候と美しい山々など雄大な自然に恵まれたまちです。また「細島港」を中心とした港湾工業都市でもあり、古くから県のゲートウェイとしての役割を担っています。

日向市には、公立保育所は2園あり、細島港の近くに位置する『細島保育所』と、中心市街地に位置する『上町保育所』があります。

それぞれの地域で特色は異なるものの、園と地域とのつながりを大切にしながら、保育や行事の中で地域交流に取り組んでいます。

### ◆保育所と地域とのかかわり

#### ◎上町保育所の取り組み

##### ○卒園児交流会

前年度当園を卒園した1年生を保育所に招待し、園児と交流を図る。小学校での生活の様子や頑張っていることなどを尋ねたり、一緒にプールや食事をしたりして楽しい時間を過ごしている。時期は夏休み期間。

##### ○高齢者施設や公民館への訪問

年に1回、年長児が園付近の高齢者施設や高齢者が集う公民館を訪問し、歌を歌ったりお遊戯を披露したりして、高齢者と触れ合う機会を設けている。

#### ◎細島保育所の取り組み

##### ○細島小学校の運動会に参加

3、4、5歳児が参加し、徒競走や親子ダンスを行っている。4、5歳児は、1年生との競技にも参加し、事前に1年生の体育の授業と一緒に練習も行う。

##### ○はなまつりに参加

地域のお寺の行事「はなまつり」に親子で参加し、ぞう引きで地域を歩いたり、甘茶かけをしたりする。

##### ○地域の祭り「細島みなと祭り」に参加

細島みなと祭りに参加し、手作り神輿を担いでかけ声をかけながら地域を歩いたり、ステージで『大漁太鼓』の遊戯を披露したりする。

##### ○敬老会に参加

地域の敬老会の集まりに参加し、踊りを踊ったり歌を歌ったりしている。

##### ○津波高台避難訓練

細島保育所は海に近いこともあり、高台への避難訓練を行っている。年に1回、地域の方々や区長会の方々にも参加してもらい、一緒に避難訓練を行っている。

## ○細島小学校と交流保育

2月の園行事『お店屋さんごっこ』に細島小学校の2年生を招待する。小学生にもゲームコーナーを考えてきてもらい、お店として出してもらおう。また、買い手の時には3歳児とペアを組んでもらい誘導してもらおう。

## ○お散歩みまもり隊

園児が散歩の途中に事前に登録された高齢者宅を訪問し、会話をしたり歌を歌ったりして交流している。自治会や社会福祉協議会、まちづくり協議会などの協力を得て訪問を希望する高齢者を募り、活動がスタートした。高齢者に異変があった場合、保育士が区長らに相談することになっている。



「お散歩みまもり隊」の訪問を受け、笑顔を見せる児五さん（中央）

## 細島保育所取り組み

現在、年齢別の4クラスが高齢者16人の自宅を訪ねている。立ち寄る頻度は週1回程度。高齢者に異変があった場合、保育士が区長らに相談することになる。

Q、1歳児のクラスへは10日、保育所近くの高齢者2人を訪問。このうち、児五ハル子さん(88)は「よく来たね。いらっしやい」と出迎え、園児を膝に乗せて10分ほどおしゃべりを楽しんだ。児五さんは「みんなかわいくて、見ていただけで元気になれる」と目を細めた。

園児の安全を最優先するため、活動は暑さや寒さが厳しい時は休止する。片桐所長は「地域の支え手として少しでも役立つことができたい。今後も無理なく続けていきたい」と話している。(松田みゆき)

## 高年齢者宅を訪問 おしゃべり交流

### 園児「お散歩みまもり隊」

地域の高齢者を見守るべく、日向市の細島保育所(片桐恵子所長)は「お散歩みまもり隊」と名付けた活動に取り組んでいる。園児らが散歩の途中、事前に登録された高齢者宅を訪ね、会話するなどして交流。高齢者たちは「触れ合いから元気をもらえる」と喜んでいる。

同市・細島地区は古くから地域のつながりが強く、住民が保育所の行事に参加するなどしてきた。「お世話になるばかりではなく、保育所として地盤貢献できることはないか」と考えていた片桐所長(69)が発案。自治会や市社会福祉協議会、まちづくり協議会などの協力を得て訪問を希望する高齢者を募り、昨年12月、活動をスタートさせた。

## ◎公立保育所としての取り組み

### ○ドレミ教室・ソラシド教室

1歳6ヶ月健診後のフォロー教室(ドレミ教室)、2歳6ヶ月健診後のフォロー教室(ソラシド教室)において、『親子で一緒にあそぼう』のコーナーが設けられており、公立保育所の保育士が担当している。親子ふれあい遊びや製作あそびを提供し、家庭でもできるあそびや子どもとのかかわり方等を保護者へ伝える機会をつくっている。

### ◆今後の取り組み

日向市地域における子育て支援として、令和5年6月より『にこにこひろば』を開始した。家庭で育児をしている方やこれから保育施設の利用を考えている方を対象に、“保育所体験”ができる場としている。お子さんと同じ年齢クラスの活動に参加してもらい、「同年齢の子どもがどういうふうにごくしているのか」、また、給食の試食を提供し、「どういう形状で食べているのか」、「箸やスプーンをどう使わせればよいのか」などを知ってもらい、育児の参考になればと思っている。また、保育士と話をすることで育児の悩みや不安を少しでも解消できる場になればと願っている。開始して間もないので実績があるわけではないが、これから出てくる課題に向き合いながら、地域の役に立てる場にしていきたい。

↓ \* 参考資料 (にこにこ広場案内文書)

## こんにちは！ 日向市立上町保育所・細島保育所です！

こどもさんといっしょに♪ ほいくしよに♪

# あそびにきませんか？

～にこにこひろばをはじめます～



ご家庭で育児をされていたり、これから保育園などに入園を考えている皆さん、また、お子さんに集団での経験をさせてみたいと考えている皆さん、「保育所はどんなところ？」「同じ年齢の子ども達がどんなふうに過ごしているの？」「どんな給食を食べているの？」と考える事はありませんか。

公立保育所では、ご家庭で育児をされている皆さんのサポート事業として、保育所を開放する「にこにこひろば」を行います。

親子で保育所の子ども達と一緒に遊んでみませんか。育児の悩み事などを職員と話してみませんか。お待ちしております。

### ☆参加年齢☆

○ 3か月～就学前の子どもさん

### ☆当日の流れ☆

9:50～	受付、健康確認
10:00～10:50	親子で一緒に各クラスへ ・絵本の読み聞かせ ・その日の活動に参加
11:00～11:30	給食の試食後、終了となります。

※個別相談もお受けします。遠慮なくお申し出ください。

### ☆参加方法☆

- 受付は各保育所にて行います。
- ・お気軽にお電話ください。お電話にて、日程をご相談させていただきます。
- ・園庭開放も行っておりますので、ご利用ください。
- 参加費は、無料です。
- 当日の給食の試食もできます。
- 感染症流行状況に応じ、中止になる場合があります。ご了承ください。

連絡・お問い合わせ先 日向市立<sup>うえまちほいくしよ</sup>上町保育所(富高小学校北隣り)

〒883-0034 日向市大字富高6740 ☎ 52-2903

連絡・お問い合わせ先 日向市立<sup>ほそしまほいくしよ</sup>細島保育所

〒883-0001 日向市細島733 ☎ 52-4073



## 9. 阿蘇市職員連合労働組合における保育士等処遇改善の取り組みについて

自治労熊本県本部 阿蘇市職員連合労働組合

### 1. 阿蘇市の概要

阿蘇市は九州の熊本県にある「阿蘇山」の麓に位置し、人口 24,896 人の小さな市です。職員数（病院事業除く）は 301 人で、自治労組合員は 239 人です。阿蘇市管内には民間保育園 10 施設（うち 4 施設は認定こども園）と、公立保育園 4 施設があります。公立保育園（子育て支援センター含む）については正規職員 40 人、会計年度任用職員 15 人が従事しています。

### 2. 処遇改善の取り組みについて

今回の処遇改善における大きなポイントとして、①国が処遇改善のために 10/10 を負担する施策であること。②2 月分の給与等から改善を実施することが交付要件だったこと。③9 月分までの交付金は補正予算が確保されていたが、10 月以降は地方交付税措置として予定されていたこと。などがありましたが、公的部門を含め国が 100%負担する異例ともいえる処遇改善施策はあまり前例のないことでしたので、単組としても積極的に取り組むこととしました。

### 3. 取り組みにおける課題の整理について

単組において本部方針及び県本部方針を踏まえ次のとおり整理を行いました。

#### (1) 今回の処遇改善に対する基本的な考え方（根拠）について

国が閣議決定で示した「公的部門における分配機能の強化等」においては、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、すべての職員を対象に公的価格のあり方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として収入を 3%程度引き上げるための措置を来年 2 月から前倒しで実施する」とされていました。

したがって今回の処遇改善の意味は、①コロナの最前線で働く方々の処遇改善であり、どの通知にも賃金水準が低いものを引き上げる措置などと記載されていない。仮に保育部門の賃金水準を引き上げることが目的であるならば、わざわざ国が 10/10 を負担してでも公的部門に実施を求めることには整合性が見当たらない。②今回、国は「分配機能の強化」を民間春闘に先駆けて素早く行わなければならないため、緊急措置的に補正予算で 9 月まで確保したが、その後は取り組みを継続するために公定価格を見直し、公立については地方交付税で措置するとされている。地方交付税措置がはっきりと見えないなどよく論じられるが、「措置する」と国の文書に明確に記載されているものを信用できないとする理由

は受け入れられない。などを基本的な考え方にしました。

#### (2) 正規職員保育士等の処遇改善を求めることについて

本市においては数年前まで保育士等について特殊勤務手当として月額 3,000 円支給されていましたが、当局から一方的に財政事情を理由として協議交渉もなく削減された経緯がありました。また、保育士等の賃金水準は一般行政職と比較すると最高で5級（園長）までしか到達せず、その昇格スピードも遅く、ポストも絶対的に少ないため、生涯賃金には明らかに差がありました。したがって正規の保育士等についても改善を求めることにしました。

#### (3) 会計年度任用職員の処遇改善について

本市の会計年度任用職員については、有資格者で最高到達級が1級21号であり近隣の市町村と比較しても低い状況がありました。特に民間保育施設との比較においては、これまで公立には対象となっていなかった処遇改善加算等を含めると大きな賃金格差がありました。また、民間事業所については今回の処遇改善交付金を確実に申請することになるため、公立についても会計年度任用職員の処遇改善を実施しなければ賃金格差はさらに大きくなり、離職が増え人員確保ができずに、安心した子育てに対する行政を担えなくなるため処遇改善を求めました。

### 4. 具体的な取り組みと交渉について

今回の処遇改善においては、交付申請までの期間が非常に短く、それに係る各種通知やQ&Aなども遅れながら少しずつ発出されていたため、当局との交渉までに人事当局や交付申請を担当する子育て支援係への情報提供や事務折衝を何度も行いました。

2022年1月19日に県本部からの取り組み要請と、1月26日にモデル要求書が発出されたこと踏まえ、2022年1月28日に緊急の保育部幹事会を開催し、今後の方針などを確認しました。2022年1月31日に要求書を提出し、要求項目は「保育園職場で働くすべての職員の給与について、本事業の趣旨を踏まえつつ処遇改善を行うこと。」の1項目に限定しました。

当局との交渉は2022年2月4日に設定しました。事前に行っていた人事当局との事務折衝の中で、当局が現場の実態を把握できていない様子も見受けられたため、交渉については、初の試みとなる保育部単独での交渉とし、基本組合からは執行委員長と書記長の2人だけしか参加しませんでした。保育部からは部長と幹事の4人に加え、会計年度任用職員組合員3人で臨みました。

交渉では正規・非正規関係なく処遇改善を行うために、財政事情を理由として一方的に廃止となった特殊勤務手当を復活させるとともに、賃金水準の低い会計年度任用職員については昇給上限を改善することを求めました。特に参加者からの発言を多く訴える場とするために、役員からコロナ禍における保育現場の実態や、これまでの保育現場で休憩や年次有給休暇が一般行政職と比べ取得できていない現状などについて発言をしてもらいまし

た。初めて参加する会計年度任用職員には発言は難しいかと想像していましたが、発言を求めたところ想像以上に多くの発言をしていただきました。とりわけ、民間でパート経験のある会計年度任用職員の発言の中で、民間で実際に担っていた業務内容と、公立で担っている業務の違いなどの発言は当局も知らなかったが多かった様子で、当局の保育業務に対する考え方を変える良い機会となりました。

交渉の結果、会計年度任用職員の処遇改善については、「前向きに検討する」と確認しましたが、正規職員の処遇改善については、「本日の交渉で現場の実態については理解できたため、改めて検討させてもらいたい」との結論になりました。

### 3. 取り組みの成果

子育て支援係や所管課長などとの事務折衝を行っていたため、所管課から人事当局への改善要望も後押しとなり、正規職員への処遇改善についても勝ち取ることができました。

処遇改善の結果については次のとおりです。

①【会計年度任用職員】★昇給の上限が改善されることとなります。

職員区分	号給（現在）	号給（変更後）	時給改善額
保育士（無資格）	1-17	1-21	+36円
保育士（有資格）	1-21	1-27	+85円
調理師			

②【保育園に勤務するすべての職員（調理師含む）】★保育業務手当が支給されます。

（特殊勤務手当） 保育業務に直接従事したときに日額 150 円

《処遇改善額》※勤務日を会計年度職員は 16 日、正規職員は 21 日で算定

職員区分	時給改善月額 （ア）	手当改善月額 （イ）	月額合計改善額 （ア） + （イ）
会計年度保育士（無資格）	4,464円	2,400円	6,864円
会計年度保育士（有資格）	10,540円		12,940円
会計年度調理師	10,540円		12,940円
正規職員	—	3,150円	3,150円

## 10. 国における保育士の配置基準の改善と「誰でも通園制度」開始における今後の課題

自治労鹿児島県本部 徳之島町職員組合

書記長 住 真 吾

### 1. はじめに

私たちが暮らす徳之島町は鹿児島県の奄美群島内にある島の1つで、2021年7月26日に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」地域として世界自然遺産登録された豊かな自然が残る人口1万人を超える町です。

徳之島には、徳之島町の他に「天城町」、「伊仙町」の2つの町があり、過去には合計特殊出生率が全国でTOP10以内に3町すべての町が入るなど、子宝の島として有名なだけでなく、長寿世界一となった「泉 重千代」さんや「本郷 かまと」さんの出生地として長寿の島としても有名です。

### 2. 徳之島町における保育環境

私が児童福祉担当となったのは6年前の2017（平成29）年4月で、その当時、町内には8カ所の保育施設がありましたが、恒常的に待機児童がいるような状況で、まず、町としての待機児童対策が急務な課題となっていました。

そこで、以前から希望があった私立認可保育園の保育所等整備交付金を活用した移転新設と、新規で私立の小規模保育事業所の設置を2017（平成29）年度に行い、定員を29名増やしたことで、2018（平成30）年度4月当初の待機児童はなくなったものの、その頃から新しく「保育人材の確保」が大きな課題となっていました。

### 3. 保育人材確保にむけた取り組み

保育人材確保の課題として、公立・私立問わずに保育人材の高年齢化による退職と新たな保育士確保の困難さがありました。

特に新たな保育士確保については、徳之島町は離島地域で、島内に保育士養成施設があるわけでもなく、保育士を希望する学生はすべて島外の保育士養成学校へ進学し、卒業後は学校近くの保育施設や都会の保育施設へ従事する学生が多く、島内に帰ってくる学生は年に1名いるかいないかの状況であったため、本町としては「子育て支援員研修」の実施や、「保育士資格取得のための旅費助成事業」、「保育士等奨学金制度」の創設などを行い、保育人材確保に努めました。

その結果として、約90名の子育て支援員の育成（うち47名が現在児童福祉施設で勤務）と、その中から保育士資格を取得した方も昨年度から少しずつ出ており、また、奨学金を創設したことにより、卒業後、島内に戻って保育士として頑張る新たな保育士の確保も少しずつですが出来るようになってきました。

#### 4. 国における配置基準の改善と「誰でも通園制度」開始における今後の課題

そのような中、本年4月から新たに「子ども家庭庁」が設立され、岸田政権の目玉政策の1つとして、「異次元の少子化対策」が打ち出され、その中には、「保育士の配置基準の改善」と「誰でも通園制度」の2024（令和6）年度からの開始という2つの制度も盛り込まれました。

皆さんももちろんご存じだとは思いますが、改めてこの2つについて記載すると、まず保育士の配置基準の改善は、1歳児の現行の保育士配置基準の6：1を5：1に、4・5歳児の配置基準の30：1を25：1にした施設へ運営費（公定価格の中での加算）を増額するというもので、実際に、今すぐに保育士定数が見直しになるわけではありません。

また、現行制度上では保育の必要性の認定がなければ保育園等には通園することはできませんが、2023（令和5）年度からモデル事業としてスタートする「誰でも通園制度」が本格的に実施されると、保護者が働いているかどうか等に関係なく生後3か月以上の未就園児を週2回までは保育施設へ預けることが可能となります。

この2つに共通する大きな課題としては、今までも保育士確保で苦慮していた離島や過疎地域だけでなく、多くの地域でより一層保育士確保が難しくなるということです。

これに関して言えば、詳しい説明を書かなくとも、保育園で働いている方や保育行政に携わっている人ならわかると思いますが、例えば「誰でも通園制度」にしても、配置基準ギリギリしか保育士がいないのでうちの市区町村では実施は出来ませんと言えればいいのですが、国の制度として始まるならどの市区町村も最終的にやらざるを得ないということです。

そうすると、仮に保育士がギリギリの場合、「誰でも通園制度」を実施するために保育所の利用定員を減らさないといけない等、通常入園している児童への影響も出てくる可能性や、保育士の確保のために他地域や他施設よりも高い給与水準や福利厚生を充実させるなどの措置を行い、保育士の確保を行うということに繋がります。

そうすると施設間や地域間での保育士の奪い合いが始まり、徳之島町のような離島地域の公定価格の低い地域（その他地域）ではなく、都市部の公定価格が高く（20/100地域）、新たな配置基準改善をしやすい地域に保育人材が一極集中してしまうという可能性もあります。

#### 5. 最後に

ここに書いてあるものは、あくまでも可能性ではありますが、どの施設においても実際に保育士確保が必要となることは間違いなく、そのためには、公も民もなく、施設と行政が一体となり、必要な要望を国へ届けなければなりません。

それぞれの地域で、子どもたちの健やかな成長をしっかりとした環境で見守ることができるよう、より一層仲間の連帯を強めながら共にがんばりましょう。

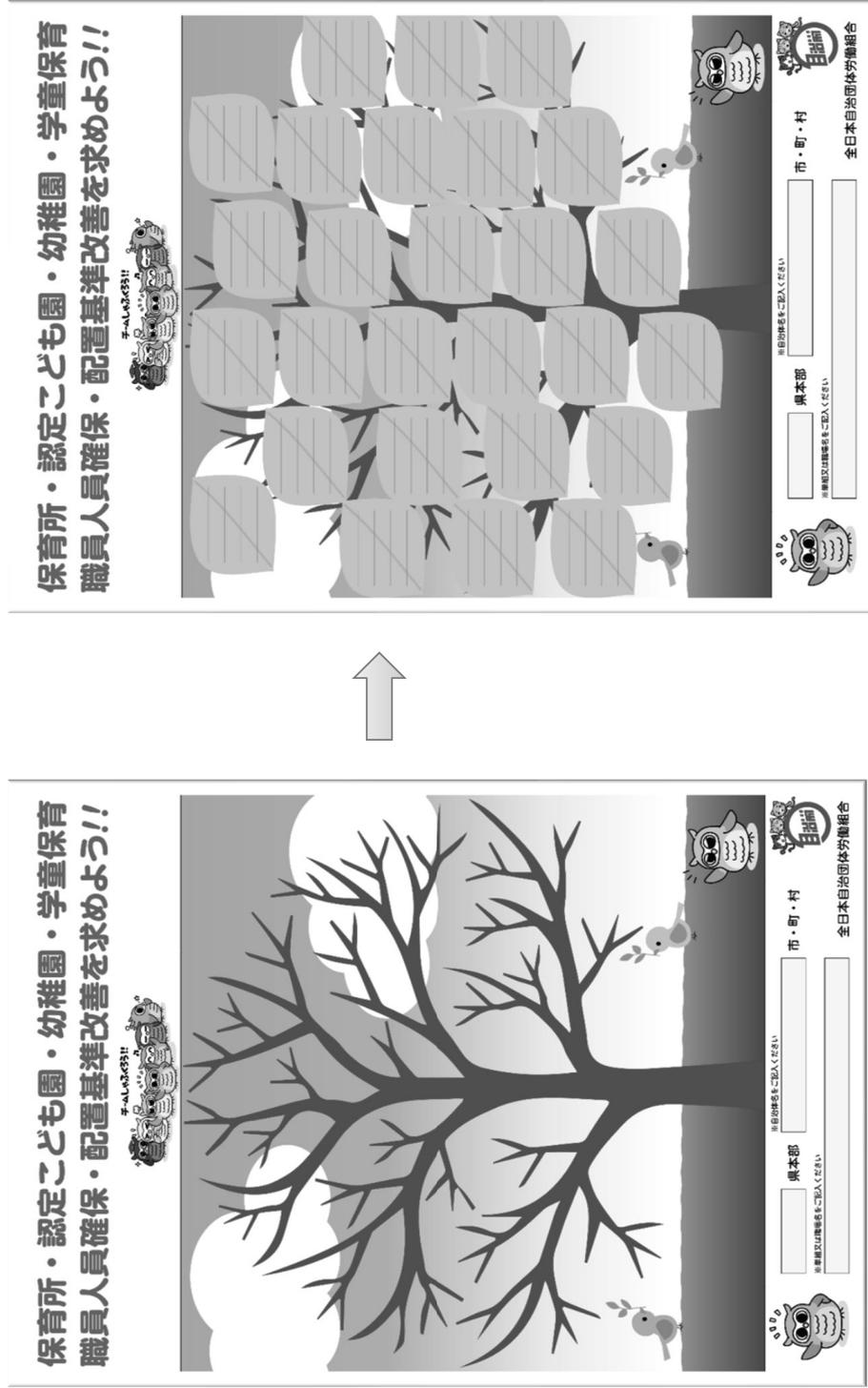
## V 参 考 资 料



1. 保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組み報告（第1次）

## 職員配置基準改善に向けた取り組み

- ◇ 「配置基準改善シート」に職場の困りごと、変えていきたいこと等を記した「改善ひと言シール」を貼付



本部、県本部、単組で回収。シートは議員との意見交換等、広く活用予定

## 2023職場の人員確保・配置基準改善シート・シール取り組み報告

2023. 7. 18

7/18第1次集約： 24県本部73単組  
意見交換→27県議・市議・町議、1市長

	県本部	シート枚数	写真枚数	実施時期	会議名	意見交換対応者
1	山形	2		6月	2023山形県本部保育集会	
2	群馬	1		6月	県本部保育集会	
3	栃木	2		6月	下野市職労	
4	埼玉		12	6月	県本部	
5	神奈川	2			県本部	
6	神奈川	2			川崎市職労	
7	神奈川	2			平塚市職労	
8	富山	1		6月	県本部	
9	静岡	6	2	6月	6月沼津市保設部会にて改善シート作成、県本部ども部会意見交換	杉山あつし 静岡県議
10	静岡	1			菊川市職	
11	愛知	2			豊田市職労連	
12	愛知	2			岡崎市職	
13	愛知	1			豊山町職労・常滑市職連・日進連帯会議	
14	三重	1	2	6月	津市職意見交換会	岩脇圭一 津市議
15	三重	1	1	7月	松坂市職意見交換	中島清晴 松坂市議
16	三重	1			亀山市職	
17	三重		2	7月	志摩市職意見交換	橋爪政吉 志摩市長
18	三重	1			朝日町職	
19	三重	1	1		名張市職労	
20	三重	1			鈴鹿市職労	
21	三重	1			鳥羽市職	
22	三重	1	2		伊賀市職労	
23	三重	1			いなべ市職労	
24	京都	5			自治労京都市職、京田辺市職、八幡市職労	
25	奈良	2	2		県本部	
26	和歌山		1	7月	県本部	
27	大阪	1			摂津市職	
28	大阪	2	3	6月	高槻市職労意見交換	吉田きんじ 高槻市議
29	大阪	2	3	6月	高槻市学童保育指導員組合	吉田きんじ 高槻市議
30	大阪	2	3	7月	枚方市職員関係労働組合留守家庭児童会室部会意見交換	奥野みか 枚方市議
31	大阪	3	4	7月	大阪市職、大阪市従 大阪市市議員との意見交換	自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団 荒木肇・須藤奨太 公明党大阪市議員団 西徳人・西崎照明 自由民主党・市民とつながる・くらしが第一大阪 市議員団 太田勝己・武直樹
32	兵庫		1	6月	県本部	
33	広島	1			府中市職労	
34	広島	1			三次市職労	
35	広島	1			東広島市職労	

36	広島	9	4		尾道市職労	尾道市議（組織内議員）
37	鳥取	4	1	7月	県本部第11回保育集会	
38	山口	5		6月	中国地連保育・福祉集会	
39	香川	6	5	7月	県本部組織内及び推薦議員との意見交換会（11単組30人）【オリジナルシートあり】	組織内議員8人、推薦議員6人、立憲1人
40	愛媛	3	1	7月	県本部保育部会	
41	福岡	1			中間市職労	
42	福岡	1			宮若市職労	
43	福岡	1			鞍手町職労	
44	福岡	1			豊前市職労	
45	福岡	1			築上町職労	
46	福岡	1			田川市職労	
47	福岡	1			志免町職労	
48	福岡	1			筑紫野市職労	
49	福岡	1			大野城市職労	
50	福岡	3			久留米市労連	
51	福岡	1			大川市職労	
52	福岡	1			八女市職労	
53	福岡	1			筑後市職労	
54	福岡	1			筑前町職労	
55	福岡	1			小郡市職労	
56	福岡	1			大木町職労	
57	福岡	1			うきは市職労	
58	福岡	1			桂川町職労	
59	福岡	1			那珂川市職労	
60	佐賀	1	1		県本部保育部会	
61	佐賀	1			基山町職労	
62	佐賀	1			有田町職労	
63	佐賀	1			鳥栖市職労	
64	佐賀	1			吉野ヶ里町職	
65	佐賀	1			大町町職	
66	佐賀	1			みやき町職労	
67	佐賀	1			佐賀市職労	
68	佐賀	1			神埼市職労	
69	大分	2		7月	県本部保育所部会・幼稚園部会	
70	宮崎	3	1	6月	県本部	
71	沖縄	1	1	5月	九州地連社福評議会第2回幹事会保育部会	
72	沖縄	2	2		宜野湾市職労	
73	沖縄	1			沖縄市職労【オリジナルシートあり】	

合計 119 55

【職場の人員確保・配置基準改善 意見交換の取り組み】7/18 第1次集約

<静岡県本部>



<三重県本部>



<三重県本部>



<三重県本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<広島県本部>



<香川県本部>



<香川県本部>



<資料2>

国の配置基準改善に向けた意見書可決議会一覧

	都道府県	自治体	時期	対象
1	北海道	旭川市	2022年	ケア労働者
2		登別市	2022年	ケア労働者
3		歌志内市	2022年	ケア労働者
4	青森	八戸市	2023年	保育士
5	岩手	久慈市	2023年	保育士
6	福島県	喜多方市	2021年	
7		福島市	2018年	
8		南相馬市	2018年	
9		伊達市	2018年	
10		福島市	2023年	保育士
11	群馬県	前橋市	2022年	
12		沼田市	2020年	
13	埼玉県	新座市	2022年	保育士
14		春日部市	2022年	
15		秩父市	2022年	
16		富士見市	2022年	保育士
17		吉川市	2022年	保育士
18		埼玉県	2023年	保育士
19		八潮市	2023年	保育士
20		鴻巣市	2023年	保育士
21		上尾市	2023年	保育士
22		桶川市	2023年	保育の確保
23	東京都	武蔵野市	2021年	
24		三鷹市	2021年	
25		小金井市	2021年	
26		中野区	2023年	保育士
27		東大和市	2023年	保育士
28		墨田区	2023年	保育環境の充実
29		立川市	2023年	保育所等保育施設職員
30	千葉県	流山市	2022年	保育士
31		柏市	2022年	保育士
32		市川市	2023年	保育士
33	神奈川県	鎌倉市	2022年	保育士

34		大和市	2023年	保育士
35		相模原市	2023年	保育士
36		座間市	2023年	保育士
37	石川県	小松市	2022年	
38		加賀市	2022年	
39		金沢市	2022年	
40	福井県	越前市	2022年	
41	静岡県	伊東市	2023年	保育士
42	愛知県	知立市	2022年	保育士
43		安城市	2022年	保育士
44		春日井市	2022年	保育士
45	三重県	三重県	2023年	保育士
46	滋賀県	守山市	2022年	保育士
47		栗東市	2023年	ケア労働者
48		草津市	2023年	保育士、福祉・介護
49	京都府	京田辺市	2022年	保育士
50		京都市	2022年	
51		長岡京市	2023年	保育士
52	京都府	亀岡市	2023年	保育士
53	奈良県	奈良市	2022年	
54		大和高田市	2022年	
55		大和郡山市	2022年	
56		天理市	2022年	
57	和歌山県	橋本市	2023年	保育士
58	大阪府	吹田市	2022年	保育士
59	兵庫県	伊丹市	2022年	
60		高砂市	2022年	
61		西脇市	2021年	
62		川西市	2021年	社会福祉事業職員
63		伊丹市	2023年	保育士
64	広島県	広島市	2022年	
65		広島市	2023年	保育士
66		尾道市	2022年	全てのケア労働者
67	鳥取県	倉吉市	2021年	保育士
68		鳥取市	2022年	保育士
69		鳥取市	2023年	保育士
70		境港市	2023年	保育士
71		松江市	2023年	保育士
72		倉吉市	2023年	

73		八頭町	2023年	保育所等保育施設の職員
74		智頭町	2023年	
75		三朝町	2023年	
76		琴浦町	2023年	
77		南部町	2023年	
78		日吉津村	2023年	
79		江府町	2023年	保育所等保育施設の職員
80	高知県	須崎市	2021年	
81		南国市	2022年	保育士
82	福岡県	直方市	2022年	
83		大牟田市	2022年	
84		福岡市	2023年	保育士
85		中間市	2023年	保育士
86		宗像市	2023年	保育士
87	沖縄県	那覇市	2023年	保育士

※意見書採択自治体は、すべての議会を調査していないため、記載もれの場合があります。

## 保育所等保育施設の職員配置基準及び処遇の改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育所等保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。

保育施設での重大事故は、保育士等職員の人員不足が原因の一つとして起きたこともあります。

保育所の待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、一般的に給与水準が他業種より低く、業務量の多さに比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士等職員の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上のために、精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

保育施設の職員配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善し、また、保育士等職員の処遇を改善すべく、政府に対し次の通り求めます。

### 記

- 1 保育施設の職員配置基準を改善すること。
- 2 保育所等保育施設で働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育所等保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年6月 26 日

立川市議会  
議長 木原 宏

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	

広島市議会議長名

### 保育士の配置基準の見直しを求める意見書案

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

保育現場では、それぞれの保育士が、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、懸命に取り組んでいますが、近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化、多様化しており、より一層保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められています。

一方で、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

こうした中、国は保育士の配置基準を長年見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にあることから、保育サービスの担い手を確保するために、保育士の配置基準の見直しを行う必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

### 記

1. 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。
2. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 1 6 日

鳥取県日野郡江府町議会

《役\_\_職》

《名\_\_前》

(別紙)

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書



子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

記

- 1 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2023年6月20日

鳥取県八頭郡八頭町議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	松本剛明	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
文部科学大臣	永岡桂子	様
内閣府特命担当大臣	小倉将信	様

(こども政策、少子化対策)

自治労発2023第0519号  
2023年4月25日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳  
(総合政治政策局 社会福祉評議会)

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択について (6月議会、9月議会、12月議会)

日頃の取り組みに敬意を表します。

保育所等を利用する児童の数は、273万人で前年比1.2万人の減少となっていますが、フルタイムの共働き世帯割合の増加や女性就業率の上昇など、今後の保育ニーズは、再び増加する可能性があると考えられています。

一方、待機児童数の解消に向け、保育所等で働く保育士数は、年々増加しているものの、保育士資格を有しながら保育所等で働いていない保育士も数多く存在しています。

厚生労働省「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者意識調査」(2013年)によると、保育士として就業を希望しない理由は、「賃金が希望と合わない」(47.5%)、「責任の重さ・事故への不安」(40.0%)との回答がされるなど、保育士が働く職場の環境改善は、喫緊の課題となっています。

そうした中で、公立・私立に関わらず、保育施設での子どもの死亡事故が発生していることから、子どもの命と安全を守るために、より一層、保育施設での安全対策が求められています。

しかし、保育施設の保育士配置は、OECD先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子どもの保育を行わなければならない基準となっています。とりわけ、公立保育所は、医療的ケア児や障害児、外国籍等の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて、公立保育所として地域のニーズに対応する責務も担うなど、保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。

つきましては、社会福祉評議会は、長年改善されてこなかった保育施設の職員配置基準改善を求めて、地方議会に対する意見書採択の取り組みを行うことといたしました。

お忙しいところ申し訳ありませんが、本部モデル案を送付いたしますので、下記の通り、取り組みをお願いいたします。

意見書採択の取り組み実施時期については、6月議会、9月議会、12月議会を設定しておりますので、それぞれの県本部・単組において、可能な時期に対応頂ければ結構です。

なお、2024年度の地方財政計画・地方交付税総額の確保をめざして、別途、6月議会における意見書採択の取り組みを要請しておりますので(<https://remote2.cybozu.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/dm/view?did=252791&br=1>)、可能な県本部・単組については、連携した取り組みをお願いいたします。

また、類似の内容の意見書採択にすでに取り組まれている場合は、意見書PDFデータを提出いただくよう、お願いいたします(別紙1記載の自治体を除く)。

### 1. 意見書採択について

(1)実施時期 2023年6月議会、9月議会、12月議会

(2)実施方法 地方自治法第99条の規定により意見書提出をお願いします。

(3)実施単位 各都道府県議会、各市区町村議会

※すでに51の県・市・区議会で意見書採択に取り組まれていることを、本部で把握しています。別紙にて、ご参照ください(別紙1)。

(4)意見書 別紙モデル案(別紙2)を参考に、各自治体の実情に合わせて、作成をお願いします。

地方自治法99条の規定による場合、意見書の提出先は、衆議院、参議院、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、

少子化対策)とします。

(5)参考資料 参考として、モデル意見書に簡単な解説を付けた説明資料(別紙3)も添付します。

(6)第1次集約 第1次集約は、7月14日(金)までをお願いします。  
集約結果について、7月29~30日の保育集会にて報告します。

(6)集約方法 意見書は県本部で集約し、集約結果について登録をお願いします。  
なお、登録にあたっては、6月議会で取り組まれた結果だけではなく、今後、採択予定(9月議会、12月議会)や検討中の場合についても、報告をお願いします。  
第2次以降の集約については、今後、対応を検討します。  
取り組み結果については、下記URL<集約結果>に登録をお願いします。  
また、意見書データは、Word文書もしくはPDFデータにて添付をお願いします。

<https://jichiro.cybozu.com/k/566/>

2. その他 第2次以降の集約については、今後、対応を検討します。

3. 問合せ 自治労本部社会福祉評議会(門崎・会田)  
TEL:03-3263-0261

別紙1 議会意見書可決自治体一覧.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

別紙2 自治体意見書モデル案.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

別紙3 保育施設の職員配置基準改善解説 .docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

以上

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める

### 意見書（モデル案）

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

### 記

一 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。

一 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

一 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2023 年○月○日都道府県議会 又は 市町村議会

## 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書解説

### 1 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。

日本の保育士の配置基準は、OECD 先進国の配置基準を大きく下回っています。

保育士の配置基準は、乳児については、他の先進国の基準に並ぶ「3人」の配置がとられていますが、「1歳以上」の基準でみると、他国の配置基準を大きく下回っています。政府は、4～5歳児の配置基準を「25人ごとに1人」に改めるとの検討を行っていますが、各国の基準と比べると、まだ不十分な水準であることがわかります。安心で安全な保育を提供するためにも、早急な配置基準の改善が必要です。

保育士の配置基準（保育士1人で見られる子どもの人数）2022年11/10東京新聞より引用

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人	3人	歩けない子 5人、 歩ける子8人	6人
1歳	6人	（1歳半以 降は5人）	4人		
2歳	6人				
3歳	20人	7人	13人	15人	13人
4歳	30人	8人			
5歳	30人	9人			

※日本は現在の基準。日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書より

また、学童保育については、1クラスの子どもの人数は40人のままで、児童一人あたりの利用面積は1.65㎡（およそ畳1畳分）となっています。学童保育は、子どもの放課後の大切な生活・成長の場であり、「子どもたちのためになっているのか」という視点から、早急に基準を見直すことが必要です。

いま、小学校は35人学級に見直しが見直しがされていますが、学童保育の人数は40人のままで、在籍数ではなく出席率で設定されています。そのため、一部の学童保育では、放課後の児童の受け皿として、過密な状況を避けることができない状況です。そうした中、子どもたちに、豊かな放課後、居場所を提供できるかどうかは、放課後児童支援員の存在にかかっています。

しかしながら、放課後児童支援員は非正規職員が多く、低賃金であるがゆえに人員確保が困難という悪循環に陥っています。放課後児童クラブに入りたくても入れない子どもたちの増加傾向も社会問題化しており、学童保育に子どもを預けたいという親の期待とは、大きく乖離した状況になっています。

## 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

公立保育所では、会計年度任用職員の比率が5割を超えています。また、放課後児童支援員については、非正規職員が7割に達しており、正規職員でみても6割が400万円未満で、責任に見合った賃金とはなっていません。

公立保育所の保育士については、自治労「2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査結果」によると、会計年度任用職員の割合が53%となっています。また、任用時の月給は、フルタイムであっても17.5万円にとどまっています。任用期間の上限については、「上限はもうけていない」が34.7%と最も多く、次いで「3年」が26.3%となっています。

また、放課後児童クラブ（学童保育）職員については、自治労「2020年度放課後児童クラブ・児童館実態調査」によると、公設公営の職員を除き、正規職員であっても、100～200万円未満が22.5%と最も多く、全体の約6割が400万円未満となっています。非正規職員については、20～30時間未満で働く職員が最も多く（30.8%）、賃金も全体の約6割が200万円未満となっています。

このような低賃金で雇用されていることもあって、放課後児童クラブを設置している単組のうち、7割の単組が「募集をしても人が集まらない」と回答しています。

子どもの最善の利益や保護者を支えることを最優先に考えて日々業務にあたっている保育士や放課後児童支援員の処遇改善が進まず、人員不足で疲弊し、離職してしまうことのないよう、保育所や学童保育職場の魅力を高め、処遇や労働条件の向上に取り組むことが重要です。

少子化や保育施設の老朽化によって、一部の地域では、閉園を余儀なくされる公立保育園も出てきています。地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう、十分な財源保障が必要です。

2022年度の社会保障給付費は131.1兆円、そのうち子ども・子育て関連の支出額（家族支出：子どもや一人親を対象として現金給付、産前産後の休業補償、就学前教育・保育や児童養護をはじめとした現物給付）は9.7兆円で、社会保障給付全体の7.4%と推計されています。対GDP比で諸外国と比較しても1.7%で、欧州諸国の3%に比べてまだ不十分です。

保育所等を利用する子どもの人数は273万人で、利用率は、全年齢平均の50.9%と就学前児童数の過半数を占めています。

子ども・子育てへの給付は、未来への投資です。子どもたちに安心安全で豊かな育

ちを保障し、保育士等が誇りと充実感を持って働くことができる労働環境を実現するためにも、十分な財源保障が必要です。

### 3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」です。

3歳児の配置についても、保育士の人員不足のため、「15：1」となっていない保育所が少なくありません。

自治労が2021年に実施した「3歳児の職員配置に関する実態調査結果」によると、保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」が19%、「書類作成の業務が多いこと」が13%です。その他の回答には、「正規保育士を募集しても応募がない」、「会計年度任用職員の募集をしても、給料が低いため、応募がない」、「正規職員が足りないため、会計年度任用職員をクラス担任に充てている」、「休暇が取得しにくい」、「休憩が取りにくい」、「代替保育士の確保ができない」などの意見が出ています。

また、3歳児の配置が「15：1」になっていない理由についても、4割が「保育士の人員不足のため」と回答しています。

未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、保育施設の担い手の確保が不可欠です。

保育関係予算を増額し、保育士配置基準の引上げと処遇の改善によって、保育士、放課後児童支援員等を増員することが必要です。

保育施設の保育士配置は、OECD先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子どもを保育を行わなければならない基準となっています。とりわけ、公立保育所は、医療的ケア児や障害児、外国籍の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて、公立保育所として地域のニーズに対応する責務も担っており、保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。

保育事故を防止し、子どもの育ちを保障するためにも、保育職場の人員確保の速やかな実施が必要です。

## 【参考】

### 保育所における人員の最低基準についての自治労案（2009年）

保育所における人員の最低基準についての自治労案	
2009.7.31	
児童福祉施設最低基準第33条（現行）	自治労案
<p>保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>保育所には、保育士、調理員及び嘱託医を置かなければならない。</p> <p>保育士の数は、0歳児2人につき1人以上、満1歳児4人につき1人以上、満2歳児6人につき1人以上、満3歳児12人につき1人以上、満4歳以上の幼児20人につき1人以上とする。この基準に基づき年齢別保育士配置人数を算出し、小数点以下については切り上げとする。</p> <p>ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>
<p>《自治労案の考え方》</p> <p>3歳未満児については、特に個別の関わりが重要な時期。また運動機能の発達、自我の育ち、行動範囲の広がりなど成長発達が著しく、差が大きいため、0歳、1歳、2歳と別々に考える必要がある。食事、排泄の介助、移動時など、余裕をもって行えるよう発達過程に見合った人員配置が必要。また子どもの安全確保の面から、例えば1歳児12人のグループを想定した場合、排泄介助や外からの入室時など、子どもの動き、流れに合わせて必要となる配置は最低3人。</p> <p>3歳児については集団経験の差や身辺の自立度など個人差も大きく、20：1では個々への対応ができないことは保育現場では周知の事実。複数担任を基本とすべきであり、少なくとも12：1への改善が求められる。</p> <p>もともと30人を基本として考えられた幼児の保育士数は幼稚園を基本としているが、保育所が長時間の生活の場であることを踏まえ、グループ規模の縮小の検討も課題である。</p>	
<p>※上記自治労案は、2009年7月、自治労社会福祉評議会保育部会において検討した結果であり、今後、必要に応じて更新する予定。</p>	

## 2023 年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」調査結果

(未定稿)

2023 年 7 月

自治労本部社会福祉評議会

### I 調査概要

1. 調査目的 保育所等において発生する事故は、職員の人員不足が要因となっている場合が多いことから、保育所・学童保育等職場における人員不足の課題を明らかにするため、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例や職員の人員不足の影響を把握し、今後の職員配置改善の取り組みの参考とする。

2. 調査対象 自治労に加盟している市区町村の保育所・学童保育等職場

回答者：自治労各県本部保育部会等に所属する組合員  
(保育士、調理員、放課後児童支援員等)

3. 調査方法 グーグルフォームで実施

4. 調査期間 2023 年 4 月 24 日～5 月 31 日 (調査基準日：4 月 1 日)

5. 回答者数 8,296 人 (43 県本部)

6. 調査項目 (1) 職場全体の人員配置の問題  
(2) 職員の人員不足を要因とした「ヒヤリハット」経験  
(3) 「ヒヤリハット」経験の時間帯や発生した行動内容  
(4) 事故を防ぐために講じた対策について  
(5) 職員の人員不足を要因として、できなくなった日常業務や行事  
(6) 職員配置基準が改善されたらできるようになること  
(7) 平日・土曜・一日保育の勤務中、休憩時間の取得状況  
(8) 職場で課題となっていること

※構成比は、少数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 にはなりません。

## 「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」結果のポイント

### ◆回答者の属性◆

- 回答者の所属する職場は、「保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」が多い。
- 回答者の職種は、「保育士」が最も多く、次いで「教諭」「調理員」「放課後児童支援員」が多い。

### ◆調査結果◆

- 職場全体の人員配置について、「問題がある」は7割、「問題がない」は2割。  
職員の人員配置の問題については、「人が足りない」が77%、「配置基準がそもそも問題」は49%、「非正規の職員が多い」は41%。
- 職員の人員不足を要因にした「ヒヤリハット」経験は、「ある」が54%、「ない」が45%。  
他の職員の「ヒヤリハット」を見聞きした割合は、「ある」が51%、「ない」が48%とほぼ同じ割合。
- 「ヒヤリハット」経験の時間帯は、「10：00～11：30」が53%、「8：30～10：00」が45%、「16：00～17：30」が38%。発生した行動内容については、「午前保育中」が55%、「外遊び」が42%、「夕方保育」が39%。  
発生した時間帯は、「午前中」「夕方」、行動内容は、「外遊び」「夕方保育」に集中している。
- 子どもの人数が比較的少ない「早朝」「夜間」の時間帯においても、2割の「ヒヤリハット」経験があった。
- 事故を防ぐための対策については、「こどもへの見守り」「職員の人員配置・確保」「職員間の連携」「支援が必要な子どもに職員を配置する」との回答が多かった。
- 職員の人員不足を要因にできなくなった日常業務や行事の有無については、「ない」が6割、「ある」が3割。  
できなくなった日常業務や行事は、「事務作業」「製作活動」「園外活動」が多い。
- 職員配置基準が改善されたらできるようになることの有無は、「ある」が7割、「ない」が2割。  
できるようになることは、「個別の対応、一人ひとりに合わせた保育」「質の高い保育」「時間内での事務作業」「休憩時間」「持ち帰り仕事の削減」「いろいろな遊びの経験」「園外活動」が多い。
- 平日の勤務中の休憩時間については、「0～15分未満」が6割で、そのうち全く取れないが、2割弱。

○土曜の勤務中の休憩時間については、「0～15分未満」が3割で、そのうち全く取れないが、2割弱。

○学童保育職場において、夏休み期間等の1日保育の休憩時間については、「0～15分未満」が5割で、そのうち全く取れないが、4割となっている。

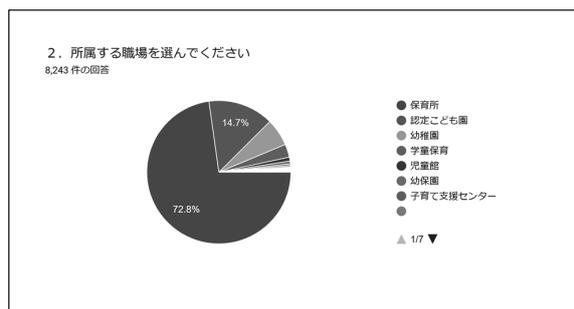
○保育職場で課題となっていることは、「書類作成の義務が多いこと」「人員不足」が66%で最も多く、次いで「正規職員の負担が大きい」が多い(55%)。その他の課題については、「休暇が取得できない」が33%、「残業が多い」が28%、「長時間労働」「職員間で話をする時間がない」が27%、「シフトが組みにくいこと」が21%、「不払い残業がある」が18%、「非正規職員の処遇改善」「正規職員の新規採用がないこと」が17%。

## Ⅱ 調査結果

### 1. 回答者の属性

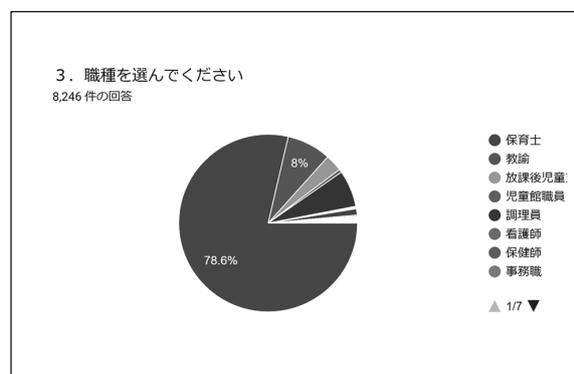
#### (1) 所属する職場

・ 保育所	6,000人 (72.8%)
・ 認定こども園	1,212人 (14.7%)
・ 幼稚園	509人 (6.2%)
・ 学童保育	244人 (3.0%)
・ 児童館	72人 (0.9%)
・ その他	206人 (2.5%)
	計：8,243人



#### (2) 職種

・ 保育士	6,483人 (78.6%)
・ 教諭	658人 (8.0%)
・ 調理員	550人 (6.7%)
・ 放課後児童支援員	254人 (3.1%)
・ 保育教諭	94人 (1.1%)
・ 児童館職員	49人 (0.6%)
・ 事務職	17人 (0.2%)
・ 栄養士	16人 (0.2%)
・ 看護師	15人 (0.2%)
・ その他	110人 (1.3%)
	計：8,246人

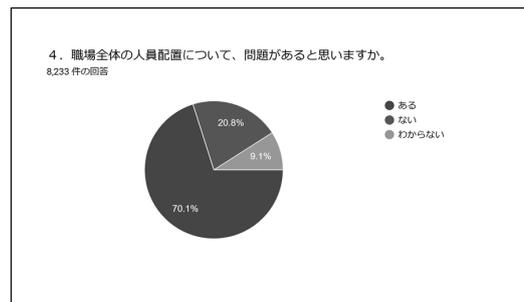


## 2. 調査結果

### (1) 職場全体の人員配置の問題

問1-1 職場全体の人員配置について、問題があると思いますか。

・ある	5,773人 (70.1%)
・ない	1,713人 (20.8%)
・わからない	747人 (9.1%)
	計：8,233人 (100%)



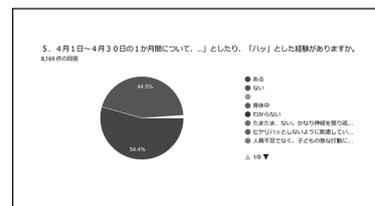
問1-2 「ある」と回答された方にお聞きします。職員の人員配置について、どのような問題があると思いますか、あてはまる回答を選択してください（複数選択）。

・人が足りない	4,529人 (77.2%)
・配置基準がそもそも問題	2,856人 (48.7%)
・非正規の職員が多い	2,421人 (41.3%)
・非正規職員の年齢構成が高齢者に偏っている	853人 (14.5%)
・経験の浅い職員が多い	581人 (9.9%)
・その他	222人 (3.7%)
	計：5,868人 ※複数選択

### (2) 職員の人員不足を要因とした「ヒヤリハット」経験

問2-1 4月1日～4月30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした経験がありますか。

・ある	4,449人 (54.4%)
・ない	3,636人 (44.5%)
・その他	90人 (1.1%)
	計：8,169人



問2-2 4月1日～30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、他の職員が「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたところを見聞きしたことがありますか。

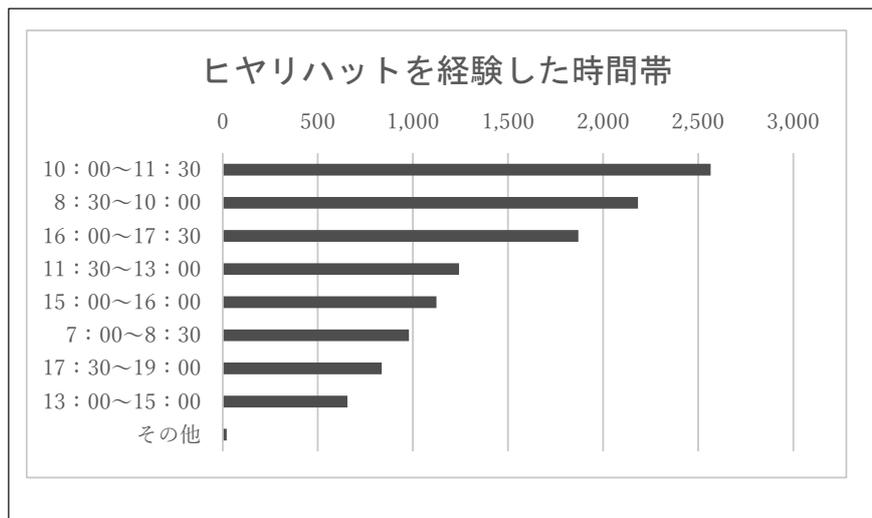
- ・ある 3,911人 (51.3%)
  - ・ない 3,642人 (47.7%)
  - ・その他 28人 (0.4%)
- 計：7,628人

(3) 「ヒヤリハット」経験の時間帯や発生した行動内容

問3-1 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。

あてはまる時間帯を選択してください(複数選択)。

- ・10：00～11：30 2,566人 (52.7%)
  - ・8：30～10：00 2,184人 (44.9%)
  - ・16：00～17：30 1,870人 (38.4%)
  - ・11：30～13：00 1,243人 (25.5%)
  - ・15：00～16：00 1,124人 (23.1%)
  - ・7：00～8：30 979人 (20.1%)
  - ・17：30～19：00 836人 (17.2%)
  - ・13：00～15：00 656人 (13.5%)
  - ・その他 21人 (0.4%)
- 計：4,869人 ※複数選択



問3-2 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。

どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

・午前保育中	2,682人 (54.7%)
・外遊び	2,064人 (42.1%)
・夕方保育	1,893人 (38.6%)
・送迎時	1,127人 (23.0%)
・昼食時	939人 (19.2%)
・早朝時	906人 (18.5%)
・散歩時	494人 (10.1%)
・おやつ時間	331人 (6.8%)
・午睡時	181人 (3.7%)
・一時保育	38人 (0.8%)
・その他	108人
	計：4,902人 ※複数選択

問3-3 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞き

した経験がある方にお聞きします。あてはまる時間帯を選択してください（複数選択）。

・10：00～11：30	2,338人 (55.0%)
・8：30～10：00	1,804人 (42.4%)
・16：00～17：30	1,664人 (39.1%)
・11：30～13：00	1,049人 (24.7%)
・7：00～8：30	941人 (22.1%)
・15：00～16：00	915人 (21.5%)
・17：30～19：00	802人 (18.9%)
・13：00～15：00	777人 (13.6%)
・その他	30人 (0.7%)
	計：4,251人 ※複数選択

問3-4 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞き

した経験がある方にお聞きします。どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

・午前保育中	2,369人 (55.2%)
・夕方保育	1,742人 (40.6%)
・外遊び	1,698人 (39.6%)
・送迎時	1,035人 (24.1%)

・ 早朝時	932 人 (21.7%)
・ 昼食時	759 人 (17.7%)
・ 散歩時	382 人 (8.9%)
・ おやつ時間	322 人 (7.5%)
・ 午睡時	187 人 (4.4%)
・ 一時保育	48 人 (1.1%)
・ その他	9 人 + $\alpha$
	計 : 4,292 人 ※複数選択

(4) 事故を防ぐために講じた対策について

問4 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。どのような対策を講じることで事故を防ぐことができたか、具体的にお聞かせください。

【回答 : 3,070 人】

・ 子どもへの見守り	566 人
・ 職員の人員配置・確保、人を増やす	259 人
・ 職員間の連携・情報共有・声かけ	227 人
・ 支援が必要な子どもに職員を配置する	73 人

(5) 職員の人員不足を要因として、できなくなった日常業務や行事

問5-1 職員の人員不足を要因として、できなくなった日常業務や行事がありましたか。

・ ない	5,030 人 (63.6%)
・ ある	2,574 人 (32.6%)
・ その他	204 人 (2.6%)
	計 : 7,903 人

問5-2 「ある」と回答された方にお聞きします。具体的にお聞かせください。

【回答 : 88 人】

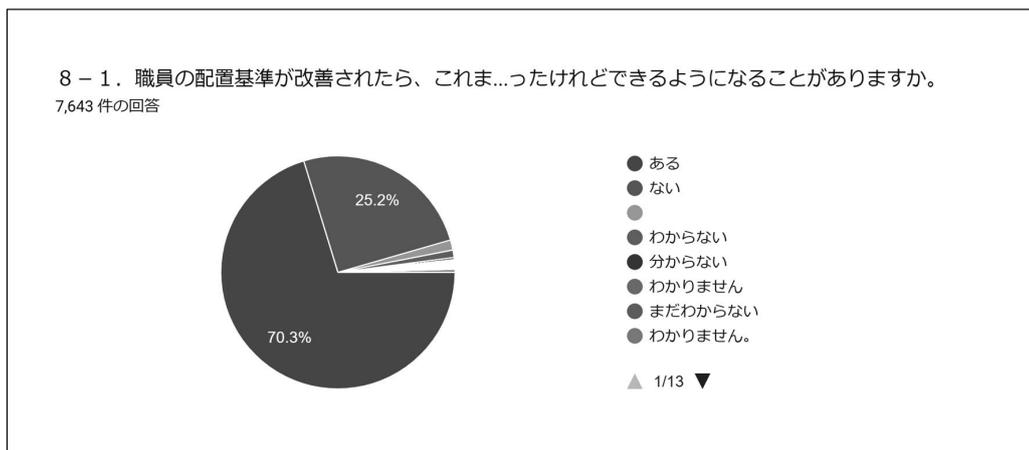
・ 事務作業	40 人
・ 製作活動・行事準備・行事・保育準備	24 人
・ 園外活動・プール・水遊び	20 人
・ 時間内に仕事が終わらない、休憩時間、トイレの時間、休み	17 人
・ 子どもの様子を十分に見ること、いろいろな遊びの経験、日々の保育	16 人

- ・ミーティングの時間・研修 9人
- ・消毒や掃除、片づけ 7人
- ・保護者との丁寧な連携 2人
- ・一時預かり保育の受け入れ 2人

(6) 職員配置基準が改善されたらできるようになること

問6-1 職員の配置基準が改善されたら、これまでできなかったけれどできるようになることがありますか。

- ・ある 5,372人 (70.3%)
  - ・ない 1,928人 (25.2%)
  - ・その他 249人 (3.3%)
- 計：7,643人



問6-2 「ある」と回答された方にお聞きします。具体的にお聞かせください。

【回答：112人】

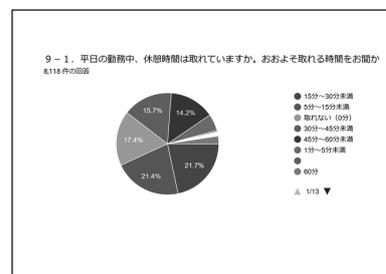
- ・個別の対応、一人ひとりに合わせた保育 39人
- ・質の高い保育、心の余裕がある保育 33人
- ・事務作業（時間内での） 16人
- ・休憩時間（昼食）、休暇 16人
- ・持ち帰り仕事の削減、仕事の分散 16人
- ・いろいろな遊びの経験、製作活動 15人
- ・園外活動（散歩、プール） 14人
- ・外部研修、保材研究、行事の準備、行事 13人
- ・消毒や掃除、部屋の環境設定、日常保育、保育準備 13人

- ・加配児童、配慮が必要な子へのフォロー 10人
  - ・子どもたちの命を安全に守る、こども主体の保育 7人
  - ・保護者との連携 4人
  - ・その他 3人
- (仕事を続けられる、時差出勤、保育士の得意なことを活かした保育)

(7) 平日・土曜・一日保育の勤務中、休憩時間の取得状況

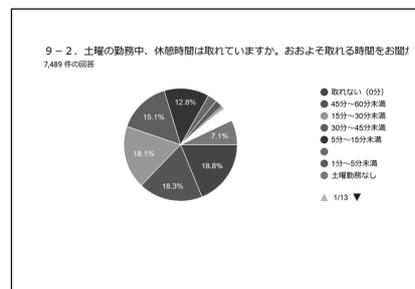
問7-1 平日の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

・ 15分～30分未満	1,761人 (21.7%)
・ 5分～15分未満	1,736人 (21.4%)
・ 取れない(0分)	1,414人 (17.4%)
・ 30分～45分未満	1,275人 (15.7%)
・ 45分～60分未満	1,154人 (14.2%)
・ 1分～5分未満	429人 (5.3%)
・ その他	243人 (3.0%)
	計：8,118人 (100%)



問7-2 土曜の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

・ 取れない(0分)	1,409人 (18.8%)
・ 45分～60分未満	1,374人 (18.3%)
・ 15分～30分未満	1,355人 (18.1%)
・ 30分～45分未満	1,130人 (15.1%)
・ 5分～15分未満	962人 (12.8%)
・ 1分～5分未満	154人 (2.1%)
・ その他	107人 (未定)
	計：7,489人 (3.0%)

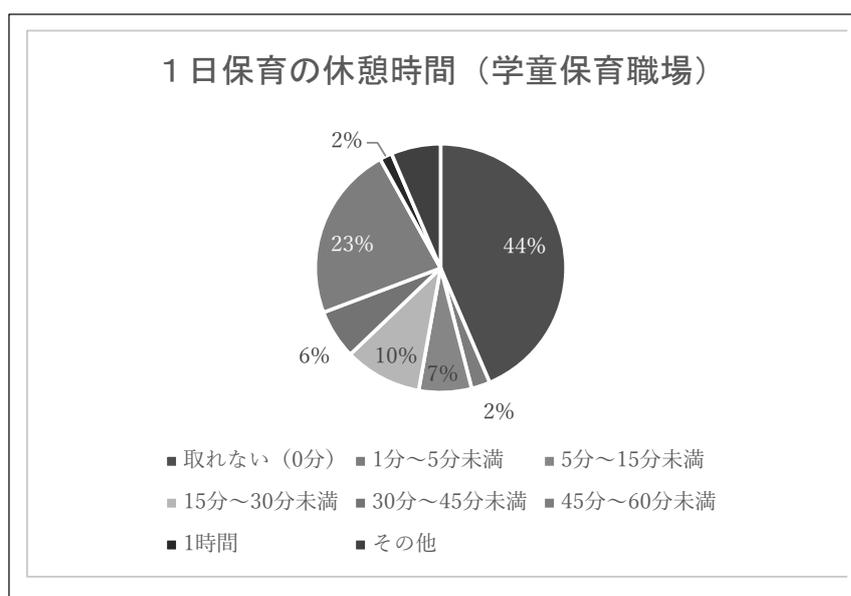


問7-3 学度保育職場の方にお聞きします。1日保育(夏休み等長期休み期間中)の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

※放課後児童支援員の回答を抜粋

・ 取れない(0分)	109人 (43.4%)
・ 1分～5分未満	6人 (2.4%)

・ 5分～15分未満	17人 (6.8%)
・ 15分～30分未満	25人 (10.0%)
・ 30分～45分未満	16人 (6.4%)
・ 45分～60分未満	14人 (5.6%)
・ 1時間	4人 (1.6%)
・ その他	16人 (6.4%)
	計：251人

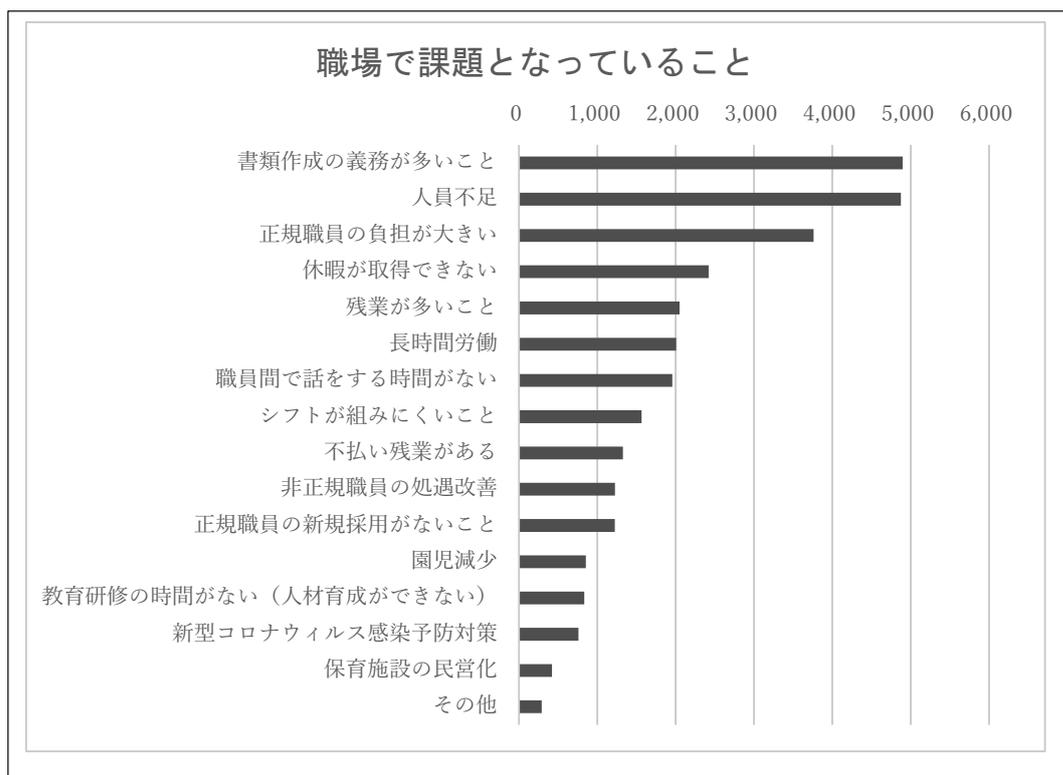


（8）職場で課題となっていること

問8 職場で課題となっていることは何ですか。あてはまるものにチェックを入れてください（複数選択）。

・ 書類作成の義務が多いこと	4,897人 (66.2%)
・ 人員不足	4,875人 (65.9%)
・ 正規職員の負担が大きい	3,761人 (50.8%)
・ 休暇が取得できない	2,421人 (32.7%)
・ 残業が多いこと	2,050人 (27.7%)
・ 長時間労働	2,008人 (27.1%)
・ 職員間で話をする時間がない	1,958人 (26.5%)
・ シフトが組みにくいこと	1,566人 (21.2%)
・ 不払い残業がある	1,328人 (18.0%)
・ 非正規職員の処遇改善	1,226人 (16.6%)

- ・ 正規職員の新規採用がないこと 1,223 人 (16.5%)
  - ・ 園児減少 854 人 (11.5%)
  - ・ 教育研修の時間がない (人材育成ができない) 833 人 (11.3%)
  - ・ 新型コロナウイルス感染予防対策 759 人 (10.3%)
  - ・ 保育施設の民営化 421 人 (5.7%)
  - ・ その他 290 人 (3.9%)
- 計：7,397 人 ※複数選択



2023 年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」調査結果  
2023 年 7 月 (未定稿)

全日本自治団体労働組合 (自治労)  
社会福祉評議会保育部会

# 自治労2023年度「保育所・学童 保育等職場のヒヤリハット調 査」

このたび、自治労では、保育所・学童保育等職場の人員不足による課題を明らかにするため、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例や職員の人員不足による影響等についての調査を実施します。

ご多忙の中、誠に恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

## 1. 1. 所属する県本部を選んでください

1つだけマークしてください。

- 北海道  
 青森  
 岩手  
 宮城  
 秋田  
 山形  
 福島  
 新潟  
 群馬  
 栃木  
 茨城  
 埼玉  
 東京  
 千葉  
 神奈川  
 山梨  
 長野  
 富山  
 石川  
 福井  
 静岡  
 愛知  
 岐阜  
 三重  
 滋賀  
 京都

- 奈良
- 和歌山
- 大阪
- 兵庫
- 岡山
- 広島
- 鳥取
- 島根
- 山口
- 香川
- 徳島
- 愛媛
- 高知
- 福岡
- 佐賀
- 長崎
- 大分
- 宮崎
- 熊本
- 鹿児島
- 沖縄

2. 所属する職場を選んでください

1つだけマークしてください。

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 学童保育
- 児童館
- その他: \_\_\_\_\_

3. 職種を選んでください

1つだけマークしてください。

- 保育士
- 教諭
- 放課後児童支援員
- 児童館職員
- 調理員
- 看護師
- 保健師
- 事務職
- その他: \_\_\_\_\_

4. 職場全体の人員配置について、問題があると思いますか。  
1つだけマークしてください。

ある  
 ない  
 わからない

5. 4-2. 「ある」と回答された方にお聞きします。職員の人員配置について、どのような問題があると思いますか。あてはまる回答を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

人が足りない  
 非正規の職員が多い  
 配置基準がそもそも問題  
 非正規職員の年齢構成が高齢者に偏っている  
 経験の浅い職員が多い  
 その他: \_\_\_\_\_

6. 5. 4月1日～4月30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、「ヒヤリ」としたり、「ハット」とした経験がありますか。

1つだけマークしてください。

ある  
 ない  
 その他: \_\_\_\_\_

7. 5-2. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。あてはまる時間帯を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

7:00～8:30  
 8:30～10:00  
 10:00～11:30  
 11:30～13:00  
 13:00～15:00  
 15:00～16:00  
 16:00～17:30  
 17:30～19:00  
 その他: \_\_\_\_\_

8. 5-3. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

早朝時  
 送迎時  
 午前保育中  
 昼食時  
 外遊び  
 午睡時  
 おやつ時間  
 散歩時  
 夕方保育  
 一時保育  
 その他: \_\_\_\_\_

9. 5-4. 4月1日～4月30日の1か月間について、職場で、職員の人員不足を要因に、他の職員が「ヒヤリ」としたり、「ハット」としたところを見聞きしたことがありますか。

1つだけマークしてください。

- ある
- ない
- その他: \_\_\_\_\_

10. 5-5. 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞きした経験がある方にお聞きします。あてはまる時間帯を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 7:00～8:30
- 8:30～10:00
- 10:00～11:30
- 11:30～13:00
- 13:00～15:00
- 15:00～16:00
- 16:00～17:30
- 17:30～19:00
- その他: \_\_\_\_\_

11. 5-6. 4月1日からの1か月間で、他の職員が「ヒヤリハット」したところを見聞きした経験がある方にお聞きします。どのような時に発生したか、具体的な行動内容を選択してください（複数選択）。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 早朝時
- 送迎時
- 午前保育中
- 昼食時
- 外遊び
- 午睡時
- おやつ時間
- 散歩時
- 夕方保育
- 一時保育
- その他: \_\_\_\_\_

12. 6. 4月1日からの1か月間で、「ヒヤリハット」経験がある方にお聞きします。どのような対策を講じることで事故を防ぐことができたか、具体的にお聞かせください。

---



---



---



---



---

13. 7-1. 職員の人員不足を要因として、できなくなった日常業務や行事などがありませんか。

1つだけマークしてください。

- ある
- ない
- その他: \_\_\_\_\_

14. 7-2. 「ある」と回答された方にお聞きます。具体的に聞かせください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

15. 8-1. 職員の配置基準が改善されたら、これまでできなかったことができるようになりますか。

1つだけマークしてください。

- ある
- ない
- その他: \_\_\_\_\_

16. 8-2. 「ある」と回答された方にお聞きます。具体的に聞かせください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

17. 9-1. 平日の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1つだけマークしてください。

- 取れない (0分)
- 1分~5分未満
- 5分~15分未満
- 15分~30分未満
- 30分~45分未満
- 45分~60分未満
- その他: \_\_\_\_\_

- 18。 9－2. 土曜の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1 つだけマークしてください。

- 取れない (0分)  
 1分～5分未満  
 5分～15分未満  
 15分～30分未満  
 30分～45分未満  
 45分～60分未満  
 その他: \_\_\_\_\_

- 19。 9－3. 学童保育職場の方にお聞きます。1日保育（夏休み等、長期休み期間中）の勤務中、休憩時間は取れていますか。おおよそ取れる時間をお聞かせください。

1 つだけマークしてください。

- 取れない (0分)  
 1分～5分未満  
 5分～15分未満  
 15分～30分未満  
 30分～45分未満  
 45分～60分未満  
 学童保育ではない  
 その他: \_\_\_\_\_

- 20。 10. 職場で課題となっていることは何ですか。あてはまるものにチェックを入れてください。

当てはまるものをすべて選択してください。

- 人員不足  
 書類作成の業務が多いこと  
 長時間労働  
 休暇が取得できない  
 新型コロナウイルス感染症予防対策  
 残業が多いこと  
 シフトが組みにくいこと  
 正規職員の負担が大き  
 正規職員の新規採用がないこと  
 保育施設の民営化  
 非正規職員の処遇改善  
 園児減少  
 職員間で話をする時間がない  
 不払い残業がある  
 教育研修の時間がない（人材育成ができない）  
 その他: \_\_\_\_\_

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

## 令和5年度 保育関係予算案の概要

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

757億円+619億円(※) (955億円)【旧厚生労働省予算】  
2兆1,118億円+1,283億円(※) (1兆9,965億円)【旧内閣府予算】

### 《保育関係予算案の主な内容》

#### 1 保育士の負担軽減

- 比較的規模の大きな保育所について、25:1の配置が実現可能となるよう、公定価格におけるチーム保育推進加算について、2人までの加配を可能とする拡充を行う。
- 保育体制強化事業について、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置(月額10万円)に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助(月額4.5万円)する。  
また、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者(キッズガード)の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。  
(\*)このほか、令和4年度第2次補正予算に計上した「保育所等におけるICT化推進等事業」において、業務のICT化等を行うためのシステム導入による業務の効率化を更に推進する。

#### 2 保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進する。

#### 3 保育人材確保のための総合的な対策

- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業について、人口減少地域における保育人材の確保に資するため、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。
- 修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大する。
- 保育環境改善等事業について、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助する。

### 《保育関係予算案の主な内容(続き)》

#### 4 多様な保育の充実

- 定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を創設する。
- 家庭支援推進保育事業について、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員(非常勤可)を1名配置することができるよう拡充する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

#### 5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援を行う。さらに、ベビシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

#### 6 子ども・子育て支援新制度の推進<一部再掲>

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

##### 【主な拡充内容】

##### ◇ チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。  
(※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

##### ◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

##### ◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

##### ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げと3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(令和4年度:半年分→令和5年度:12か月分)に必要な経費について計上する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

#### 7 認定こども園向け補助金の一元化<一部再掲>

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月閣議決定)に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

## 保育の受け皿整備

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

313億円+387億円(※) (482億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

### (1) 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金)【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 保育所整備事業・幼保連携型認定こども園整備事業・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)  
公立認定こども園整備事業・小規模保育整備事業・防音壁整備事業・防犯対策強化整備事業

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

### (2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業  
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(4)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円((7)60,840千円、(4)63,882千円) 等

②1事業所当たり 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) ④1施設当たり 32,448千円((4)35,490千円)

③1施設当たり 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) ⑤保育所で行う場合 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) 等

【補助割合】 ①~④ 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国:1/2、市区町村:1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

3

## 保育人材確保のための総合的な対策

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

307億円+133億円(※) (289億円)

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

### 《新規資格取得支援》

#### (1) 保育士資格取得支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

- 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)

代替職員経費 1人1日当たり 7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)

※支給対象期間:保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2

#### (2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】(保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均等)を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

令和5年度においては、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することに、1か所当たり年額265千円を補助

《拡充》従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「人口減少地域である過疎地や離島など(※)に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加することに265千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

【補助割合】 国:1/2、都道府県:1/2

4

**(3) 保育士試験追加実施支援事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】	都道府県、指定都市
【補助基準額】	地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用 (※)保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

**(4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	① 1自治体あたり：8,108千円 ② 1自治体あたり：(労働条件等の保育士の相談窓口) 4,035千円 (新型コロナウイルス感染症の相談窓口等) 5,587千円
【補助割合】	①国：1/2、都道府県・指定都市：1/2 ②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

5

**(5) 保育士修学資金貸付等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】** (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

**令和5年度においては、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大する。**

【実施主体】	都道府県、指定都市
【貸付額(上限)】	①保育士修学資金貸付 ア 学費 50千円(月額) イ 入学準備金 200千円(初回に限る) ウ 就職準備金 200千円(最終回に限る) エ 生活費加算 40~50千円程度(月額) ②保育補助者雇上支援 2,953千円(年額) 短時間勤務の場合 2,215千円(年額) ③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額(月額) ④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円 ⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
【貸付期間】	①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ④2年間
【返還免除】	①卒業後、5年間の実務従事 ②卒業後、5年間の実務従事 ③再就職後、2年間の実務従事 ④2年間の勤務 ⑤2年間の勤務 <b>＜拡充＞現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域に適用を拡大</b>
【補助割合】	国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

6

## 《就業継続支援》

### (1) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【運用改善】 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【対象事業】	①若手保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援 ④保育士の働き方改革への巡回支援 ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催 <b>《運用改善》地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育て支援に係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。</b> <b>※「①若手保育士への巡回支援」「⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催」</b>
【補助基準額】	①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円 ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,629千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

### (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

**令和5年度においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和4年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(8年→7年)を行う。**

【実施主体】	新子育て安心プランに参加する市区町村
【対象者】	採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士 ※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内 ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内 ※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用 <b>《見直し》対象期間の段階的な見直し(8年→7年)を行う。</b>
【補助基準額】	月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

7

### (3) 保育補助者雇上強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	定員121人未満の施設：年額2,309千円 又は 年額3,079千円(保育士確保が困難な地域の場合) 定員121人以上の施設：年額4,618千円 又は 年額6,158千円(保育士確保が困難な地域の場合)
【保育補助者の要件】	保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】	国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8 国：3/4、市区町村：1/4

### (4) 保育体制強化事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

**令和5年度においては、園外活動時等における園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加する。また、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置(月額10万円)に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助(月額4.5万円)する。**

【実施主体】	市区町村が認めた者
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園 <b>《拡充》園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助(1箇所当たり月額45千円)の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加。</b> <b>スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様。</b>
【補助基準額】	1か所当たり月額100千円 ※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円(勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加) (保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件) ※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円 <b>《拡充》</b> ※3 <b>スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円(※)</b> <b>※保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。</b>
【補助割合】	国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 国：1/2、市区町村：1/2
【補助要件】	保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

8

**(5) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・令和4年度第2次補正予算】**（保育対策総合支援事業費補助金）

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、業務のICT化等を行うためのシステム導入について、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直すとともに、児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

また、登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの限定的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入【見直し】

1機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

2機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）

3機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：100万円）

(4) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：8,000千円 (4) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円<拡充>

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) (7) 国：1/2、市区町村：1/2 (4) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県：1/2

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象とする場合は、国：1/2、自治体：1/2

( (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

<拡充>登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの限定的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

○ 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5に嵩上げ

○ 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体（特別区を含む）が運営する施設を対象とし、

国：3/5、自治体：2/5に嵩上げる。

○ 認可外保育施設は、1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5

9

**(6) 保育人材等就職・交流支援事業**（保育対策総合支援事業費補助金）

① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1市区町村当たり 11,702千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）

② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,440円（代替保育士等雇上費）

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ① 国：1/2、市区町村：1/2 ② 国：3/4、市区町村：1/4

**<<離職者の再就職支援>>**

**(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業**（保育対策総合支援事業費補助金）

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費 7,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円

※ マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費 473千円

離職した保育士等に対する再就職支援 6,217千円

保育士登録簿を活用した就職促進 3,470千円

マッチングシステム導入費 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

10

## 《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(こども家庭推進事業費補助金 37億円(36億円)の内数)

### (1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

### (2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

### (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

### (4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

11

## 多様な保育の充実

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※)) (前年度予算額)  
 124億円+99億円(※) (111億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

### (1) 医療的ケア児保育支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
 【補助基準額】 基本分単価 ①看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)  
 加算分単価 ②研修の受講支援 1施設当たり 300千円  
 ③補助者の配置 1施設当たり 2,230千円  
 ④医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,230千円  
 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)  
 ⑤ガイドラインの策定 1市区町村当たり 570千円  
 ⑥検討会の設置 1市区町村当たり 360千円  
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げする。  
 ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。  
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

### (2) 広域的保育所等利用事業(保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村  
 【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)  
 ・運転手雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)  
 ・事業費(損害賠償保険含む) 10,202千円(自宅送迎の場合1,119千円)  
 ・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円  
 ・改修費 7,270千円  
 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

12

**(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】** (保育対策総合支援事業費補助金)

日常生活における基本的な習慣や態度の醸成等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

令和5年度においては、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員(非常勤可)を1名配置することができるよう拡充する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	1か所当たり 3,859千円 (外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合) 1か所当たり 7,718千円(保育士を配置する場合)
	<b>＜拡充＞1か所当たり 5,351千円(文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合)</b>
	※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

**(4) 新たな待機児童対策提案型事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	1自治体当たり 上限10,000千円
【補助割合】	国：10/10

**(5) 保育利用支援事業(入園予約制)** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

- ①代替保育利用支援  
育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育(一時預かり事業等)に係る利用料を支援。
- ②予約制導入に係る体制整備  
入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①子ども1人当たり 月額 20千円 ②施設1か所当たり 年額2,406千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

13

**(6) 3歳児受入れ等連携支援事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業者等との連携を積極的に行う保育所等(公立保育所を含む)に対して、小規模保育事業者等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム(共同事業体)を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備(共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等)、経営の効率化(経理面での共同管理等)等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要費用を支援する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①1か所当たり年額 4,549千円 ②1自治体当たり年額 4,183千円(コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円)
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

**(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※ ※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10 ※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助
	②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

14

**(8) 民有地マッチング事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

- ①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援  
土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- ②整備候補地等の確保支援  
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- ③地域連携コーディネーターの配置支援  
保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額】 ① 1自治体当たり 6,000千円 ② 1自治体当たり 4,500千円 ③ 1か所当たり 4,400千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

**(9) 保育所等における要支援児童等対応推進事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村  
【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村1/4  
※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

**(10) 待機児童対策協議会推進事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

- 待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、
- ・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
  - ・都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
  - ・幼稚園の認定こども園への移行促進 等
- を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県  
【補助基準額】 1都道府県当たり 2,792千円  
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

15

**(11) 保育環境改善等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】** (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要となる費用の一部について支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、子どもの安心・安全を確保する。

令和5年度においては、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要となる改修費等について補助する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者  
【対象事業】 1. 基本改善事業(改修等) ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業  
＜拡充＞③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要となる改修費等について補助  
2. 環境改善事業(設備整備等)  
①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業  
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業  
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業  
【補助制限】 制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨  
【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円  
＜拡充＞③ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円  
2. 環境改善事業 ①～③、⑤、⑧、⑨) 1施設当たり 1,029千円  
(④) 1施設当たり 500千円以内  
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,448千円  
【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2  
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

**保育環境改善等事業(安全対策事業)【新規・令和4年度第2次補正予算】※令和5年度末までの時限的措置**

【事業内容】  
① 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置等に必要経費  
② ICTを活用した子ども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステムなど)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費  
【実施主体】  
○保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業除く。以下同じ。)及び放課後児童クラブ(①に限る)を対象とする場合  
>市町村又は市区町村が認めた者  
○認可外保育施設を対象とする場合 >都道府県、市町村、都道府県が認めた者又は市町村が認めた者  
○広域的保育所等利用事業を行う者を対象とする場合(①に限る) >市町村又は市区町村が認めた者  
【補助基準額】 ① 市場価格を踏まえ設定  
② 保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設 1施設当たり 200千円以内  
【補助割合】 ① 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)  
② 国:3/5、都道府県・市区町村:1/5、事業者:1/5

16

(12) 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業（保育環境改善等事業）

【令和4年度第2次補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

【実施主体】	都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者	
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設	
【補助基準額】	1施設当たり	
	(1) 定員※ 19人以下	300千円以内
	(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
	(3) 定員※ 60人以上	500千円以内
	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内
	※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数	
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2	

(13) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】（保育対策総合支援事業費補助金）

定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

【事業内容】		
①定期的な預かり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。</li> <li>・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。</li> <li>・集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。</li> <li>・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。</li> </ul>	
②要支援家庭等対応強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。</li> </ul>	
【実施主体】	市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）	
	※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定	
【対象児童】	保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）	
【補助単価】	①・年間延べ利用児童数300人未満	：1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	・年間延べ利用児童数300人以上900人未満	：1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	・年間延べ利用児童数900人以上	：1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	②1か所あたり	742千円
【補助割合】	国：9/10 市町村：1/10	

17

認可外保育施設の質の確保・向上

（令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算（※））（前年度予算額）  
8億円（15億円）

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村	
【補助基準額】	①研修開催 1回当たり 354千円	②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2	

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要となる費用の一部を補助する。

【実施主体】	①～③：都道府県、市区町村	④：市区町村
【補助基準額】	①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 600千円	
	②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 535千円	
	③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 803千円	
	④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,217千円、仮設置費 3,853千円	
【補助割合】	①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2	
	④：国：1/2、市区町村：1/2	

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】	市区町村	
【補助基準額】	職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円	
【補助割合】	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3	

18

**(4) 認可外保育施設改修費等支援事業** (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	《要件1》改修費等 1か所当たり 32,448千円 移転費等 1か所当たり 5,070千円 《要件2》改修費等 1か所当たり 16,224千円 移転費 1か所当たり 1,217千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
【補助要件】	
<要件1>	
1.	職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2.	設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3.	「認可化移行計画」を策定し、
①	無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること、 （※）職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
②	当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。
<要件2>	※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
(1)	市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
(2)	都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
(3)	事業実施期間 ※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

19

**(5) 保育士資格取得支援事業** (保育対策総合支援事業費補助金) <一部再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】	① 1人当たり 受講料の1/2（上限300千円） 代替職員経費 1人1日当たり 7千円 ② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円） ※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
<特例>	認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。） >要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
(1)	市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
(2)	都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
(3)	事業実施期間 ※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

**(6) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【新規】** (こども家庭推進事業費補助金)

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

【実施主体】	民間事業者（公募により決定）
【補助割合】	定額
	ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
①	指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
②	既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

20

## 子ども・子育て支援新制度の推進

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※)) (前年度予算額)  
 2兆1,118億円+1,283億円(※) (1兆9,965億円)  
 ※旧内閣府予算

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。  
 また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### 《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※)) (前年度予算額)  
 1兆9,028億円+1,283億円(※) (1兆8,119億円)

#### (1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

##### 【主な拡充内容】

##### ◇ チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現在は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。  
 (※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

##### ◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

##### ◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

##### ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

(注) 新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

21

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

##### ①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 基本事業 3,078千円

加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、  
 多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円

【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

##### ②病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

令和5年度においては、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 (病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 7,031千円

加算分単価 1,000千円～38,000千円(※)

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費 3,634千円

当日キャンセル対応加算 247千円～1,005千円

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

22

### ③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額） 1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円
	②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額） 30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2～3時間延長 2,640,000円 4～5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円
【補助割合】	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

### ④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	一般型基本分 1か所当たり年額 2,751千円 ～ 48,279千円 ※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議
【補助割合】	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

23

## 《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》

(令和5年度予算案) (前年度予算額)  
2,090億円 (1,846億円)  
※旧内閣府予算

### (1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

#### 【主な拡充内容】

- ◇ 医療的ケア児保育加算の創設  
医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して看護師等の配置を支援するための加算を創設

【実施主体】	公募団体
【補助割合】	定額（10/10相当）

### (2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】	公募団体
【補助割合】	定額（10/10相当）

24

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月閣議決定)に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金<一部再掲>

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」に基づき、認定こども園に対する施設整備費に係る事務の輻輳や縦割りの問題を改善する観点から、保育所等整備交付金(厚生労働省)及び認定こども園施設整備交付金等(文部科学省)の一元化を行うとともに、補助額の算定方法の見直しを行う。

また、沖縄振興特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び山村振興法による補助率の嵩上げについて幼稚園部分も適用するほか、防音壁に対する補助を幼稚園部分も対象にすることや、耐震化診断に必要な費用について保育所部分も対象にするなど施設類型における格差を是正する。

※円滑な移行のため、経過措置も設ける。

【対象事業】	・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型) ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業
【実施主体】	市区町村
【設置主体】	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
【経過措置】	当該交付金への計画的な移行を行うため、令和6年度まで、①「私立幼稚園施設整備費補助金」及び②「幼稚園耐震化整備」のスキームによる補助を可能とする。 ○実施主体 ①事業者(学校設置者) ②都道府県 ○補助割合 ①国1/3、事業者2/3 ②国1/2、事業者1/2

児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を実施。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている**児童福祉施設等(※)の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するもの**については、**国が定める基準(省令)に従わなければならない**こととする改正が行われた。

(※) 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、家庭的保育事業等、一時保護施設

- これを受けて、**各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準(省令)の改正を令和4年11月に行い、同年12月には留意事項通知を発出しているところ**であり、各都道府県等は**この省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。**
- 児童福祉施設のうち、**保育所や家庭的保育事業等**については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした**現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針**であり、**令和5年4月から施行。**
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設けている。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ  
(児童福祉施設の設備及び運営についての基準)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③～⑥ (略)

※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

## 児童福祉施設等における業務継続計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が業務継続計画を策定すること等を努力義務とする省令改正を実施。

### 研究会の報告

令和4年1月の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」において、感染症流行時等の業務継続に関して以下のとおり報告書が取りまとめられた。

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、障害児入所施設等を含む障害福祉サービス等事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する規定が設けられている。**障害児入所施設を含めた他の社会福祉施設における取組を踏まえれば、児童福祉施設においても、業務継続に向けた計画の策定を進めるべき。**
- 具体的には、感染症流行時の業務継続の観点から、以下の対応が必要。
  - ①業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める
  - ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める
  - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う
- また、障害児入所施設の業務継続計画では、感染症だけではなく、地震や水災害といった非常災害が発生した場合も想定しているため、児童福祉施設においても同様の扱いとするべきと考えられる。
- さらに、業務継続計画は感染症対策の一環でもありと考えられること等も踏まえれば、業務継続計画においては、感染症に共通する基本的な感染対策等も組み込む必要があると考える。

86

1

## 保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）

\* 令和4年11月30日 基準改正

### 【改正前】

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士や児童指導員がそれぞれで保育・療育を実施



### 【改正後】

- 保育所と児童発達支援事業所が併設している場合、それぞれの事業の基準を満たしていれば、保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共用といった一体的な支援が可能に



86

(参考) 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ  
(令和3年12月20日) 概要 (抜粋)

具体的な取組内容

□検討を速やかに開始すべきもの ■中長期的な課題

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レス・イク・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

8

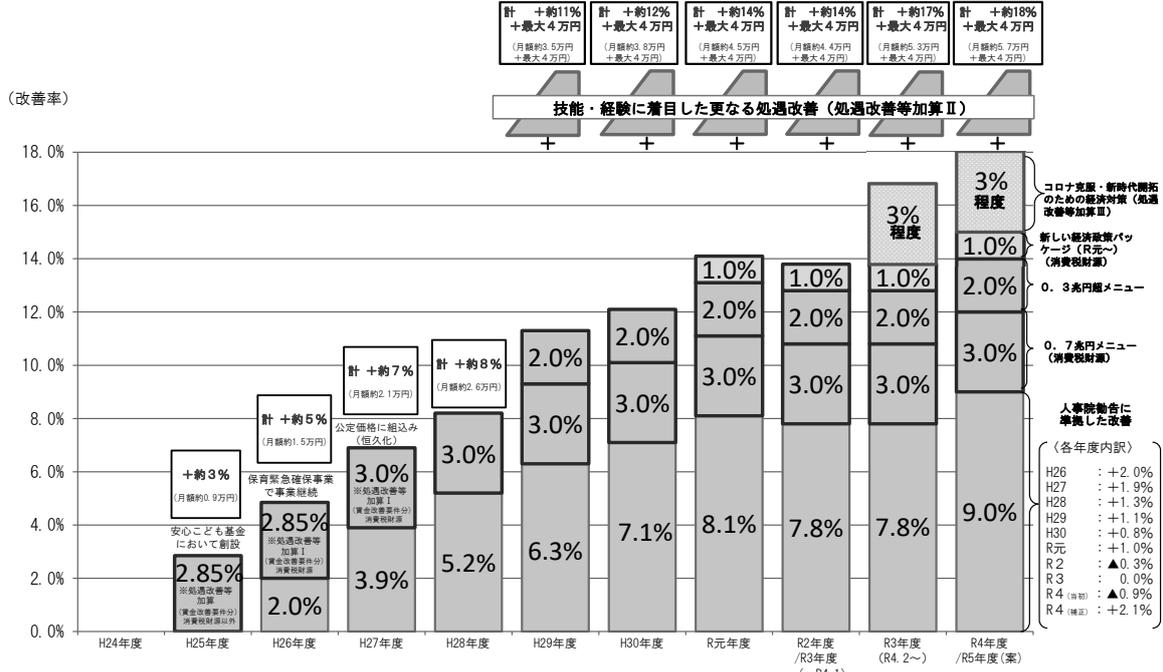
保育所における看護師等のみなし配置に関する人数要件の撤廃について

保育所におけるみなし看護師等の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件を一定の要件の下で撤廃する省令改正を実施。

- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として、**乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師**（以下「看護師等」という。）を**1人に限り保育士とみなすことができる**こととされている。
- 少子化の進行等により保育所に入所する乳児の数が4名付近となるケースが増えている。この場合、**看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘**があり、**引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要がある。**
- こうした状況を踏まえ、国家戦略特別区域ワーキンググループ（令和3年12月20日）において**保育の質を保ちつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃する**ための方策が議論され、以下のとおり結論が出ているため、今般、所要の改正を行った。  
＜国家戦略特別区域ワーキンググループ（令和3年12月20日厚生労働省提出資料抜粋）＞  
①保育士・看護師等の**相互のフォローアップ体制を確保しつつ同一の場所で保育に当たること**、  
②看護師等が、一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど、**乳児保育に関する知識経験を有する者であること**  
の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1人に限り保育士とみなすことができるとする方向で検討する。
- 乳児の在籍人数の要件を撤廃することとするが、これに伴い、条文上は看護師等のみで乳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、**保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識と経験を有することを要件として明確化した（※）。**  
※ 保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日付け事務連絡）

101

## 保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる  
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は  
 ※ 定価により実施（恒久化）

120

## 保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

### 新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付）  
 ・ 学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5予算案】
- 保育士の資格取得を支援  
 ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算～】

### 就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進  
 ・ ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援  
 ・ 上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の資金の補助）  
 ・ 補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の資金の補助）  
 ・ 保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算案】  
 ・ 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算案】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）  
 ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5予算案】  
 ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援  
 ・ 労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算～】  
 ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算～】

### 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）  
 ・ マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）  
 ・ 保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要な費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

103

拡  
充

# 保育士修学資金貸付等事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額  
+ 令和4年度第2次補正予算 42億円

## 1. 施策の目的

○ 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ⇒現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域に適用拡大【拡充】	○貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <small>※生活保護受給者等に対しては、生活保護受給額に相当する程度に減額する。</small> ※貸付期間:最長2年間
2. 保育補助者雇上支援	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
4. 潜在保育士の再就職支援	○ 潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援	○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助割合】 国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

# 保育所等におけるICT化推進等事業

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和4年度第2次補正予算額 91億円

## 1. 施策の目的

○ 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。また、病児保育事業及び一時預かり事業(以下「病児保育事業等」という。)を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

## 2. 施策の内容

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等において、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円  
 (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円  
 (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入 ①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円  
 (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円  
 (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定  
 (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

<見直し内容> 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直す。詳細は次頁

【補助割合】 (1) 国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4 (2) 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4  
 (3) ①国:1/2、市区町村:1/2 ②国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4  
 ※(1)~(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象とする場合は、国:1/2、自治体:1/2  
 \* (1)~(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体を対象。  
 (4) 国:1/2、都道府県・市区町村:1/2 (5) 国:1/2、都道府県:1/2 (6) 国:1/2、都道府県・市区町村:1/2

<拡充> 登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの限定的措置として、補助率の高上げ等を行う。  
 ○ 国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4 から 国:3/5、市区町村:1/5、事業者:1/5に高上げ  
 ○ 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体(特別区を含む)が運営する施設を対象とし、国:3/5、自治体:2/5に高上げする。  
 ○ 認可外保育施設は、1施設当たり20万円(併せて端末購入等を行う場合は70万円) 国:3/5、都道府県・市区町村:1/5、事業者:1/5

## 「保育所等におけるICT化推進等事業」の見直しについて

### 1. 補助要件

- 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を緩和する。  
【現行】：①～③の3機能全てを一体的に備えるシステムの導入が補助要件  
【見直し後】：3機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象とする
- 補助金の申請時に「業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する」旨を申し出た施設を優先的に採択することとする。
- 適切な登降園管理が行われるよう、「②園児の登園・降園の管理」を導入する場合は、各施設で作成する安全計画等に登降園管理システムの活用について明記することを要件とする。
- システム導入による効果の把握を行うため、システム業者の名称やその内容のほか「残業時間の縮減」「職員同士の話し合いの時間が増えた」「子どもに直接対応する時間が増えた」といった保育の質に関する指標について施設から報告を求め、結果の取りまとめ・公表を行うこととする。さらに各施設においても、ICT化の取り組みや導入効果について保護者等に積極的に発信するよう促す。

### 2. 補助基準額

- 導入する機能の数に応じた補助基準額とする ※導入する機能の数・端末購入等の有無に関わらず1施設1回限り
  - ・ 1機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
  - ・ 2機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
  - ・ 3機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：100万円）

### （参考）令和4年度予算執行調査の結果（④今後の改善点・検討の方向性）

#### 1. 業務負担軽減効果の高いICT導入支援となっているか。

業務負担軽減につながる機能の導入が補助要件となっている可能性があることから、本補助金の支援対象となるシステムの要件の緩和を検討すべきである。なお、システムの要件の緩和に当たっては、保育所がICT導入を検討する際の参考になるように、各機能の業務負担軽減効果を示すなどの工夫も併せて検討すべきである。

#### 2. 業務負担軽減は、保育の質の向上や保育士等の処遇改善につながっているか。

ICTの活用による生産性向上の支援の目的は、保育所の経営支援ではなく、保育の質の向上や保育士の処遇改善であると考えられることから、費用の節減は保育士等の処遇等に還元されるべきである。このため、例えば、保育士等の処遇改善を補助要件とする、ないし加点要素とすることで優先採択する仕組みなどを検討すべきである。

拡充

## 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

### 2. 施策の内容

- 指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

＜取組例＞

- ・ 保育士への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ・ 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・ 卒業予定者を対象とした就職説明会 等

### 3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県

【補助基準額】

指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助

⇒＜拡充内容＞

従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「人口減少地域である過疎地や離島など（※）に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

【補助割合】

国：1/2、都道府県：1/2

## 保 育 体 制 強 化 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

### 2. 施策の内容

- (1) 保育支援者の配置  
保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。  
ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ  
エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- (2) 児童の園外活動時の見守り等  
保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。
- (3) スポット支援員の配置  
既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※(1)と合わせて補助する場合は、(1)の職員とは別に加配することを要件とする。

### 3. 実施主体等

- 【実施主体】 市区町村が認めた者
- 【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円  
※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円  
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加  
\* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする  
※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円  
※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4  
国：1/2、市区町村：1/2
- 【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園  
⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助(1箇所当たり月額45千円)の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充】  
⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様
- 【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

## 保 育 士 宿 舎 借 り 上 げ 支 援 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

### 2. 施策の内容

- 【対 象 者】 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士  
※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内  
ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内  
※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
- 《見直し》  
⇒令和4年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(採用された日から起算して8年→7年以内)を行う

### 3. 実施主体等

- 【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村
- 【補助基準額】  
月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額(上限)の金額を設定
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
※特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体：3/8(国：3/8、事業者：1/4)

## 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

&lt;保育対策総合支援事業費補助金&gt;

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

○ 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士(勤務経験が5年以内の保育士)や保育所等に再就職して間もない保育士(再就職後5年以内の保育士)、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

## 2. 施策の内容

## 【事業内容】

- ①若手保育士への巡回支援 : 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ②保育事業者への巡回支援 : 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ③放課後児童クラブへの巡回支援 : 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方改革への巡回支援 : 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施
- ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等 : 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナー等の実施
- ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 : 保育所の自己評価等の充実に伴い保育の質の確保・向上を図り、働きがいが高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援を実施
- ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催 : 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会を開催

⇒ 地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育て支援に係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。

※「①若手保育士への巡回支援」「⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催」

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】 ①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円 ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,629千円

## わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項	保育士(児童福祉法)(現行)	教員(教育職員免許法等)	保育士(児童福祉法)(見直し内容)
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日から起算して3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して2年	登録取消の日から起算して3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>(わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている)</b>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の対応

### 1 これまでの経緯

①社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則で、

「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

とされていた。

②平成29年12月に開催された社会保障審議会福祉部会において、「平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われていることを踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る。」こととされた。

### 2 令和2年度の検討(社会保障審議会福祉部会取りまとめ(令和3年1月25日))

令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において見直しについて検討の結果、以下のとおり取りまとめられた。

#### 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットingの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットingの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

112

## 令和4年4月の待機児童数調査のポイント

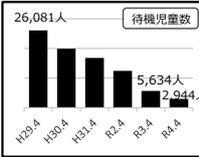
令和4年8月30日(火)  
公表資料

### ① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人  
(対前年▲2,690人)

※調査開始以来、  
**4年連続で最少**

- ・約**85.5%**の市区町村(1,489)で待機児童なし
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。

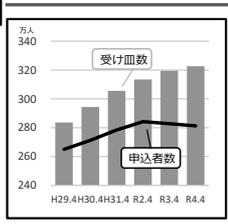


#### 待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

### ② 待機児童数の減少要因

- 令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、
- ・保育の受け皿拡大に加え、
- ・就学前人口の減少
- ・新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控えなどが考えられる。



### ③ 今後の見込み

- 令和4年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、
  - ・女性就業率(25~44歳)の上昇傾向
  - ・保育所等申込率(申込数/就学前人口)の上昇
  - ・フルタイムの共働き世帯割合の増加
  - ・被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容
- ⇒ などをを受け、今後、保育ニーズ(申込者数)も再び増加する可能性があり、注視が必要。

### 今後の取組方針

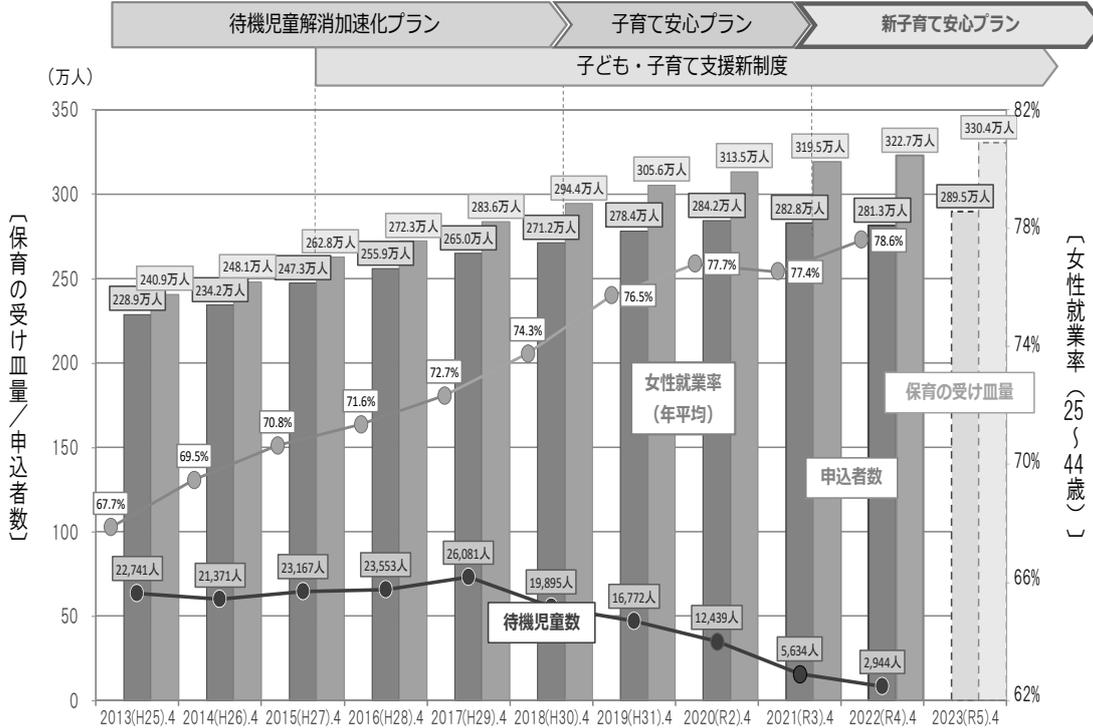
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大の見込みなどを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

#### 令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R4~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人
4か年合計	13.0万人	
新プラン目標	約14万人	

113

## 保育所の利用児童数等の推移



114

## 新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月)  
公表資料

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。  
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和6年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

### ① 地域の特性に応じた支援

- 保育ニーズが増加している地域への支援  
(例)  
・ 新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ

### ○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)  
・ 保育コンシェルジュによる相談支援の拡充  
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参加すれば利用可能とする)
- ・ 巡回バス等による送迎に対する支援の拡充  
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

### ○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

### ② 魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)  
・ 保育補助者の活躍促進 (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ 短時間勤務の保育士の活躍促進  
(待機児童が存在する市区町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化  
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

### ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

- (例)  
・ 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育 (施設改修等の補助を着設)
- ・ や小規模保育 (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し~6人増しまで可とする)) の推進
- ・ ベビーシッターの利用料助成の非課税化 (令和3年度税制改正で対応)
- ・ 企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚)
- ・ 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

115

# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- 待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

## 2. 施策の内容

### 1. 受け皿整備等

#### (1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）（前掲）

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ  
 ※ 補助基準額  
 賃貸物件による保育所改修費等支援事業（20名以上59名以下の場合）  
 35,490千円（通常27,378千円）

#### (2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）（前掲）

新設の場合に限り、建物借料と定価価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）  
 ※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

#### (3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置  
 ※ 補助基準額 2,735千円  
 ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

### 2. 保育人材の確保

#### (1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）（前掲）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置  
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

#### (2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）（前掲）

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置  
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

### 3. 地方自治体からの提案型事業

#### ○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援  
 ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）  
 ※ 補助割合 国：10/10

### KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

#### 「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

#### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



## 保育の受け皿整備

（令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算（※））

（前年度予算額）

313億円+387億円（※）（482億円）

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

### （1）就学前教育・保育施設整備交付金（旧保育所等整備交付金）【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等により整備を推進する。

【対象事業】 保育所整備事業・幼保連携型認定こども園整備事業・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）  
 ・公立認定こども園整備事業・小規模保育整備事業・防音壁整備事業・防犯対策強化整備事業

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

### （2）保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業  
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※（7）緊急対策参加自治体、（イ）待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用（増加）定員60名以上の場合 55,770千円（（7）60,840千円、（イ）63,882千円）等

②1事業所当たり 22,308千円（（7）32,448千円、（イ）35,490千円） ④1施設当たり 32,448千円（（イ）35,490千円）

③1施設当たり 22,308千円（（7）32,448千円、（イ）35,490千円） ⑤保育所で行う場合 22,308千円（（7）32,448千円、（イ）35,490千円）等

【補助割合】 ①～④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村等：1/3

## 利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和4年度予算 1,800億円の内数 → 令和5年度予算（案） 1,920億円の内数  
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

### 1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

《令和5年度補助基準額》

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

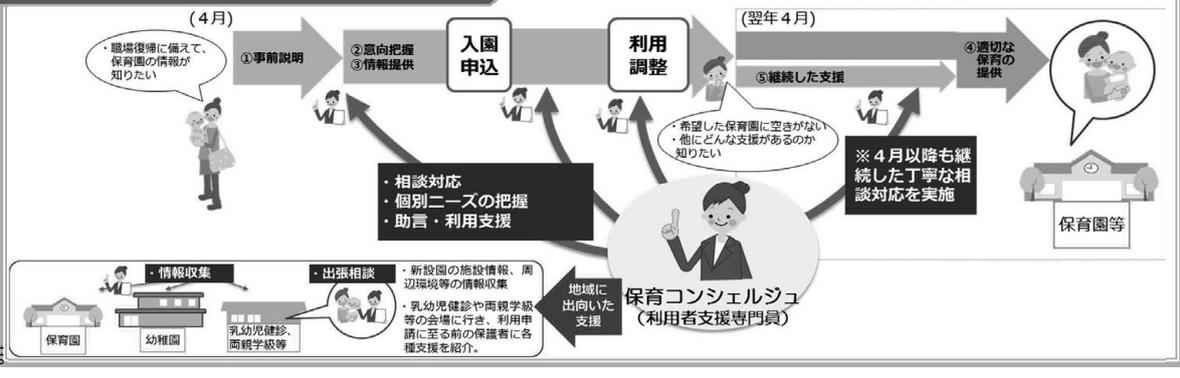
①基本分 3,150千円

実施か所数：R2年度394か所 → R3年度379か所

②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,451千円	781千円	1,093千円	1,934千円	805千円	774千円

### 2. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



## 広域的保育所等利用事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円） ※（）内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

○ 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするるとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。

### 2. 施策の内容

- 子ども送迎センター等事業  
市区町村が設置することも送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。
- 代替屋外遊戯場送迎事業  
各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。
- 子ども送迎センター設置改修事業  
既存の建物を改修して子ども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

#### 【事業イメージ】



### 3. 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

【補助基準額】・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）

・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円） ・バス購入費 15,000千円

・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

○ 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。

○ 子ども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。

○ 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

### 4. 事業実績

＜子ども送迎センター等事業＞ H30：29自治体（36か所） R1：34自治体（41か所） R2：37自治体（46か所）

＜代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業＞ H30：2自治体（7か所） R1：2自治体（7か所） R2：3自治体（5か所）

※R1、R2年度はいずれも交付決定ベース

## 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業に関する議論

### 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(R3.12.20)

#### 2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性

##### (1) 人口減少地域等における保育所の在り方

##### ① 取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

##### ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援

- 人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきており、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とするなど、地域の実情に応じて必要な機能を選択し、展開することについても真剣に検討すべき時期に来ている。
- 例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、(3)①i)に掲げるような他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。
- また、保育所が多機能化を図るために、例えば保育所がその空きスペースを活用し、子育て相談のためのスペースを設ける際の改修費を支援するなど、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援をすることが必要である。

### 全世代型社会保障構築会議報告書(R4.12.16)

#### Ⅲ. 各分野における改革の方向性

##### 1. こども・子育て支援の充実

##### (2) 取り組むべき課題

##### ① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

##### ◆全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備

- 産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る必要がある。
- また、育児の負担や孤立感を解消するとともに、低年齢のこどもの良質な育成環境を確保することが重要であることも踏まえ、未就園児の親についても、一時預かりなどの必要なサービスの利用を保障するための支援の充実を図る必要がある。

##### (3) 今後の改革の工程

##### ① 足元の課題

- ・出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化等
- ・令和4年度第二次補正予算で措置された、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援をあわせたパッケージを、恒久的な財源を確保しつつ継続的に実施

##### ② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・1. (2)において記載された項目のうち、上記①以外の項目
- ・「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

120

新規

## 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円(453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な育成環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

### 2. 施策の内容

#### 【事業内容】

##### ① 定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

##### ② 要支援家庭等対応強化加算

- ①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関(市町村や要対協など)との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画(※)を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

(※) 改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



(※) 認定こども園、地域子育て支援拠点等

### 3. 実施主体等

【実施主体】市町村(※)(市町村が認めた者への委託可。)

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児(長期スパンでの利用が前提)

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)  
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)  
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国: 9/10 市町村: 1/10

121

4. 実施にかかる要件等(案)

【実施場所】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

【実施要件】

- 定期的な預かりを実施する。
  - ア 保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週1～2回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）
  - イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録
  - ウ 保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等
- 検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。
  - ア 定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定
  - イ 未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策
  - ウ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討
  - エ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討
  - オ その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※1市町村で複数箇所の定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○ 要支援家庭等対応強化（加算）

- ア 関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成
- イ 関係機関との協働対応による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】

- 対象自治体は、公募により選定。（令和5年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）
- 地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を選定。
- 公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を決定し、事業に着手すること。
- 事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求めることがある。）

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、地方交付税により措置
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

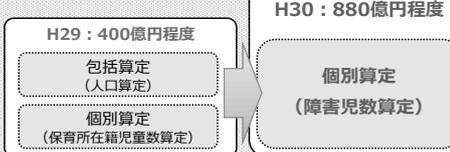
<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

2 平成30年度における改善点

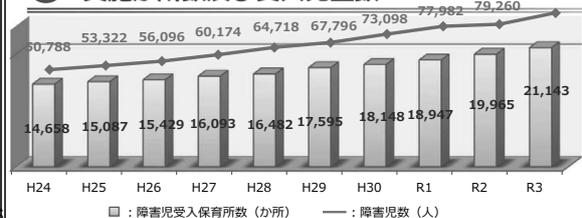
- ・ 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、400億円程度から880億円程度に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<改善の経緯>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R4.4.1時点)

合計	単位：人	
	常勤職員	非常勤職員
46,720	25,605	21,115

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ  
 ※障害児数には、軽度障害児を含む  
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員  
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

# 病児保育事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

## 1. 施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 2. 施策の内容

- (1) **病児対応型・病後児対応型**  
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**  
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型(訪問型)**  
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和5年度補助単価案(病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：7,037,000円

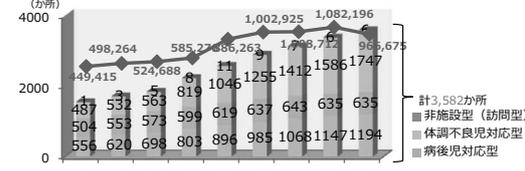
加算分単価：1,000,000円 ~ 38,000,000円(※)

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

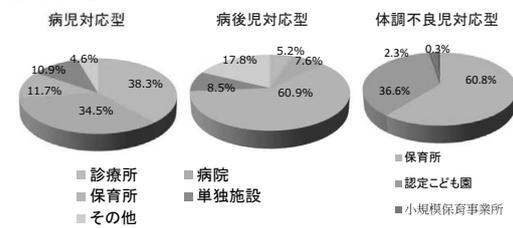
※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。  
※ 2(1)病児対応型・病後児対応型について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して指定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。(前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 【実施場所】



# 医療的ケア児保育支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修を受講等を奨励するほか、市区町村等において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 2. 施策の内容



## 3. 実施主体等

- 【実施主体】都道府県、市区町村
- 【補助基準額】
- 基本分単価
    - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)
  - 加算分単価
    - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
    - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
    - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
    - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
    - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- 【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- ※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ  
・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。
- 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 【事業実施】  
R2(公募ベース)：109自治体(171か所)

拡充

# 家庭支援推進保育事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

## 2. 施策の内容

### 【事業概要】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。  
また、特に配慮が必要な家庭の子どもが全体の40%以上となった上で、外国人家庭の子どもが20%以上の場合に、保育士をさらに1名加配し支援を行う。

### ＜拡充内容＞

- 「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。

※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能とする。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村

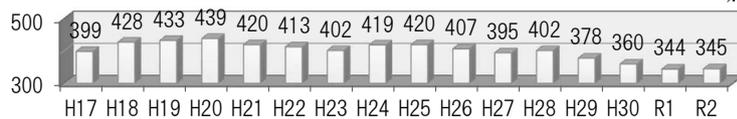
【補助基準額】1か所当たり 3,859千円  
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）  
1か所当たり 7,718千円（保育士を配置する場合）

1か所当たり 5,351千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）

【補助割合】国：1/2、市町村：1/2

## 4. 事業実績

（か所数）



※R1、R2は交付決定ベース

142

5

# 一時預かり事業

## 1. 施策の目的

子ども・子育て支援交付金 令和5年度予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

## 2. 施策の内容

- （1）一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- （2）余裕活用型（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- （3）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- （4）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- （5）居宅訪問型（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 3. 実施主体等

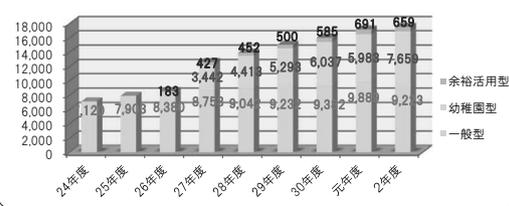
【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

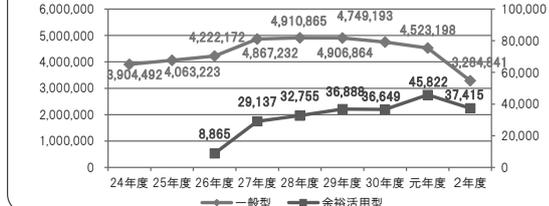
【令和5年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,751千円～48,279千円

【実績】

### ＜実施か所数＞



### ＜延べ利用児童数＞



## 一時預かり利用者負担軽減事業

子育て支援対策臨時特例交付金 令和3年度補正予算：602億円の内数

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円  
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助率】 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

## 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

### <目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組み際に活用する。

### 1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
  - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
  - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
  - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

### 2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 保育における子どもの理解
  - (3) 保育の計画と実践の振り返り
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

### 3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
  - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
  - (2) 評価の観点・項目の設定
  - (3) 現状・課題の把握と共有
  - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

### 4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
  - (1) 保育の記録とその活用
  - (2) 保育所における取組の進め方
  - (3) 自己評価の方法とその特徴
  - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

### 5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
  - (1) 自己評価の結果を公表する意義
  - (2) 自己評価の結果の公表方法
  - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

14

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

- 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染症や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)等に必要な経費について引き続き補助を行うので、積極的に活用されたい。

### 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業継続支援(令和4年度第2次補正予算)

#### 【事業内容】

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助

- ①緊急時の保育人材確保に係る費用
- ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 事業内容の①及び②の合計 1施設当たり

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員 19人以下              | 300千円以内 |
| (2) 定員 20人以上59人以下         | 400千円以内 |
| (3) 定員 60人以上              | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

#### <補助対象の拡充等>

- ・R2(1次)補正→市区町村が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の業者からの一括購入費用や消毒費用等。補助基準額は一律50万円。
- ・R2(2次)補正→かかり増し経費、研修受講経費を補助対象に追加。
- ・R2(3次)補正→やむを得ない場合の職員のPCR検査費用。定員規模別の補助基準額を設定。
- ・R3補正→職員用の医療用抗原検査キット購入費用。
- ・R4補正→感染者や濃厚接触者等が発生した場合を対象

### 保育所等における感染症対策のための改修整備等(令和5年度当初予算)

#### 【事業内容】

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

>保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)

>保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。(簡易なものを対象(補助基準額：1,029千円))

【補助割合】 保育所等整備交付金 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

保育環境改善等事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

## 令和3年の地方からの提案

### 保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の延長

#### 【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。  
※幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。
- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）  
※ 現在特例を使用しているのは大阪市のみ

#### 【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

#### （提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

#### 【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の影響が大きいことも踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、**令和7年3月31日まで延長**することとする。  
※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

154

## 保育所の居室面積の特例について

### 保育所の設備運営基準の概要

※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）  
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間  
○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。

### 居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、**国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。**

要件 （1または2のいずれか） ※それぞれ①は前々年の4月1日、②は前々年の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村	2 以下のいずれにも該当する市区町村
	① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、土地等の確保が困難であること	① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が三大都市圏のうち最も低い都市圏を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもおお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること
期間	平成24年4月1日～令和7年3月31日（令和4年12月に政令を改正）	
対象市区町村数	7市区町村【令和5年4月1日時点（予定）】（特例開始以降、利用は大阪市のみ）	
	大阪府	大阪市
	兵庫県	西宮市

155

## 令和4年の地方からの提案

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

### 【現行制度の概要】

- 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、児童福祉法施行規則、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則において規定されている。

### 【提案の内容】（提案団体：浜松市）

- 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
- なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

#### （提案団体から示された具体的な支障事例）

- 認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業等）、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。
- 保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出ることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

### 【提案を受けた検討の結果】

- 施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。
  - 一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手續に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。
- ※なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼用の様式を作成することは可能である。

# 「自治労の保育運動」のご購読を！

「自治労の保育運動」は、自治労保育部会幹事が編集委員になり、保育情勢に関する特集記事や解説、先進的な取り組みの紹介などを掲載している機関紙です。毎号、自治労保育部会ならではの視点で保育のあり方を考え、現場から運動を展開していくための切り口となる記事を掲載しています。全国各地で保育を支えている自治労の仲間が日々奮闘していることを実感し、私たちの運動に自信と希望を持てる雑誌をめざしています。ぜひご購読ください。

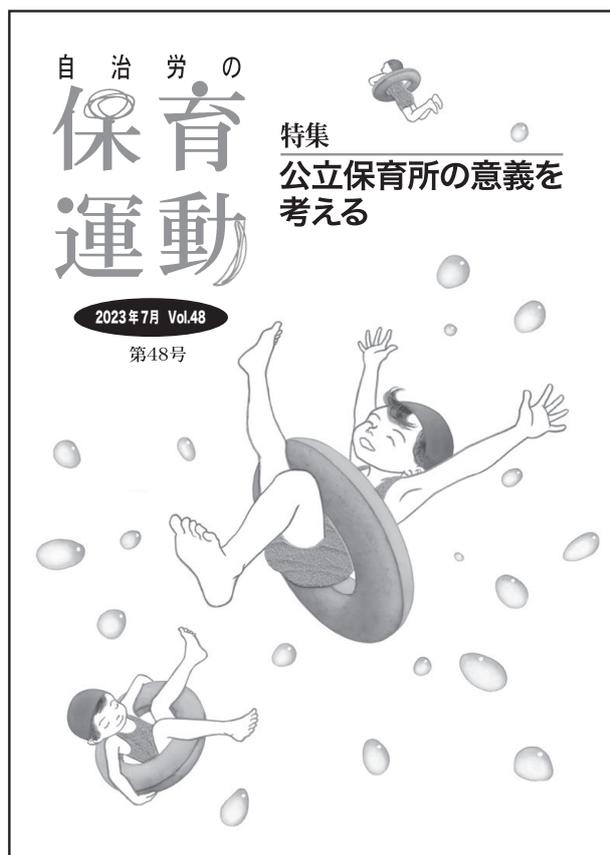
(年間購読で、年間2号発行します。)



## 原稿募集

子どもが主体の保育実践・子どもの権利を守る取り組み、多様なニーズに応え地域の住民や機関と協働した取り組みなど

**自治労社会福祉評議会まで**



年2回発行（7月と11月）／B5判40頁  
編集：自治労社会福祉評議会・保育部会／  
（公社）子ども情報研究センター  
年間購読料（本体500円＋税）×2回  
合計1,100円（送料込み）

==== お申し込みは **自治労出版センター** まで =====

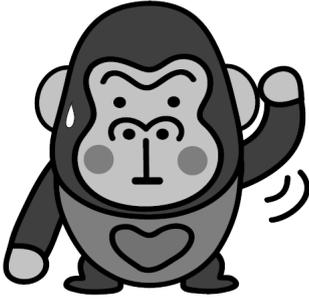
〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館  
TEL. 03-3263-2023 FAX. 03-5213-5485

●送付先名 \_\_\_\_\_ ●ご担当者 \_\_\_\_\_

●送付先 \_\_\_\_\_

●部 数 \_\_\_\_\_ 部 ●電 話 \_\_\_\_\_

\*この申込書記載の個人情報、出版センターの案内以外の目的には使用いたしません。



社会福祉評議会のキャラクター「かいごり君」とともに、  
社会福祉評議会のキャラクターとして、  
自治労新聞などにも、登場しています！！

みんなに、「福」を届けたい！！

チームしゃぶくろう！！



7羽のフクロウは、それぞれ色が違って7色です。

多様性の尊重や社会福祉評議会の多様な課題を表しています。

# じちろう

# ネット

自治労 HP  
フェイスブック  
ツイッターも  
続々更新中!



**自治労情報にいつでもアクセス可能!**

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した  
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。  
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申込みは県本部まで!

